

建築物省エネ法に基づく 省エネ基準適合義務制度等 に係る手続きマニュアル

(令和7年 4月版)

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター

目次

<用語の定義>	6
I 手続きマニュアル編	9
1. 省エネ基準適合義務制度	9
(1) 省エネ基準適合義務・省エネ適判の対象	9
1) 省エネ基準適合義務の対象	9
2) 省エネ適判の対象	13
3) その他	15
(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける場合	16
1) 住宅・非住宅共通〔基本形〕	16
① 全体の流れ	16
② 具体的な手続き	18
a. 建築確認申請〔建築主→建築主事・指定確認検査機関〕	18
b. 省エネ適判申請〔建築主→所管行政庁・省エネ適判機関〕	20
i 必要な図書等	21
● 建築物エネルギー消費性能確保計画書（省エネ計画書）について	21
● 省エネ計画への添付図書について	29
ii 審査内容の概要	33
● 一次エネルギー消費量基準に係る審査〔住宅・非住宅が対象〕	33
● 外皮性能基準に係る審査〔住宅のみが対象〕	34
iii その他留意点	34
● 省エネ適合性判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合	34
● 仕様計算併用法にて省エネ基準適合をする場合（具体の計算方法は P68 を参照） ..	34
c. 確認済証の交付から完了検査までの手続き	35
i 省エネ適判通知書等の交付及び建築主事等への提出	35
ii 建築主事等への提出に必要な図書等	35
iii 着工	36
d. 完了検査	36
i 完了検査申請〔建築主 → 建築主事・指定確認検査機関〕	36
ii 完了検査の実施〔建築主事・指定確認検査機関 → 建築主〕	37
③計画変更する場合の手続き	39
●再適判の場合の変更申請手続き	40
●軽微な変更の場合の手続き	40
a. ルート A：省エネ性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変 更	40
b. ルート B：一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内で	

エネルギー消費性能を低下させる変更	41
c. ルート C：再計算により省エネ基準に適合することが明らかな変更	42
●手続き	43
●評価方法を変更した際の取扱いについて	43
2) 省エネ適判と住宅性能評価を同一機関に申請する場合の手続きの合理化	44
①全体の流れ	44
②具体的な手続き	45
a. 設計住宅性能評価の申請	45
b. 省エネ適判申請	45
c. 建築確認申請	46
d. 完了検査申請	46
e. 完了検査	46
③計画変更する場合の手続き（省エネ適判と住宅性能評価を同一機関に申請する場合）	46
●軽微な変更該当する場合	47
●軽微な変更該当しない場合	47
※複合建築物の取扱い	47
（3）省エネ適判を省略する場合（仕様基準、設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書、長期使用構造等である旨の確認書の活用）	47
1) 全体の流れ	47
2) 具体的な手続き	48
a. 建築確認申請	48
i 申請に必要な図書	48
ii 審査内容の概要	49
●仕様基準により省エネ基準適合を示す場合	49
●設計住宅性能評価書等により省エネ基準適合を示す場合	49
iii 確認済証の交付	49
b. 完了検査	50
i 完了検査申請 [建築主 → 建築主事・指定確認検査機関]	50
ii 完了検査の実施 [建築主事・指定確認検査機関 → 建築主]	50
3) 計画変更する場合の手続き	51
●軽微な変更のうちルート A、ルート B に該当する場合	51
●軽微な変更のうちルート C に該当する場合又は軽微な変更該当しない場合	51
2. 性能向上計画認定	52
（1）性能向上計画認定の対象	53
（2）性能向上計画認定の基準	55
（3）性能向上計画認定の取得	56
1) 性能向上計画認定申請に必要な書類	56
2) 性能向上計画認定された内容に変更が生じた場合	57

3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更について	57
II 省エネ基準解説編.....	58
1. 省エネ基準適合義務制度.....	58
(1) エネルギー消費性能等の計算方法.....	58
1) 非住宅部分に係る計算方法等の概要.....	58
①標準入力法.....	59
②モデル建物法.....	60
a. モデル建物法.....	60
b. モデル建物法（小規模版）.....	60
2) 住宅部分に係る計算方法等の概要.....	68
① 標準計算.....	69
a. 外皮性能.....	69
b. 一次エネルギー消費性能.....	71
② 仕様基準.....	73
a. 外皮仕様基準.....	73
b. 設備仕様基準について.....	73
③ 標準計算と仕様基準の併用（仕様計算併用法）.....	73
④ 共同住宅の共用部に係る一次エネルギー消費量の計算について.....	74
3) 各計算法の適用について.....	76
4) 既存住宅・建築物の増改築時における省エネ性能の算定の考え方等について.....	76
5) 認定等を受けた住宅・建築物の取扱いについて.....	77
① 大臣認定を受けた建築物の取扱い.....	78
② 性能向上計画認定を受けた建築物の取扱い.....	78
③ 低炭素認定を受けた建築物の取扱い.....	78
④ 気候風土適応住宅の適合義務における取扱い.....	79
(2) 工事監理者による省エネ基準工事監理.....	81
III 様式作成例	82
(1) 適合義務・適合性判定関係.....	82
1) 計画書（事務所、共同住宅（仕様基準））.....	82
2) 適合判定通知書.....	105
3) 期間を延長する旨の通知書.....	107
4) 確認申請書.....	109
5) 宣言書.....	135
(2) 軽微変更関係.....	137
1) 軽微変更説明（住宅・標準計算）.....	137

2) 軽微変更説明（非住宅・モデル建物法）	143
3) 軽微変更該当証明申請書（参考様式）	159
4) 軽微変更該当証明書（参考様式）	161

<用語の定義>

本マニュアルで用いた略語等(2025 年 4 月施行予定に基づく)

なお、特に言及する場合を除き、参照する条文についても 2025 年 4 月施行後の条項を用いている。

略語	説明
建築物省エネ法	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年 7 月 8 日法律第 53 号）
改正法、法	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年 6 月 17 日公布）
建築物省エネ法施行令、令	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）
建築物省エネ法施行規則、施行規則	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）
基準省令	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）
算出告示	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年 1 月 29 日号外国土交通省告示第 265 号）
仕様基準	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年 1 月 29 日号外国土交通省告示第 266 号）
誘導仕様基準	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和 4 年 11 月 7 日号外国土交通省告示第 1106 号）
建基法	建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）
エコまち法	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年 12 月 3 日法律第 84 号）
住宅品質確保法	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年 6 月 23 日法律第 81 号）
長期優良住宅普及促進法	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年 12 月 5 日法律第 87 号）
省エネ基準適合義務、適合義務	法第 10 条第 1 項で定める建築主の基準適合義務
性能向上計画認定	法第 29 条で定める建築物エネルギー消費性能向上計画の認定
省エネ性能	法第 2 条第 1 項第 2 号で定めるエネルギー消費性能

省エネ基準	法第 2 条第 1 項第 3 号で定める建築物エネルギー消費性能基準
建築物エネルギー消費性能確保計画、省エネ計画	法第 11 条第 1 項で定める建築物エネルギー消費性能確保計画
所管行政庁	法第 2 条第 1 項第 5 号で定める所管行政庁
所管行政庁等	所管行政庁及び省エネ適判機関
省エネ適判員	法第 42 条で定める適合性判定員
建築主事	建基法で定める建築主事及び建築副主事
確認検査員	建基法で定める確認検査員及び副確認検査員
建築主事等	建築主事及び確認検査員
省エネ適判	法第 11 条第 1 項で定める建築物エネルギー消費性能適合性判定
省エネ適判機関	法第 14 条第 1 項で定める登録建築物エネルギー消費性能判定機関
省エネ適判通知書	法第 11 条第 3 項で定める建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書
非住宅部分	基準省令第 1 条第 1 項で定める非住宅部分
住宅部分	基準省令第 1 条第 1 項で定める住宅部分
複合建築物	基準省令第 1 条第 1 項で定める複合建築物
建築確認	建築基準法で定める建築物の建築等に関する申請及び確認
確認済証	建築主事等による建築確認を受け交付される確認済証
完了検査	建築基準法で定める建築物の完了検査の申請及び検査
検査済証	建築主事等による完了検査を受け交付される検査済証
低炭素建築物新築等計画認定通知書	エコまち法に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受け交付される通知書
住宅性能評価機関	住宅品質確保法に基づく登録住宅性能評価機関
住宅性能評価	住宅性能評価機関が実施する住宅性能評価
設計住宅性能評価書	設計図書等に係る住宅性能評価を受け交付される評価書
建設住宅性能評価書	設計住宅性能評価書どおりに施工されていることの住宅性能評価機関による検査を受け交付される評価書
長期使用構造等の確認	住宅品質確保法に基づく長期使用構造等である旨の確認
長期使用構造等である旨の確認書	長期使用構造等の確認を受け交付される確認書
長期優良住宅の認定	長期優良住宅普及促進法に基づく長期優良住宅であることの認定
長期優良住宅認定通	長期優良住宅の認定を受け交付される通知書

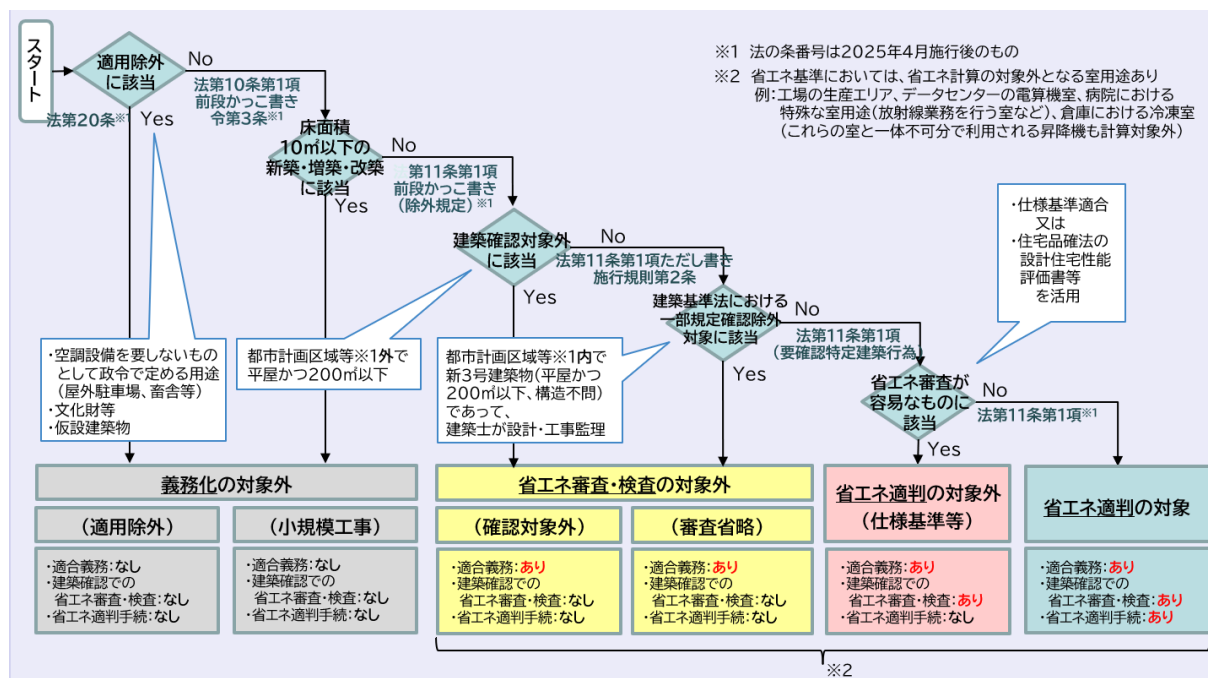
知書	
建築研究所	国立研究開発法人建築研究所
Web プログラム	建築研究所ホームページ上で公開する省エネルギー基準に準拠した一次エネルギー消費量計算プログラム
住宅 Web プログラム	住宅部分の一次エネルギー消費量計算に用いる Web プログラム
非住宅 Web プログラム	非住宅部分の一次エネルギー消費量計算に用いる Web プログラム

I 手続きマニュアル編

1. 省エネ基準適合義務制度

(1) 省エネ基準適合義務・省エネ適判の対象

<省エネ基準適合義務・省エネ適判対象判別フロー>



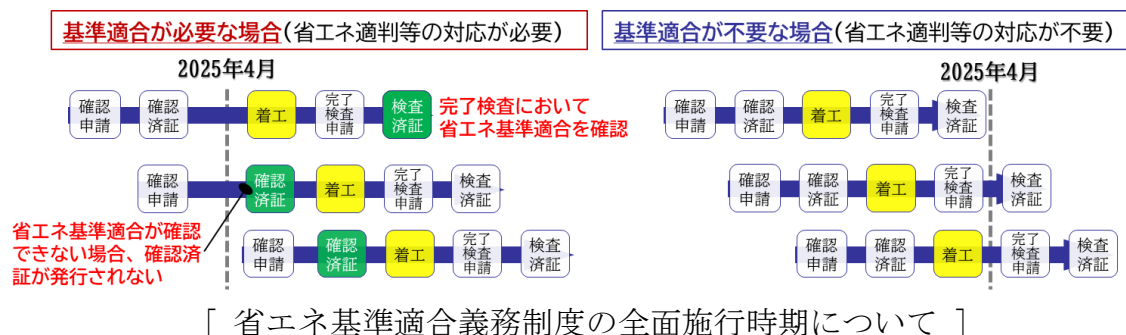
1) 省エネ基準適合義務の対象

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年6月17日公布 令和4年法律第68号）により、現在は、中規模以上の非住宅建築物を対象としている省エネ基準適合義務について、令和7年4月1日以降に着工されるものから、新築・増改築される原則全ての住宅・非住宅建築物について、省エネ基準適合が義務づけられることとなった。

なお、建築物省エネ法に基づく省エネ基準適合義務は、建築基準関係規定であるため、建築確認で省エネ基準適合の確認を要する場合、省エネ基準適合が確認できない限り確認済証が交付されず、着工できないこととなる。

	改正前(2025年3月以前)		2025年4月以降	改正(2025年4月以降)	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届出義務		適合義務	適合義務
中規模(300㎡以上)	適合義務	届出義務		適合義務	適合義務
小規模(300㎡未満)	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

[省エネ基準適合義務の対象の拡大]



○ 適用除外

この省エネ基準適合義務制度については、法第 10 条及び第 20 条の規定に基づき、以下のとおり適用除外要件が規定されている。

- 10 m²以下の新築・増改築
- 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの※
- 歴史的建造物、文化財等
- 応急仮設建築物（建基法第 85 条第 1 項又は第 2 項）、仮設建築物（同法第 85 条第 2 項）、仮設興行場等（同法第 85 条第 6 項又は第 7 項）

※ 適用除外となる建築物の解説（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について（技術的助言）（国住建環第 215 号、国住指第 4190 号、平成 29 年 3 月 15 日、国土交通省住宅局住宅生産課長・建築指導課長通知））

* 発出時点の条番号に基づく記載であることにご留意ください。

1. 規制措置の対象となる建築行為について

（3）規制措置の適用除外となる建築物について

法第 18 条第 1 号及び令第 7 条第 1 項において、居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がない用途に供する建築物については、規制措置を適用しないこととしているが、当該用途に供する建築物に該当するものは、次の①及び②のとおりである。なお、規制措置の適用除外となる建築物は、建築物全体が次の①及び②の用途に該当するものであり、複合用途の建築物において次の①及び②の用途に該当しない部分を有するものについては、規制措置の適用除外の対象とはならないため、適切に運用されたい。

①居室を有しないことにより空気調和設備を設ける必要がない用途に供する建築物

次の 1) から 3) までのいずれかに掲げるものが該当する。

- 1) 物品（機械等を含む。以下同じ。）を保管又は設置する建築物で、保管又は設置する物品の性質上、内部空間の温度及び湿度を調整する必要がな

いもの

令第7条第1項第1号において、自動車車庫、自転車駐車場、堆肥舎を例示しているが、これらの他に、倉庫又は危険物の貯蔵場のうち常温のもの、変電所、上下水道に係るポンプ施設、ガス事業に係るガバナーステーション又はバルブステーション、道路の維持管理のための換気施設、受電施設、ポンプ施設等が該当する。

2) 動物を飼育又は収容する建築物で、飼育又は収容する動物の性質上、内部空間の温度及び湿度を調整する必要がないもの

令第7条第1項第1号において、畜舎を例示しているが、この他に、水産物の養殖場又は増殖場等で常温のものが該当する。

3) 人の移動等のための建築物

令第7条第1項第1号において、公共用歩廊を例示している。

②高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がない用途に供する建築物

令第7条第1項第2号において、観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院のうち高い開放性を有するものを例示している。このうち「高い開放性を有するもの」には、建築物の構造が次の1)又は2)のいずれかの要件を満たすものが該当する。

1) 壁を有しないこと

2) 開放部分のみで構成されていること

(関連条文)

●建築物省エネ法

第十条 建築主は、建築物の建築（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。）をしようとするときは、当該建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

第二十条 この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物

二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物

三 仮設の建築物であって政令で定めるもの

●建築物省エネ法施行令

第三条 法第十条第一項の政令で定める規模は、建築物の建築に係る部分の床

面積（内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であって常時外気に開放された開口部を有するもののうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の二十分の一以上であるものの床面積を除く。）の合計が十平方メートルであることとする。

第四条 法第二十条第一号の政令で定める用途は、次に掲げるものとする。

- 一 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途
- 二 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途（壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。）

2 法第二十条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 文化財保護法第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物
- 三 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定により重要美術品等として認定された建築物
- 四 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
- 五 第一号、第三号又は前号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
- 六 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

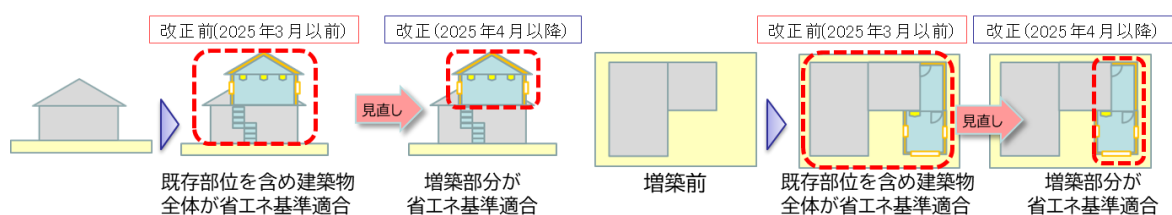
3 法第二十条第三号の政令で定める仮設の建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であって、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの
- 二 建築基準法第八十五条第二項に規定する事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- 三 建築基準法第八十五条第六項又は第七項の規定による許可を受けた建築物

○増改築の場合の省エネ基準適合が必要な部分

また、法改正により、令和7年4月1日から増改築の場合の省エネ基準適合義務の対象が、従前は[増改築を行った部分+既存部分の全体で省エネ基準適合]としていたところ、[増改築を行った部分で省エネ基準適合]へと見直されている。

なお、ここで言う「増改築」は建基法に定める増改築であり、建基法による「増改築」の定義に該当しない、いわゆるリフォーム及び別棟による敷地内増築は含まれないので留意すること。



[省エネ基準適合が必要な部分]

(関連条文)

●建築物省エネ法

第十条 建築主は、建築物の建築（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。）をしようとするときは、当該建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

2) 省エネ適判の対象

省エネ基準適合義務制度の対象となる場合、建基法第6条の四第1項第3号に掲げる建築物（200 m²以下の平屋建、都市計画区域外の建築物）の建築である場合を除き、省エネ基準適合が確認済証の交付要件となる。省エネ基準適合については、原則として、省エネ適判を受け省エネ適判通知書の交付を受けることが必要であるが、以下の場合、省エネ適判を受けることを要しない。

- 仕様基準又は誘導仕様基準（以下本マニュアルにおいて「仕様基準」という。）を用いて省エネ基準に適合する場合※
- 設計住宅性能評価書の交付、長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受け、当該評価書等を活用する場合※

※ 建築確認の審査において省エネ基準適合を確認。この場合の手続きは1. (3)を参照。

(関連条文)

●建築物省エネ法

第十一条 建築主は、前条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準

に適合させなければならない建築物の建築(建築基準法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下この項並びに次条第一項及び第二項において「特定建築行為」という。)であって、同法第六条第一項の規定による確認を要するもの(以下この条において「要確認特定建築行為」という。)をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画(特定建築行為に係る建築物(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分)のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下この条及び次条において同じ。)を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定(建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。)を受けなければならない。ただし、要確認特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

●建築物省エネ法施行規則

第二条 法第十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第十二条第二項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、次に掲げる建築行為のいずれかに該当するものとする。

一 住宅(複合建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。)第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。)の住宅部分(同条第二項に規定する住宅部分をいう。)のみの増築又は改築をする場合における当該住宅部分を含む。以下この号において同じ。)の建築であって、当該住宅(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分)を次に掲げる基準のいずれかに適合させるもの

イ 基準省令第一条第一項第二号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準(同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅(ロにおいて「気候風土適応住宅」という。)にあっては、同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。)

ロ 基準省令第十条第二号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準(気候風土適応住宅にあっては、同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。)

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号)第三条第一項に規定する設計住宅性能評価(以下この号及び次条第

四項において「設計住宅性能評価」といい、特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。)を受けた住宅の新築

三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第六条第一項の認定（同法第八条第一項の変更の認定を含む。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第一項の確認（次条第四項において「確認」という。）を受けた住宅の新築

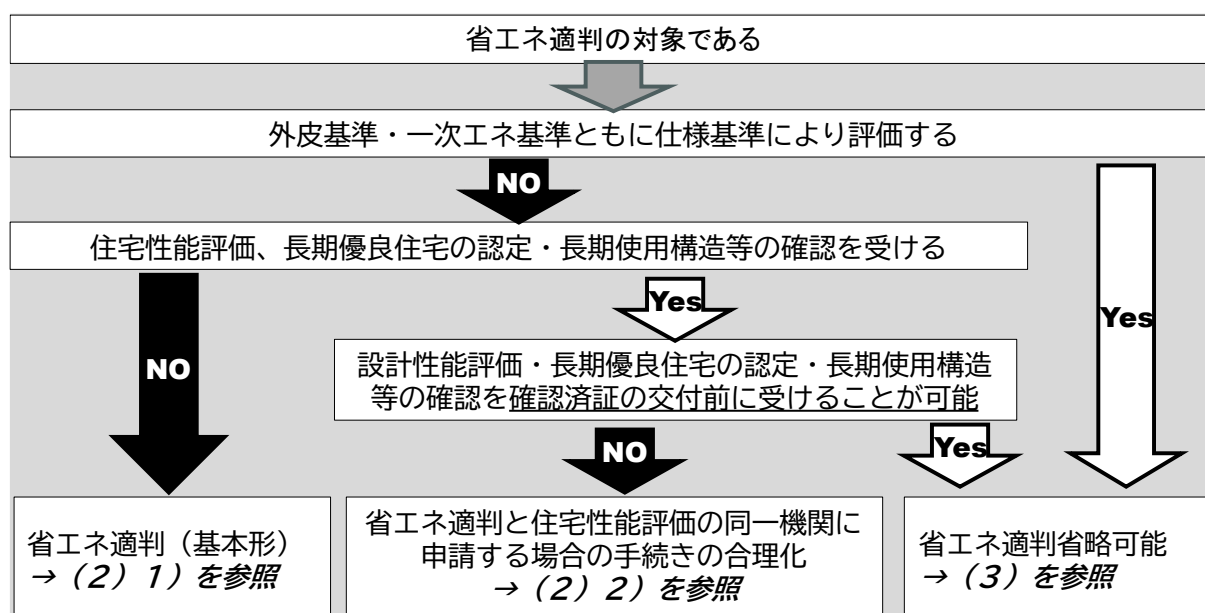
3) その他

省エネ適判の対象となる場合であっても、一次エネルギー消費量の算定において、標準的な使用条件を設定することが困難である以下の建築物の部分や、常時使用されることが想定されない室や設備については、当面の間当該部分において消費されるエネルギーについては一次エネルギー消費量の算定対象には含まないこととしている。以下にその例を記載する。

- 工場における生産エリア
- 倉庫における冷凍室、冷蔵室及び恒温室
- データセンターにおける電算機室
- 大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室※
- 上記の算定対象としない建築物の部分に附属して設置される昇降機

※ 特殊な目的のために設置される室の具体例については、エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）入力マニュアルを参照のこと。

（２）建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける場合



省エネ基準への適合については、基本的には省エネ適判により確認することとなっている¹。しかし、省エネ適判を行うことが比較的容易であるものとして建築物省エネ法施行規則で定める場合（住宅に限る）については省エネ適判を省略することが可能となっている²。

また、設計住宅性能評価書の交付が建築確認の手続きに間に合わない場合においても可能な限り申請者の手続き負担を軽減する観点から、省エネ適判と住宅性能評価を同一の機関に申請する場合に、省エネ適判に係る手続きの合理化措置を講じている（省エネ適判と住宅性能評価の同時申請）³。

本手続きマニュアルにおいては、

- ・通常の省エネ適判の場合の手続きを〔（２）１）住宅・非住宅共通（基本形）〕
- ・省エネ適判と住宅性能評価の同一機関への申請による手続きの合理化を行う場合の手続きを〔（２）２）省エネ適判と住宅性能評価を同一機関に申請する場合の手続きの合理化〕
- ・省エネ適判を省略する場合の手続きを〔（３）省エネ適判を省略する場合〕

としてそれぞれ解説している。

１）住宅・非住宅共通〔基本形〕

① 全体の流れ

省エネ基準適合は、建築基準関係規定として位置づけ⁴られているため、省エネ基準適合関係の手続きは建築確認・完了検査の手続きと密接に連動する。

¹ 法第 11 条第 1 項前段

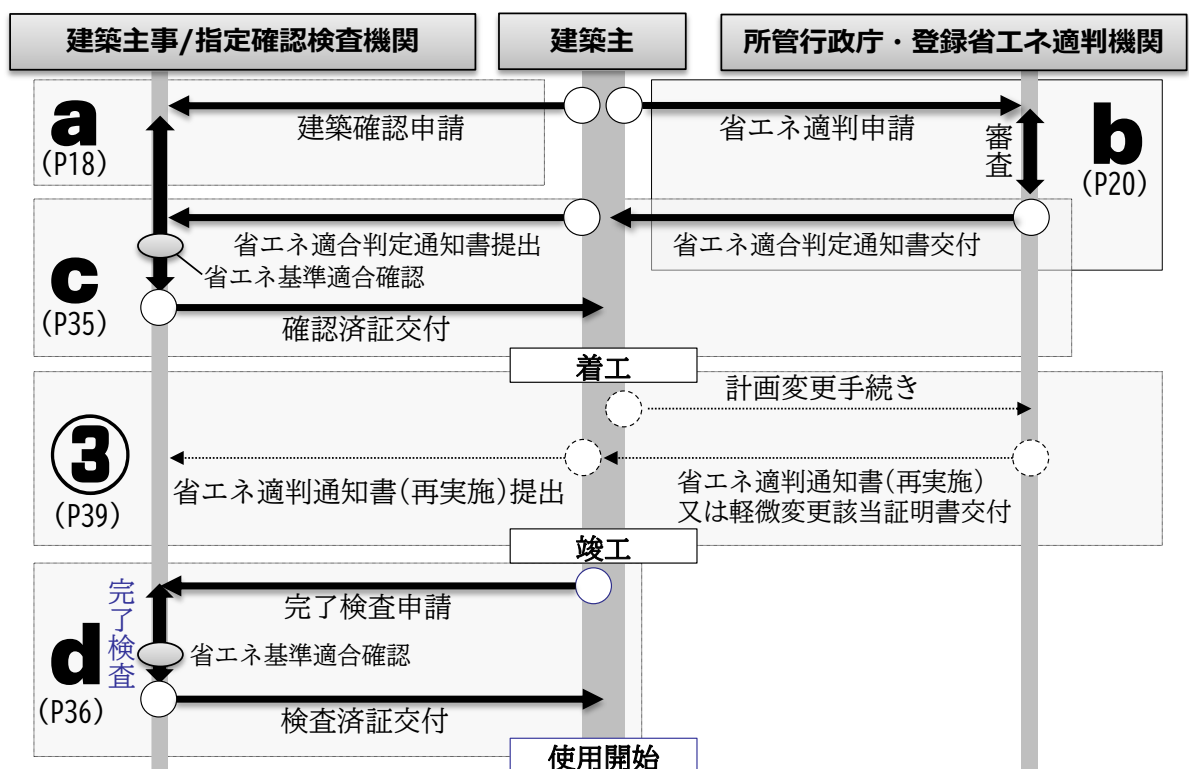
² 法第 11 条第 1 項後段、施行規則第 2 条第 1 項

³ 施行規則第 3 条第 4 項

⁴ 法第 10 条第 2 項

省エネ基準適合義務制度の対象となる建築物⁵の新築・増改築を行う場合には、原則⁶として建築物エネルギー消費性能確保計画（省エネ計画）が省エネ基準に適合しているかどうかの判定（省エネ適判）を受け、建築確認を申請した建築主事又は指定確認検査機関（建築主事等）に、省エネ適判機関から交付された適判通知書を提出することが必要である。省エネ適判が必要な場合は、この適判通知書の提出がない場合、確認済証が交付されないので注意されたい。

また、完了検査においては、建築主事等による省エネ基準適合に係る検査が行われる。下図に省エネ適判と建築確認に係る手続きの基本的な流れを紹介し、以下、a から d までの具体的な手続きを解説する。



⁵ 1. (1) 1) (P8) 参照

⁶ 1. (1) 2) (P12) 参照

② 具体的な手続き

a. 建築確認申請 [建築主→建築主事・指定確認検査機関]

i 申請に必要な図書等

建築主は、建基法に基づく確認申請の手続きにおいて、建基法施行規則第1条の3に基づく図書などを提出する。

建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請書第二面【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】欄及び図面等との整合等により申請建築物が省エネ適判の対象かどうかを審査する。

(省エネ適判を受けた場合)

(第二面) 建築主等の概要
【1.建築主】 — 略 —
【8.建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】 ☒ 提出済 (名称:〇〇省エネ判定機関 所在地:〇〇県〇〇市〇〇町) ☐ 未提出 () ☐ 提出不要 ()
【9.備考】 省エネ太郎様邸新築工事

(省エネ適判を省略した場合)

(第二面) 建築主等の概要
【1.建築主】 — 略 —
【8.建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】 ☐ 提出済 () ☐ 未提出 () ☒ 提出不要 (第一号イに該当)
【9.備考】 省エネ太郎様邸新築工事

仕様基準：第一号イ
誘導仕様基準：第一号ロ
設計住宅性能評価を受けた場合：第二号
長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合：第三号

ii 審査内容の概要

省エネ適合性判定通知書を受理する前の、建築確認における省エネ基準関連審査事項は、主に以下の点となる（省エネ適判通知書を受理した後の建築確認における審査事項の概要は c のとおり。）

○ 申請対象の建築物が省エネ適判の対象であることを確認。

〈新築の場合〉

i 省エネ適判の対象に該当することの確認（下記いずれか）。

- ・床面積が 10 m²超である建築物
- ・建基法第 6 条の 4 第 1 項第 3 号に該当しない建築物
- ・適用除外建築物に該当しない建築物

ii 省エネ計画の提出状況を確認

確認申請書様式第二面の「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出」欄の選択状況を確認。⇒「提出済」又は「未提出」が選択されているか。

〈増改築の場合〉

適合義務の対象となる建築物の増改築を行う場合（増改築の規模が 10 m²以下である場合を除く）、増改築に係る部分が省エネ基準適合義務対象となる。

i 省エネ適判の対象に該当することの確認（下記いずれか）。

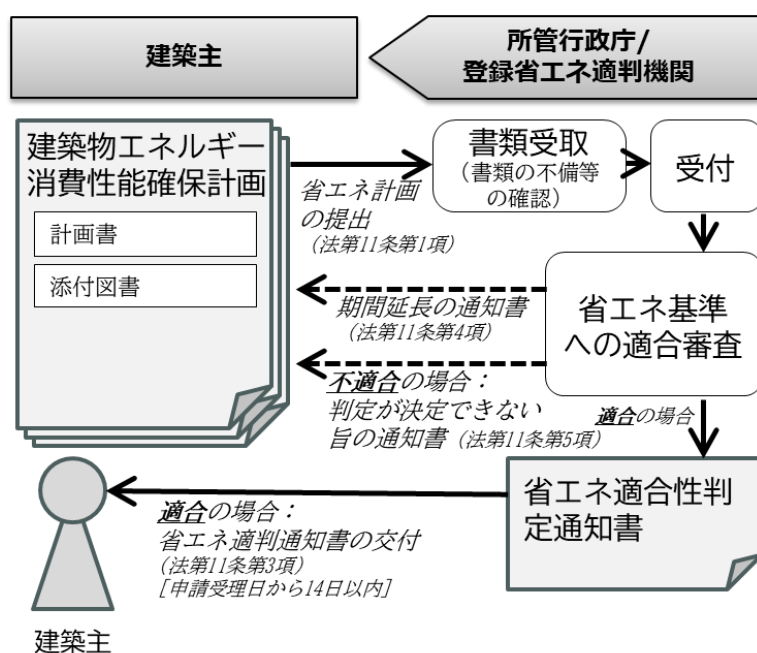
- ・増改築の規模が 10 m²超である建築物
- ・増改築後の建築物全体が、建基法第 6 条の 4 第 1 項第 3 号に該当しない建築物
- ・適用除外建築物に該当しない建築物

ii 省エネ計画の提出状況を確認

確認申請書様式第 2 面の「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出」欄の選択状況を確認。⇒「提出済」又は「未提出」が選択されているか。

なお、省エネ適判義務化施行日（2025 年 4 月予定）以降が工事着工日となるすべての建築物が、省エネ基準適合義務化の適用対象となることに留意されたい。

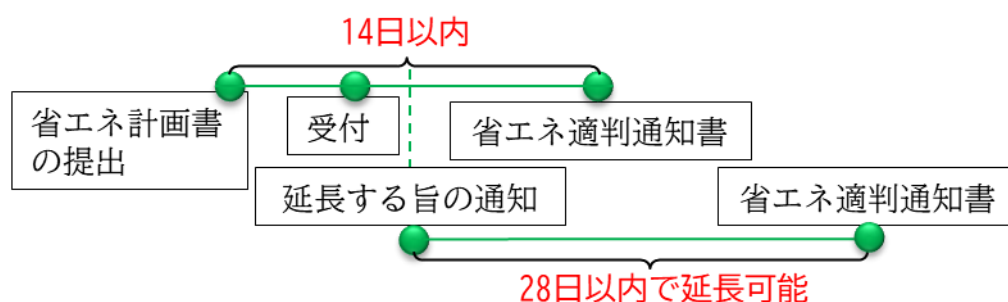
b. 省エネ適判申請 [建築主→所管行政庁・省エネ適判機関]



建築主は、建築物の建築（増築又は改築を含む）をしようとするときは、その工事に着手する前に省エネ計画を提出し、省エネ適判機関又は所管行政庁（省エネ適判機関等）による省エネ適判を受ける必要がある。

省エネ適判申請が受理された場合、省エネ適判機関等は提出を受けた日から14日以内に省エネ適判の結果を記載した通知書を交付する必要がある。ただし、提出された省エネ計画や添付図書等に記載漏れや記載ミス等があり、審査期間が長期にわたることが合理的である場合等には、同条第4項の規定に基づき、省エネ適判機関等から「延長する旨とその理由を記載した通知書」が交付された上で、審査期間を最大28日間延長することが可能とされている。その場合、対応期限を定めて添付図書の補正又は追加説明書の提出を求めた上で、対応期限内は省エネ適合性判定の手続きが継続されることとなる。

また、省エネ計画が省エネ基準に適合すると判定する場合は、省エネ適判機関等は建築主に建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書（省エネ適判通知書）を交付する。



[省エネ適合性判定結果の通知までの流れ]

本項では、最も基本的な場合の省エネ適判申請手続きについて紹介する。

なお、続く（３）（P47）で、住宅において仕様基準や住宅性能評価を利用して省エネ基準への適合を示す場合など（仕様基準等）、省エネ適判を省略する場合の手続きを紹介するのでそちらも参照されたい。

i 必要な図書等

建築物エネルギー消費性能確保計画（省エネ計画書）を提出する際は、施行規則⁷に基づき以下の書類を正副２部提出することが必要である。なお、複合建築物の住宅部分に仕様基準等を用いる場合であっても、当該住宅部分については省エネ適判の対象となるため、その旨が確認できる図書（仕様書及び根拠資料等）等を提出することが必要であるので留意すること。

<申請に必要な図書>

- 建築物エネルギー消費性能確保計画書（正本及び副本）
- 添付図書２部
 - ・設計内容説明書
 - ・各種図面、計算書
 - ・その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）
- 複合建築物の住宅用途の部分について仕様基準等を用いる場合の必要図書
 - ・住宅部分に仕様基準を用いる場合は、その旨が確認できる図書
 - ・住宅用途の部分に設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書を参考として合理的に審査する場合はその写し

※建築物エネルギー消費性能確保計画書の合理化について

計画書の記載についてより簡素化するため以下の扱いを可能としている。

- 様式第一「計画書」（注意）５．第四面関係⑥において、第四面は、確認申請書等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることが可能。
- 様式第一「計画書」（注意）６．第五面関係④において、第五面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることが可能。

<図書等の提出先>

所管行政庁又は登録省エネ判定機関

● 建築物エネルギー消費性能確保計画書（省エネ計画書）について

省エネ計画書は、省エネ適判の対象となる建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）の省エネ性能の確保のための

⁷ 施行規則第３条

構造及び設備に関する計画であり、建築物省エネ法施行規則⁸に様式が規定されている。

省エネ計画書の提出にあたっては、省エネ適判申請先のホームページ（あるいは国土交通省ホームページ⁹）等から当該様式をダウンロードし、記入の上で省エネ適判機関等に提出することが必要である。

⁸ 施行規則第3条

⁹ 国土交通省ホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/29.html>)

(複合建築物における記入例)

様式第一 (第三条第一項関係) (日本工業規格A列4番)

(第一面)

計画書

2025年 4月 1日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は 東京都千代田区●●町

主たる事務所の所在地 1-2-3

提出者の氏名又は名称 ●●株式会社

代 表 者 の 氏 名 代表取締役社長

建築 エネ夫

設計者氏名 設計 太郎

建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項(同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(複合建築物における記入例)

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ●●カブシカイシャ タビョウトリシマリヤクシヤチョウ ケンチケネ
【ロ. 氏名】 ●●株式会社 代表取締役社長 建築 エネ夫
【ハ. 郵便番号】 123-4567
【ニ. 住所】 東京都千代田区●●町1-2-3
【ホ. 電話番号】 03-1234-5678

建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請書第二面の記載内容と整合していることを確認（建築士又は行政書士）

【2. 代理者】

【イ. 氏名】 設計 太郎
【ロ. 勤務先】 株式会社 環境省エネ建築士事務所
【ハ. 郵便番号】 234-5678
【ニ. 住所】 東京都新宿区●●町2-3-4
【ホ. 電話番号】 03-2345-6789

建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 123456 号
【ロ. 氏名】 設計 太郎
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 12345 号
【ニ. 郵便番号】 234-5678
【ホ. 所在地】 東京都新宿区●●町2-3-4
【ヘ. 電話番号】 03-2345-6789
【ト. 作成又は確認した設計図書】 設計図書一式

(その他の設計者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 ○○号
【ロ. 氏名】 建築 四郎
【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 ○○号
株式会社○○設計
【ニ. 郵便番号】 100-8888
【ホ. 所在地】 東京都千代田区霞が関○○○
【ヘ. 電話番号】 03-5253-○○○○
【ト. 作成又は確認した設計図書】 設備図書一式

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 ○○号
【ロ. 氏名】 構造 五郎
【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 ○○号
株式会社○○構造設計
【ニ. 郵便番号】 100-8888
【ホ. 所在地】 東京都千代田区霞が関○○○
【ヘ. 電話番号】 03-5253-○○○○
【ト. 作成又は確認した設計図書】 構造図書一式

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成した設計図書】

【4. 確認の申請】

☒申請済 ((株) ●●指定確認検査機関 東京都千代田区)
☐未申請 ()

【5. 備考】

(複合建築物における記入例)

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	東京都千代田区●●町1-2-3	建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請書第三面・第四面の記載内容と整合していることを確認
【2. 敷地面積】	412.36 m ²	
【3. 建築面積】	329.12 m ²	
【4. 延べ面積】	1,550.94 m ²	
【5. 建築物の階数】	(地上) 5 階 (地下) 1 階	
【6. 建築物の用途】	☐ 非住宅建築物 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☒ 複合建築物	
【7. 工事種別】	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築	
【8. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 造	
【9. 該当する地域の区分】	6 地域	
【10. 工事着手予定年月日】	2025 年 9 月 1 日	
【11. 工事完了予定年月日】	2027 年 4 月 1 日	
【12. 備考】		

(複合建築物における記入例)

(第四面)

【1. 非住宅部分の用途】 事務所

【2. 建築物の住戸の数】
 建築物全体 13 戸

【3. 建築物の床面積】

	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(1,550.94 m ²)	(1,550.94 m ²)	(1,475.34 m ²)
【ロ. 増築】 全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
増築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
【ハ. 改築】 全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
改築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)

【4. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

(BEIの基準値)

☐ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

(BEIの基準値)

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐ 基準省令第1条第1項第2号イただし書の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

・「床面積」は確認申請書と整合させること
 ・「開放部を除いた部分の床面積」及び「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、省エネ計算の確認に必要な面積

計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることが可能 (P102の参考様式参照)

(複合建築物における記入例)

(第四面つづき)

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (☐ 第1号 ☐ 第2号)
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 B E I ()
☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

・一次エネルギー消費量基準：住宅部分と非住宅部分がそれぞれ省エネ基準に適合すること
 ・外皮基準：住宅部分が省エネ基準に適合すること

【ニ. 複合建築物】

- ☒ 基準省令第1条第1項第3号イの基準
 (非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第1号イの基準
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 B E I ()
 (B E I の基準値)
☒ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
 B E I (0.7)
 (B E I の基準値 0.8)
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

・第1条第1項第1号イの基準：標準入力法
 ・第1条第1項第1号ロの基準：モデル建物法
 ・大臣が認める方法：BEST 省エネ基準対応ツール
 ※【イ】において同じ

(住宅部分)

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- ☒ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- ☒ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (☐ 第1号 ☐ 第2号)
 基準一次エネルギー消費量 846, 101 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 765, 230 GJ/年
 B E I (0.9)
☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

・第1条第1項第2号イ(1)の基準：標準計算
 ・第1条第1項第2号イ(2)の基準：仕様基準
 ・大臣が認める方法：誘導仕様基準等
 ※【ロ】【ハ】において同じ

【備考】

住宅部分のみからなる建築物において計画書の作成が必要となるのは、次のいずれかの場合
 ① 仕様・計算併用法(外皮基準、一次エネルギー消費量基準のいずれか一方を仕様基準、他方を標準計算により基準適合を確認する方法)を行う場合
 ② 外皮基準、一次エネルギー消費量基準とも標準計算を行う場合
 ※外皮基準、一次エネルギー消費量基準とも仕様基準により省エネ基準適合させる場合は、計画書作成・省エネ適判が不要

(複合建築物における記入例)

(第四面つづき)

☐ 基準省令第1条第1項第3号ロの基準
(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (☐第1号 ☐第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

(BEIの基準値)

(住宅部分)

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

- ・一次エネルギー消費量基準：複合建築物全体（住宅部分と非住宅部分のエネルギー消費量の合計）が省エネ基準に適合すること
- ・外皮基準：住宅部分が省エネ基準に適合すること

【5. 備考】

(複合建築物における記入例)

[住戸に関する事項]		(第五面)
【1. 住戸の番号】	401	複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることが可能 (P104 の参考様式を参照)
【2. 住戸の存する階】	4 階	
【3. 専用部分の床面積】	62.50 m ²	
【4. 住戸のエネルギー消費性能】		
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)		
☒ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 外皮平均熱貫流率 0.65 W/(m ² ・K) (基準値 0.87 W/(m ² ・K)) 冷房期の平均日射熱取得率 1.4 (基準値 2.8)		
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()		
(一次エネルギー消費量に関する事項)		
☒ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 基準一次エネルギー消費量 63,812 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 57,186 GJ/年 BEI (0.9)		
☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()		

● 省エネ計画への添付図書について

省エネ計画への添付図書として提出が必要となる具体的な図面等は下表記載の図書等であり、省エネ適判申請時には正副2部提出する。

なお、添付図書においては、下表の図書等の種類に応じて「明示すべき事項」欄に記載の内容（断熱材の仕様、窓の熱貫流率、各設備の能力等の申請上必要となる事項）を図面上明記することが必要である。各設計図書等の具体的な表現方法等については、国土交通省ホームページ¹⁰からダウンロード可能な『設計・監理資料集（住宅版）』及び『設計・監理資料集（非住宅版）』を参考にされたい。

また、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に基づき、すべての設計図書等（省エネ関係の計算書を含む）には、作成した建築士の氏名等の記載が必要であるので注意すること。

¹⁰ 国土交通省ホームページ： <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>

【住宅・非住宅共通で必要な図書等】

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種類及び寸法
	エネルギー消費性能確保設備の種別
各階平面図	縮尺及び方位
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
	壁の位置及び種類
	開口部の位置及び構造
	エネルギー消費性能確保設備の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	用途別の床面積
立面図	縮尺
	外壁及び開口部の位置
	エネルギー消費性能確保設備の位置
断面図又は矩計図	縮尺
	建築物の高さ
	外壁及び屋根の構造
	軒の高さ並びに軒及びひさしの出
	小屋裏の構造
	各階の天井の高さ及び構造
	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各部詳細図	縮尺
	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
各種計算書等	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容

【非住宅建築物の場合に必要な図書等】

図書の種類		明示すべき事項
機器表		
空気調和設備		熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
空気調和設備以外の機械換気設備		給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
照明設備		照明設備の種別、仕様及び数
給湯設備		給湯器の種別、仕様及び数
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
		節湯器具の種別及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、仕様及び数
仕様書		
昇降機		昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図		
空気調和設備		空気調和設備の位置及び連結先
空気調和設備以外の機械換気設備		空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
給湯設備		給湯設備の位置及び連結先
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する設備		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先
各階平面図		
空気調和設備		縮尺
		空気調和設備の有効範囲
		熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
空気調和設備以外の機械換気設備		縮尺
		給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
照明設備		縮尺
		照明設備の位置
給湯設備		縮尺

		給湯設備の位置
		配管に講じた保温のための措置
		節湯器具の位置
	昇降機	縮尺
		位置
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺
位置		
制御図		
	空気調和設備	空気調和設備の制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
	照明設備	照明設備の制御方法
	給湯設備	給湯設備の制御方法
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能確保に資する建築設備の制御方法

【住宅の場合に必要な図書等】

図書の種類	明示すべき事項
機器表	
空気調和設備（暖房設備、冷房設備）	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
給湯設備	給湯器の種別、仕様、数及び制御方法
	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	節湯器具の種別、位置及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（エネルギー効率化設備）	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

なお、上表中「空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備」及び「エネルギー消費性能確保設備」とは、具体的には以下のような設備機器を指している。

イ) 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備

空気調和設備等以外の建築設備で、エネルギー消費性能の確保に資する建築設備をいい、基準省令第2条に規定する「エネルギー利用効率化設備」と同義である。

例：太陽光発電設備、コージェネレーション設備

ロ) エネルギー消費性能確保設備

空気調和設備等（空気調和設備、換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機をいう。ただし、住宅にあっては昇降機を除く。）及び イ) 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備をいう。

ii 審査内容の概要

省エネ基準については、住宅の場合は外皮性能基準（断熱基準）及び一次エネルギー消費性能基準の両方を満たすことが必要である。一方で、非住宅建築物の場合は、一次エネルギー消費性能基準を満たすことが必要である。各基準への適合確認審査は主として以下について審査することとしている。

● 一次エネルギー消費量基準に係る審査 [住宅・非住宅が対象]

一次エネルギー消費量基準への適合判定に係る審査では、Web プログラムによる一次エネルギー消費量の計算で用いた設備機器等の性能や仕様の確認を行う。すなわち、設計図書等にこれらの事項が漏れ無く明示され、また、記載された数値等が適切な方法で試験・確認されているかについて審査する。

省エネ適合性判定の申請図書等の作成に当たっては、特に以下の（イ）及び（ロ）に留意する必要がある。

（イ） 省エネ基準 (Web プログラム) で計算可能な設備機器等であること (設備機器等の特定)

※ 現在、一次エネルギー消費量基準の評価に活用する Web プログラムでは、全ての設備機器等の評価が可能となっていない。このため、法第16条に基づく特殊の構造又は設備を用い、かつ、当該設備の性能を評価した計算を行う場合は、大臣認定を取得する必要がある。

（ロ） 設備機器の性能値が規定された条件で適切に測定もしくは試験された値であること (性能値根拠等の確認)

※ 例) 空調熱源機種におけるウォータチリングユニット（空冷式）の定格能力：冷却能力●kW（JIS B8613に基づく定格冷却能力▲kW）と記載

※ 設計段階では、使用する機器の種別等が明確に決定していないことも想

定される。この場合、設計図書等において機器種別、要求性能値及び当該値を求めた試験規格等を明示し、完了検査の段階で要求性能を有する機種が設置されていることを示す。なお、この場合においての変更省エネ適判・軽微な変更の適否判断は、通常的设计に同じ。

● 外皮性能基準に係る審査〔住宅のみが対象〕

外皮性能基準に係る審査では、計算シート等に記載された面積あるいは部位別熱貫流率の算定のもととなる仕様等を審査する。

住戸単位で部位の面積や層構成に応じて算出した イ) 外皮平均熱貫流率 (U_A 値) 及び ロ) 冷房期の平均日射熱取得率 (η_{AC} 値) が、基準省令で定める基準値以下であることを確認・審査することで、基準への適合確認を行う。

イ) 外皮平均熱貫流率は、熱的境界に該当する各部位 (窓、外壁、屋根等) 及び構造熱橋部等の貫流熱損失を求め、その合計した値を全体の外皮面積で除して求める。

ロ) 冷房期の平均日射熱取得率は、(方位を考慮する必要があるが) 基本的な計算手順等は外皮平均熱貫流率計算と同様に求める。

iii その他留意点

● 省エネ適合性判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合

特殊の構造又は設備を用いる建築物として国土交通大臣の認定を受けた場合¹¹及び性能向上計画認定を受けた場合¹²又は低炭素建築物新築等計画の認定¹³を取得した場合は当該認定の対象となった建築物は、省エネ適判通知書の交付を受けたものとみなされ、省エネ適判に係る手続き等は不要となる。

なお、複数建築物の性能向上計画認定の場合、当該みなしの対象となるのは法第 29 条第 3 項に規定する申請建築物のみであり、同項に規定する他の建築物は、当該みなしの対象とはならないことに留意する必要がある。

● 仕様計算併用法にて省エネ基準適合をする場合 (具体の計算方法は P68 を参照)

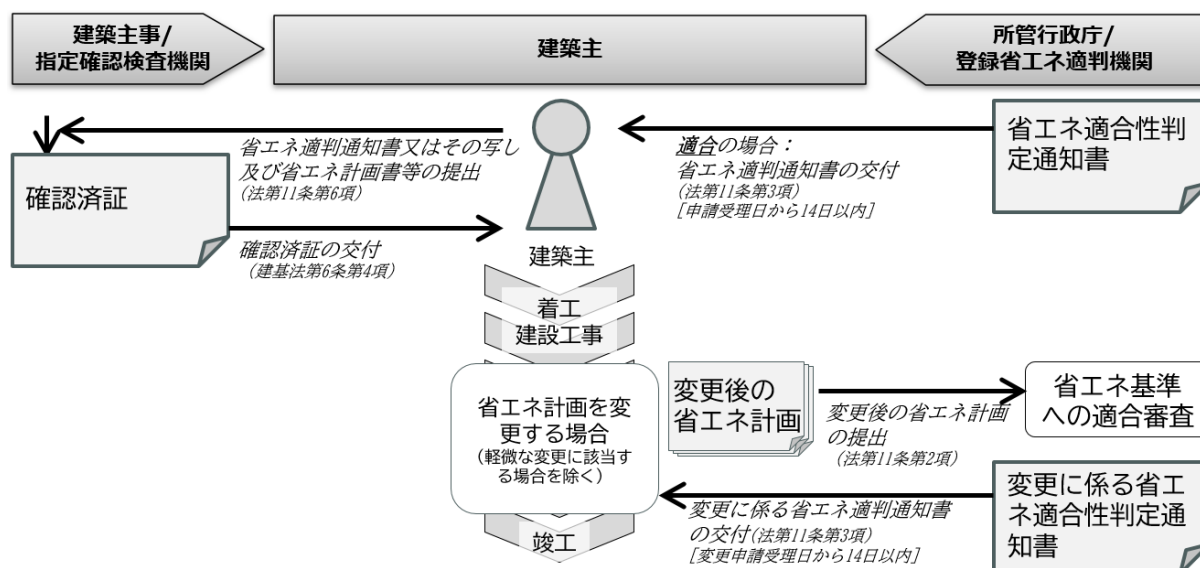
住宅において、外皮性能・一次エネルギー消費性能のどちらかを標準計算、もう一方を仕様基準として適合させた場合には、省エネ適判の手続きが必要となる。

¹¹ 法第 16 条

¹² 法第 29 条

¹³ 都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 8 項

c. 確認済証の交付から完了検査までの手続き



省エネ適判機関等から省エネ適判通知書の交付を受けた場合、建築主は、建築確認申請を行っている建築主事等に、当該省エネ適判通知書（又はその写し）及び省エネ計画書の副本（又はその写し）を提出することが必要である。提出を受けた建築主事等は、当該省エネ適判通知書等の確認により省エネ基準への適合を確認し、（省エネ以外の審査事項に問題がなければ）確認済証が交付され着工が可能となる。なお、省エネ適判通知書や確認済証の交付後に計画の変更が生じた場合の手続きは③（P46）に示すので参考とされたい。

i 省エネ適判通知書等の交付及び建築主事等への提出

省エネ適判に係る審査が終了し、省エネ計画が省エネ基準に適合すると認めた場合、省エネ判定機関等から省エネ適判通知書が交付される。この場合、審査済の書類であること及び交付日が判別できる押印等が行われた省エネ計画書の副本及びその添付図書も併せて返却されるので確認すること。

ii 建築主事等への提出に必要な図書等

省エネ適判通知書の交付を受けた場合、建築主は、建築確認申請を行っている建築主事等に、当該省エネ適判通知書及び省エネ計画書の副本（又はこれらの写し）を提出することが必要である。

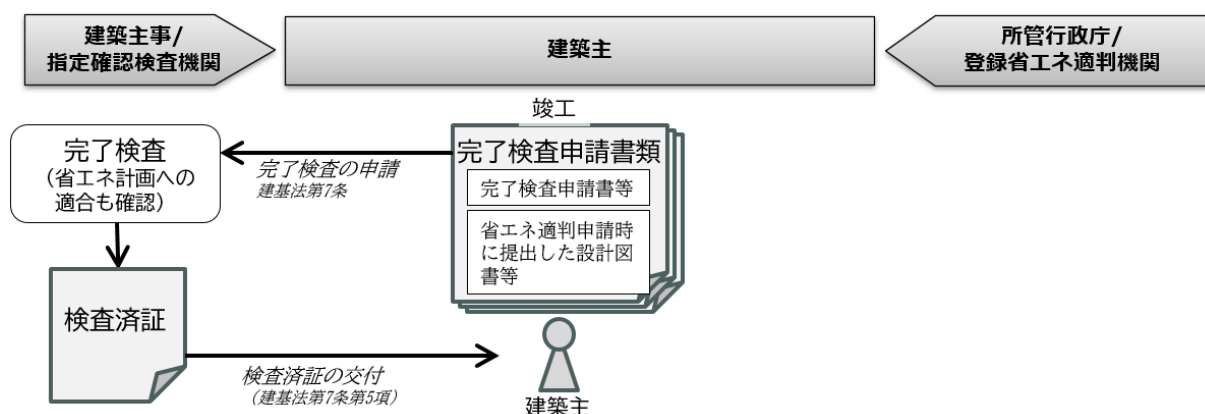
建築主事等は、省エネ適判申請書における対象建築物の敷地面積、建築面積、延べ面積、階数、用途、構造等が確認申請の内容と相違ないかを確認する。

[建築主事等へ提出が必要な図書等]	
省エネ適判を受けた場合	・省エネ適判通知書（写しでも可） ・省エネ計画書の副本（写しでも可）
大臣認定を受けた場合	・大臣認定書（又はその写し） ・大臣認定書の別添の一部
性能向上計画認定を受けた場合	・性能向上計画認定通知書（又はその写し） ・性能向上計画認定申請書
低炭素建築物の認定を受けた場合	・低炭素建築物新築等計画認定通知書（又はその写し） ・低炭素建築物新築等計画認定申請書

iii 着工

建築確認申請を行っている建築主事等へ省エネ適判通知書等を提出した後、他の建築基準関係規定の審査が完了した場合に確認済証が交付され、着工が可能となる。

d. 完了検査



工事が完了した場合、建築主は完了検査の申請を行う。省エネ基準は建築基準関係規定であるため、省エネ基準への適合についても、完了検査の対象となる。一方で、建築確認時は、省エネ適判通知書及び省エネ計画書の副本のみを建築主事等に提出しており、省エネ基準関係の設計図書等については完了検査を行う機関へ提出していない。このため、完了検査の申請時に、省エネ適判に用いた設計図書等を提出することが必要である。

i 完了検査申請 [建築主 → 建築主事・指定確認検査機関]

建築主は、確認申請を行った建築物の工事が完了した際に、建築主事等に対し建基法に基づく完了検査を申請する。検査では建基法への適合確認と併せて、省

エネ基準への適合についても検査を受けることとなる。

完了検査の申請に際しては、通常の完了検査に必要な図書と併せて、以下の書類を添付する必要がある。

〔完了検査申請時に建築主事等へ提出が必要な図書等〕

● 省エネ適判に要した図書

（設計内容説明書、各種図面、各種計算書、機器表等）

※ 以下の場合、それぞれ左欄に対応して右欄の図書等とする

大臣認定を取得している場合	大臣認定に要した図書
性能向上計画認定を取得している場合	性能向上計画認定に要した図書 （複数建築物の認定の場合、完了検査の対象となる申請建築物の図書のみで可。）
低炭素認定を受けている場合	低炭素認定申請に要した図書

● 工事監理の状況を把握するために必要な書類（省エネ基準工事監理報告書※）

● 納入仕様書・品質証明書、施工記録書等（現場備付）

※ 省エネ基準工事監理報告書（省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書）について

特定行政庁が「工事監理の状況を把握するために必要な書類」として「省エネ基準工事監理報告書」又は類似の様式を定めている場合は、所定の書式を使用することが必要。なお、省エネ基準工事監理報告書に記載される工事監理者は、完了検査申請書第二面に記載される工事監理者と整合していることが必要であるため留意すること。

ii 完了検査の実施 [建築主事・指定確認検査機関 → 建築主]

建築主事等は、従前（省エネ基準適合義務化以前）の完了検査に係る検査事項に加え、iで提出を受けた図書等により、直前の省エネ適判を受けた省エネ計画どおり（後述の建築物省エネ法上の軽微な変更に係る部分を含む）に施工されていることを確認する。

建築主は、建築主事等による検査の結果、工事が直前の省エネ適判を受けた省エネ計画どおり（後述の建築物省エネ法上の軽微な変更に係る部分を含む）に行われていることが確認された場合、検査済証が交付される。

● 完了検査における検査内容

建築物が、省エネ適判等に要した図書どおりに施工されている（後述の建築物省エネ法上の軽微な変更に係る部分を含む）ことについて、目視・計測等による現地検査を主としつつ、工事監理の実施状況と併せて法適合の確認を行う。

工事監理の実施状況については、完了検査申請時に提出される「省エネ基準工事監理報告書」により確認を行う。また、完成時に隠蔽される部分等を中心に、必要に応じ、工事監理者が確認した書類の検査も行う。特に、断熱材の仕様や熱源機器の仕様等の性能値の確認が必要な項目については、必要に応じ、所定の性能を有していることを証明する書類（第三者認証に係る書類や自己適合宣言書）を求める。なお、一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ上に設けられている「温熱・省エネ設備機器等ポータル」¹⁴では、省エネ基準で計算対象となる各設備機器等のメーカーごとの型番と計算上必要となる性能値の一覧が掲載されており、また、所定の性能を有していることを証明する書類を入手あるいは入手するための各メーカーの製品情報へのポータルサイトとなっており、完了検査等において活用可能である。

さらに、窓や設備機器の設置状況といった目視による施工後の現地確認が実施可能な項目に関し、必要に応じ、現地検査（設備機器に記載の型番と納入仕様書の型番の照合等）を行う。

現場検査の際には、工事監理者が確認した書類を現場に備え付けておく。具体的な図書の内容については、「省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き」を参照されたい。

なお、ビルテナントへの入居の決まった事業者や建売住宅等の完成後に決まる入居者が設置する設備については検査対象としない取扱いが考えられる。詳細については、完了検査の手引きを参照のこと。

¹⁴ 住宅版 <https://shoenekikiportal.hyoukakyokukai.or.jp/#/house>
非住宅版 <https://shoenekikiportal.hyoukakyokukai.or.jp/#/building>

The screenshot shows the 'Warmth and Energy-Saving Equipment Portal' website. Red arrows and boxes highlight key features:

- Search Functionality:** Search bars for '所管行政庁の検索' (Search by managing authority) and '窓口の所在地で検索 NEW' (Search by window location) are shown.
- Navigation:** A red box highlights the '住宅版' (Residential) and '非住宅版' (Non-residential) tabs under the '温熱・省エネ設備機器等ポータル' (Thermal/Energy-Saving Equipment Portal).
- Search Results:** A list of companies is shown, with '株式会社C' (Company C) highlighted by a red box and an arrow pointing to a callout.
- Callout 1:** A green callout box states: '①性能証明書類（第三者認証書、自己適合宣言書）にアクセスできるため、工事監理等において活用可能です。' (① Performance certificate types (third-party certification, self-declaration of conformity) can be accessed, so they can be used in construction supervision, etc.).
- Table:** A table titled '各事業者のホームページへ' (To each business's homepage) lists various energy-saving equipment models and their performance values.
- Callout 2:** A green callout box states: 'モデル建物法の入力に必要な性能値が整理され記載されているため、②省エネ計算において活用可能です。③製品納入等の際、このページを納入仕様書等に添付して、性能値を明示可能です。' (② Because the performance values required for input in the model building method are organized and listed, they can be used in energy-saving calculations. ③ When delivering products, etc., this page can be attached to the delivery specifications, etc., to clearly indicate the performance values).

〔「温熱・省エネ設備機器等ポータル」活用のイメージ〕

③計画変更する場合の手続き

省エネ基準適合判定通知書の交付を受けた後に、省エネ計画に記載されている内容について変更を行う場合（以下に詳述する「軽微な変更」に該当する場合は除く。）、建築主は変更後の工事に着手する前に、その変更後の省エネ計画を所管行政庁又は省エネ適判機関に提出する必要がある。

ただし、このいわゆる「再適判」に該当するのは「評価方法（計算方法）の変更」及び「用途の変更」であり、多くの場合は以下の「軽微な変更」として扱われることとなるため留意すること。

なお、再適判となる「評価方法（計算方法）の変更」とは、例えば、「モデル建物法」で評価していたものを「標準計算法」により評価するように見直す場合などが該当する。

●再適判の場合の変更申請手続き

基本的な手続きは、②b で示す省エネ適判申請の場合と同様であるが、変更申請の場合は、所管行政庁又は省エネ適判機関に対して、以下の申請添付図書等を2部提出する。

変更に係る審査が完了した後、所管行政庁又は登録省エネ判定機関から変更に係る省エネ適合性判定通知書の交付とともに、最終版確認印等を行った変更計画書の副本及びその添付図書も返却される。

変更に係る省エネ適合性判定通知書と、返却を受けた変更計画書の副本は、建築確認を行う建築主事等へ提出する。また、添付図書については、完了検査申請時に提出する。

〔変更申請の場合に提出が必要な図書等〕

- 変更後の省エネ計画書
- 省エネ適判申請に必要な図書等（②b i）のうち当該変更に係るもの

●軽微な変更の場合の手続き

上述の再適判が必要な場合（用途の変更又は評価方法（計算方法）の変更該当する変更の場合）を除き、「建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更」、すなわち「軽微な変更」として扱われる¹⁵。

この軽微な変更は、住宅・非住宅ともに

- a. 省エネ性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更
- b. 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更
- c. 再計算によって基準適合が明らかな変更

の3つに分類される。

- a. ルート A：省エネ性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更

●該当する変更

非住宅	住宅
・建築物高さ又は外周長の減少 ・外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少 ・空気調和設備等の効率の低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む） ・エネルギーの効率的利用を図ること	・外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮の各部位の面積が変わらない場合に限る。）、又は開口部の面積が増加しない変更（開口部の仕様がかわらない場合に限る。） ・通風等の利用によりエネルギー消費

¹⁵ 建築物省エネ法第 11 条、建築物省エネ法施行規則第 5 条

のできる設備の新設又は増設	性能が低下しない変更 ・ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。） ・ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
---------------	---

●手続き

「軽微な変更説明書¹⁶」の作成とともに、その変更内容が分かる図書一式を併せて完了検査申請時に完了検査を受ける建築主事等に提出する。

b. ルート B：一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更

変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し10%以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更が該当する。

●該当する変更

非住宅	住宅
・ 空気調和設備 次の（い）又は（ろ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 （い） 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少 （ろ） 熱源機器の平均効率の10%を超えない低下 ・ 機械換気設備 一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、次の（い）又は（ろ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。	次のイ又はロの変更が該当する（イとロの変更を同時に行う場合を除く）。 イ 床面積 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減。 ロ 外皮 外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の0.9倍以下の場合に、次の（イ）から（ニ）のいずれか（同時に二以上の変更を行う場合を除く。）に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 （イ） 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更 （ロ） 変更する開口部面積が外皮面積

¹⁶ 建築基準法施行規則第4条第1項第5号

(い) 送風機の電動機出力の 10%を超えない増加 (ろ) 一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の 5%を超えない増加（室用途が駐車場又は厨房である場合に限る） ・ 照明設備 一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明器具の消費電力の 10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 ・ 給湯設備 一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯機器の平均効率の 10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 ・ 太陽光発電設備 次の（い）又は（ろ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 (い) 太陽電池アレイのシステム容量の 2%を超えない減少 (ろ) パネルの方位角の 30 度を超えない変更又は傾斜角の 10 度を超えない変更	の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 (ハ) 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 (二) 基礎断熱の基礎形状等の変更
--	---

●手続き

「軽微な変更説明書」の作成とともに、その変更内容が分かる図書一式を併せて完了検査申請時に完了検査を受ける建築主事等に提出する。

c. ルート C：再計算により省エネ基準に適合することが明らかな変更

●該当する変更

住宅・非住宅ともに、再適判に該当しない変更（「用途の変更」及び「評価方法

（計算方法）の変更」を除く変更）であって、最初に実施した省エネ適判と同じ評価方法で再度、評価（計算）し省エネ基準適合を確認する変更が該当する。

●手続き

所管行政庁又は登録省エネ判定機関から「軽微変更該当証明書」の交付を受け、完了検査申請時に当該「軽微変更該当証明書」とその内容が分かる図書一式を「軽微な変更説明書」の一部として建築主事等に提出する。

●評価方法を変更した際の取扱いについて

省エネ適判において評価方法の変更があった場合には再適判が必要となるが、住宅の評価方法は複数存在し、その組み合わせによっては取扱いが異なる。そのため、下表に評価方法を変更した際の省エネ適判の要否に係る取扱いを整理したので参照されたい。

- ・仕様基準→標準計算、仕様計算併用法への変更：新規の適判（No.1,2）
- ・標準計算⇔仕様計算併用法への変更：再適判（No.3,4）
- ・仕様計算併用法における外皮性能と一次エネルギー消費性能の評価方法をそれぞれ変更する変更：再適判（No.5）
- ・標準計算、仕様計算併用法→仕様基準：省エネ適判不要（No.8,9）
- ・仕様基準→仕様基準への変更：省エネ適判不要（No.10）

標準計算、仕様計算併用法から仕様基準への変更、若しくは、仕様基準から仕様基準への変更について、変更後も仕様基準に適合し、建築基準法令の規定に係る変更を伴わない場合は、新規で省エネ適判受ける必要はない。ただし、完了検査時に提出する書類には変更内容を示す必要があるので留意されたい。

No.	当初(建築確認申請時)		変更後	
	評価方法	省エネ適判の要否	評価方法	省エネ適判の要否 (再適判含む)
1	仕様	不要	計算	新規の適判
2	仕様	不要	併用	新規の適判
3	計算	必要	併用	再適判
4	併用	必要	計算	再適判
5	併用	必要	併用(外皮と一次エネの評価方法をそれぞれ変更)	再適判
6	併用	必要	併用(外皮と一次エネの評価方法は変更なし)	不要(軽微な変更)
7	計算	必要	計算	不要(軽微な変更)
8	計算	必要	仕様	不要※
9	併用	必要	仕様	不要※
10	仕様	不要	仕様	不要

※ 完了検査の申請までに省エネ適判を受けることも可能であり、その場合は、適合判定通知書又はその写し並びに当該省エネ適判に要した図書及び書類を、完了検査時に建築主事等に提出する。

[住宅における省エネ適判の要否に係る取扱い]

なお、標準計算、仕様計算併用法→仕様基準に変更する際は、法第 11 条第 2 項に基づく省エネ適判を取得することが望ましい。

また、非住宅建築物の評価方法の変更については、前述した標準入力法からモデル建物法への変更（またはその逆の変更）が軽微な変更の対象から除かれている（再適判が必要である）のと同様に、モデル建物法からモデル建物法（小規模版）への変更（またはその逆の変更）についても軽微な変更には該当しない（再適判が必要である）ため、留意されたい。

2) 省エネ適判と住宅性能評価を同一機関に申請する場合の手続きの合理化

住宅性能評価を利用する場合、当該制度において、省エネ性能を含む住宅の性能について、第三者である住宅性能評価機関において設計図書や各種計算書等を根拠とした審査が行われる。住宅性能表示制度における温熱環境（断熱等性能等級）の等級4以上及び一次エネルギー消費量の等級4以上は、住宅の省エネ基準の性能が含まれていることから、設計住宅性能評価の申請を行っているものについて、申請先の評価機関と同一の機関に対して省エネ適判機関として省エネ適判の申請を行う場合には、省エネ適判用の設計図書等の提出を最低限のものとし、設計住宅性能評価の申請に当たって提出される設計図書・計算書等を用いて省エネ適判の審査を行う合理化措置を建築物省エネ法施行規則に規定¹⁷している。

なお、長期使用構造等の確認を受ける場合においても同様の扱いとすることとしている。

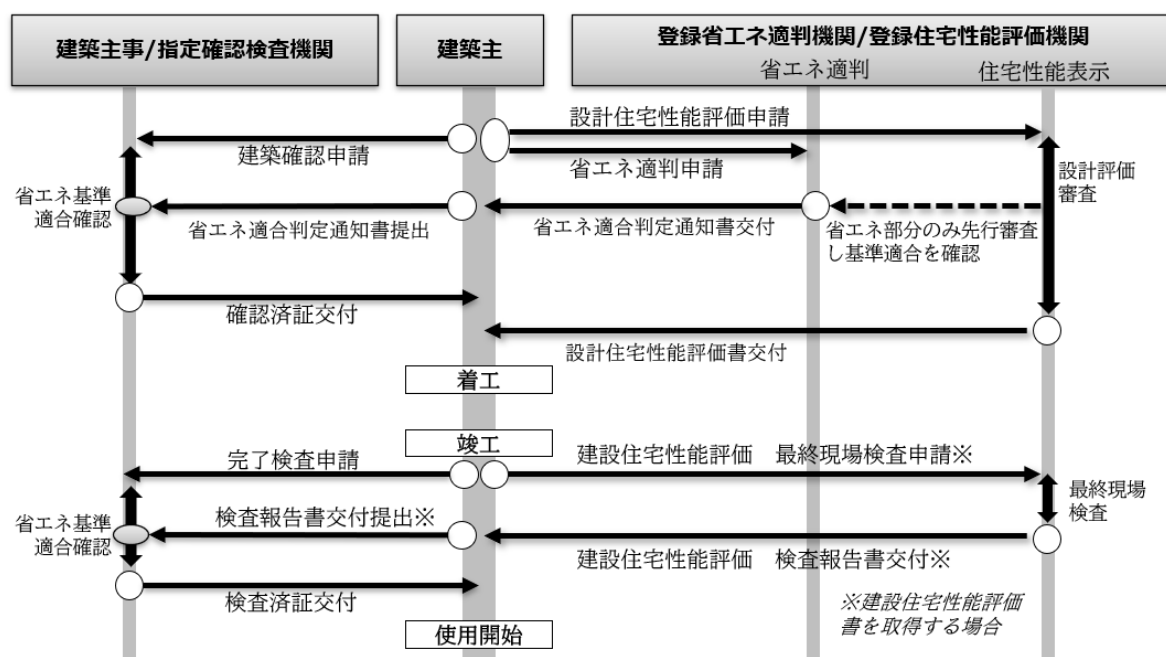
①全体の流れ

住宅性能評価の申請を行っているものについて省エネ適判申請（同時に申請する場合も含む）する場合には、省エネ適判時に提出が必要な書類は通常よりも省略することが可能である。省エネ適判機関（住宅性能評価機関を兼ねるものに限る。）は、設計住宅性能評価の審査において、省エネ基準関係の審査を先行的に行い、当該基準関係の審査が終了した段階で、省エネ適判機関として省エネ基準適合判定通知書を交付することができる。

省エネ適判通知書交付後の流れは、通常の省エネ適判と同様である。

また、建設住宅性能評価を活用する場合には、建設住宅性能評価の現場検査に係る検査報告書を完了検査時に提出することで、検査報告書を活用して完了検査を合理的に行うことが可能となる。

¹⁷ 施行規則第3条第4項



②具体的な手続き

a. 設計住宅性能評価の申請

通常の設計住宅性能評価の申請と同様に行う。

b. 省エネ適判申請

● 申請先となる省エネ適判機関について

設計住宅性能評価の申請を行った住宅性能評価機関と同一機関とする。

● 申請書類について

省エネ基準への適合は、住宅性能評価における断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る審査において行うため、設計住宅性能評価の申請において提出された省エネ基準適合関係確認に係る書類を、省エネ適判申請における提出書類と見なす扱いとしている¹⁸。ただし、この扱いを受けるためには、設計住宅性能評価の申請において提出する設計図書等には、住宅の設計者の氏名等の記載が必要になる。なお、住宅性能評価機関としての図書の保存期間は設計住宅性能評価に係る期間（5年）であるが、省エネ適判申請における提出書類とみなしたものについては、省エネ適判機関としての図書の保存期間（15年）も満たす必要があるため注意が必要である。

[手続きを合理化する場合の省エネ適判申請に必要な図書]

- 建築物エネルギー消費性能確保計画書※（正本及び副本）
- 添付図書 2 部
 - ・設計内容説明書— [提出不要]
 - ・各種図面、計算書— [提出不要]

¹⁸ 建築物省エネ法施行規則第 3 条第 4 項

・その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）

※建築物エネルギー消費性能確保計画書の合理化について

計画書の記載についてより簡素化するため以下の扱いを可能としている。

- （注意） 5. 第四面関係⑥及び6.第五面関係④により、別記様式第1の第四面及び第五面は、機関が様式を定める設計内容説明書等をもって代えることが可能。なお、設計内容説明書等の標準的な様式は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が以下の図書として運用しているが、これらの図書は第四面及び第五面に代えることとして差し支えない。

- ・住宅性能評価・長期一体申請書・設計内容説明書
- ・住宅性能評価・長期一体長期使用構造等確認 共通温熱関連図書

● 省エネ適判通知書について

設計住宅性能評価における断熱性能及び一次エネルギー消費性能の審査が完了し次第、設計住宅性能評価書の交付前であっても、省エネ適判機関から省エネ適判通知書が交付される。

c. 建築確認申請

通常の省エネ適判を受ける場合と手続き・書類は同じとする。

d. 完了検査申請

完了検査申請における提出書類については、建設住宅性能評価を受ける場合と受けない場合によって異なる。建設住宅性能評価を受けない場合の提出書類は、通常の省エネ適判を受ける場合の完了検査申請における提出書類に加えて、設計住宅性能評価に要した図書及び書類が必要となるため、留意されたい。

● 建設住宅性能評価を受ける場合

建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、建設住宅性能評価における検査報告書又はその写しを提出する。なお、当該検査報告書又はその写しは、検査報告書の検査結果が不適合の場合であっても提出が必要であるため留意されたい。

e. 完了検査

通常の省エネ適判を受ける場合と同様である。

③計画変更する場合の手続き（省エネ適判と住宅性能評価を同一機関に申請する場合）

省エネ適判と住宅性能評価を同一機関に申請し提出図書の合理化を受ける場合であって、確認済証が交付された後に計画変更する場合の手続きは、基本的には、通常の省エネ適判を受ける場合の計画変更の手続きと同様である。

●軽微な変更該当する場合

具体的には、住宅に係る軽微な変更のうち「ルート A：省エネ性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更」及び「ルート B：一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更」に該当する場合は、完了検査の申請時に、軽微な変更説明書を提出する。

また、軽微な変更のうち「ルート C：再計算により省エネ基準への適合が明らかな変更」に該当する場合は、軽微な変更説明書の一部として、「軽微変更該当証明書」を完了検査の申請時に提出することとする。

●軽微な変更該当しない場合

改正建築物省エネ法第 11 条第 2 項等の規定により、所管行政庁又は登録省エネ適判機関（所管行政庁等）に変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して、所管行政庁等による省エネ適判を受けることが必要である。この場合において、変更の直前省エネ適判を受けた機関において、変更後の計画に係る省エネ適判と変更設計住宅性能評価等とを併せて受けるときは、当初の省エネ適判の際と同様に、建築物エネルギー消費性能確保計画の添付図書を合理化することが可能である。

なお、完了検査申請時には、変更の省エネ適判に要した図書及び変更の省エネ適判に係る適合判定通知書又はその写しを提出する。

※複合建築物の取扱い

複合建築物（非住宅部分と住宅部分を有する建築物）の評価については、部分毎の評価方法による。なお、住宅部分について省エネ適判を省略する方法を用いる場合であっても、非住宅部分を含むことから、建築物全体としては省エネ適判が必要となることに留意のこと。

（3）省エネ適判を省略する場合（仕様基準、設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書、長期使用構造等である旨の確認書の活用）

1）全体の流れ

建築物省エネ法第 11 条第 1 項後段ただし書きにより、省エネ適判を行うことが比較的容易である場合は、省エネ適判を省略することが可能とされている。この場合は、省エネ基準への適合は建築確認審査の中で確認されることとなる。

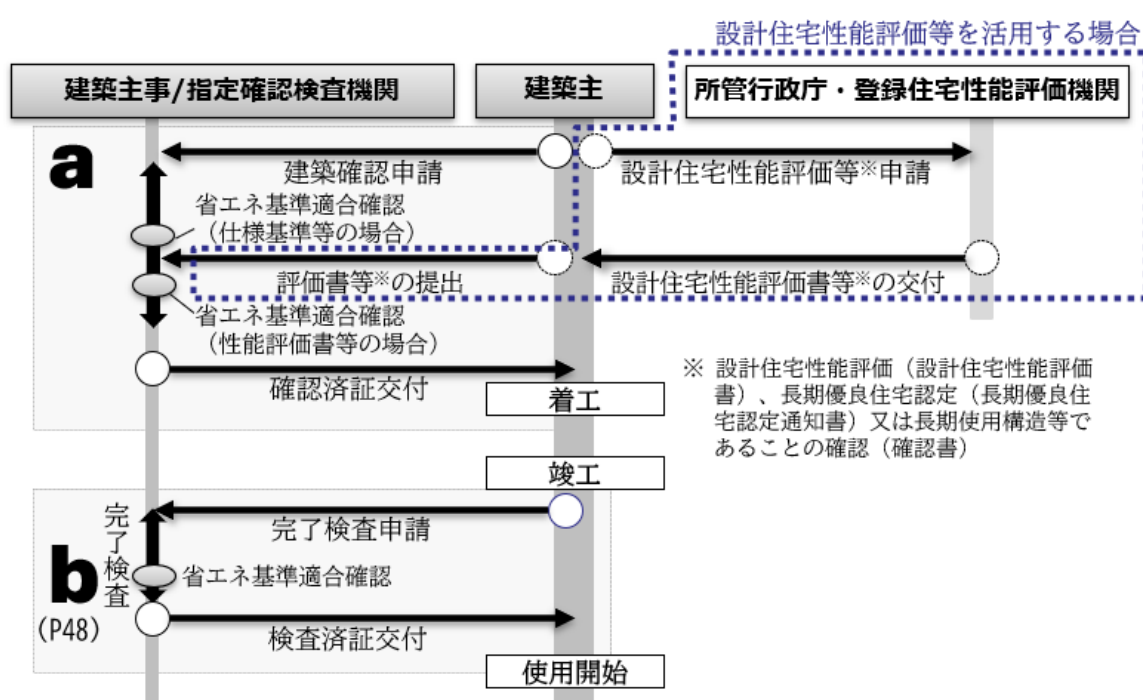
＜省エネ適判が比較的容易である場合＞施行規則第 2 条第 1 項

- ・ 仕様基準等を用いて省エネ基準適合を示す場合
- ・ 設計住宅性能評価書（断熱等性能等級 4 ・ 一次エネルギー消費量等級 4 以上の場合に限る）を取得している場合

- ・ 長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書を取得している場合

共同住宅については、共同住宅の全ての住戸に係る評価書等の交付を受け、当該評価書等又はその写しを、確認申請書を提出した建築主事等の確認審査の末日の3日前まで（ただし、申請者と機関とで事前に十分調整の上で、期日を確認審査の末日の前の任意の日を設定することは差し支えない。以下同じ。）に提出する場合に限り、省エネ適判の省略が可能である。

下図に省エネ適判を省略する場合の建築確認に係る手続きの基本的な流れを紹介し、以下、a 及び b にて具体的な手続きを解説する。



2) 具体的な手続き

a. 建築確認申請

i 申請に必要な図書

建築主は、建基法に基づく確認申請の手続きにおいて、建基法施行規則第1条の3に基づく図書などを提出する。省エネ適判を省略する場合は、省エネ基準適合の示し方により提出書類が以下のように異なる。

<建築確認申請時の提出書類>

● 仕様基準等により省エネ基準適合を示す場合

提出書類：仕様基準等への適合が確認できる設計図書等

● 設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書により示す場合

提出書類：

- ・宣言書（評価書等又はその写しを確認審査の末日の3日前までに確認申請書を提出した建築主事等に提出することとし、提出できない又は困難と見込まれる場合は省エネ適判を受ける旨を記載した、申請者又は設計者が記名した書面、様式は任意）
- ・設計住宅性能評価書（※）
- ・長期優良住宅認定通知書（※）
- ・長期使用構造等である旨の確認書（※）

※必ずしも確認申請時の提出は要しない。申請時に提出できない場合は上記の宣言書を提出の上、法定の確認申請期間の末日の3日前までには、設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定書、長期使用構造等である旨の確認書のいずれかを建築確認申請を行った建築主事等に提出することが必要。

ii 審査内容の概要

●仕様基準により省エネ基準適合を示す場合

提出された設計図書等が仕様基準に適合しているかを確認する。

●設計住宅性能評価書等により省エネ基準適合を示す場合

設計住宅性能評価書（断熱等性等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上であるものに限る。）、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書により、省エネ基準適合を確認する。

なお、確認審査の末日の3日前まで（事前調整した場合は末日の前日）に上記の評価書等が提出できない場合は省エネ適判が必要となるため、建築主は、確認申請書の第二面8欄の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出に係る記載を「提出不要」から、当該計画の提出状況に応じて「提出済」又は「未提出」に修正するとともに、確認申請書に添付した宣言書を取り下げるものとする。

iii 確認済証の交付

全ての審査終了後に、通常の建築確認と同様に確認済証が交付され、以降、着工が可能となる。

b. 完了検査

工事が完了した場合、建築主は完了検査の申請を行う。省エネ基準は建築基準関係規定であるため、省エネ基準への適合についても、完了検査の対象となる。

仕様基準により省エネ基準を評価する場合は、確認申請時に仕様基準への適合を確認できる設計図書等を提出しているため、計画内容に変更が生じていない限り、完了検査申請時の追加的な書類・設計図書の提出はない。

一方で、設計住宅性能評価書等により省エネ基準を評価する場合は、確認申請時は、省エネ基準関係の設計図書を建築主事等に提出していないため、追加的に設計図書等の提出が必要となる。

i 完了検査申請 [建築主 → 建築主事・指定確認検査機関]

建築主は、確認申請を行った建築物の工事が完了した際に、建築主事等に対して建基法に基づく完了検査を申請する。検査では建基法への適合確認と併せて、省エネ基準への適合も検査を受けることとなる。

完了検査の申請に際しては、通常の完了検査に必要な図書と併せて、以下の書類を添付する必要がある。

[完了検査申請時に指定確認検査機関等へ提出が必要な図書等]

- 省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書
(省エネ基準工事監理報告書)
- 以下のいずれかの図書
 - ・仕様基準により省エネ基準適合を示す場合
：追加的な図書の提出は不要
 - ・設計住宅性能評価書により省エネ基準適合を示す場合
：設計住宅性能評価申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等（省エネ基準に係る図書のみ）
 - ・長期優良住宅認定通知書により省エネ基準適合を示す場合
：長期優良住宅認定申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等（省エネ基準に係る図書のみ）
 - ・長期使用構造等である旨の確認書により省エネ基準適合を示す場合
：長期使用構造である旨の確認申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等（省エネ基準に係る図書のみ）
- 納入仕様書・品質証明書、施工記録書等（現場備付）

ii 完了検査の実施 [建築主事・指定確認検査機関 → 建築主]

建築主事等は、従前（省エネ基準適合義務化以前）の完了検査に係る検査事項に加え、i で提出を受けた図書等により、建築確認を受けた設計図書通りに

施工されていることを確認する。

建築主事等による検査の結果、建築確認を受けた計画通りに施工されていることが確認された場合、検査済証が交付される。

3) 計画変更する場合の手続き

省エネ適判を省略する計画変更の手続きについて、変更後において仕様基準で省エネ基準に適合させる場合には、P43 で前述したように変更手続きは不要となる。一方で、性能評価書等を活用して省エネ適判を省略する場合において、計画変更する場合は以下の図面を提出する必要があるため、留意されたい。

なお、計画変更から省エネ適判の省略または審査合理化の適用を受けることはできない。

●軽微な変更のうちルート A、ルート B に該当する場合

当初の性能評価書の取得時点での計画に対して、変更の内容が、住宅に係る軽微な変更のうち「ルート A: 省エネ性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更」及び「ルート B: 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更」に該当する場合は、完了検査の申請時に、軽微な変更説明書か、変更設計住宅性能評価書等又はその写し及び変更設計評価等に要した図書及び書類を提出する。

●軽微な変更のうちルート C に該当する場合又は軽微な変更に該当しない場合

当初の性能評価書の取得時点での計画に対して、変更の内容が、住宅に係る軽微な変更のうち「ルート C: 再計算により省エネ基準への適合が明らかな変更」に該当する場合若しくは軽微な変更に該当しない場合は、変更設計住宅性能評価書等又はその写し及び変更住宅設計評価書等に要した図書及び書類を完了検査の申請時に提出する。

2. 性能向上計画認定

法第 29 条では、省エネ性能の一層の向上に資する建築物の新築又は増築、改築若しくは修繕等¹⁹（以下「新築等」という。）に係る計画について、誘導基準に適合している等、当該計画が認定基準に適合していると判断できる場合、所管行政庁は当該計画の認定を行うことができることとなっている。

申請建築物に、申請建築物及び他の建築物に熱等を供給するための熱源機器（以下「自他供給型熱源機器等」（下記囲み参照。）という。）を設置することにより複数の建築物が連携して省エネに取り組む場合に、当該熱源機器等から熱等の供給を受ける他の建築物も含めた複数の建築物として認定を受けることができる（以下「複数建築物認定」という。）。

● 自他供給型熱源機器等²⁰

自他供給型熱源機器等とは、申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための、以下に該当する熱源機器等であって、空気調和設備等を構成するものをいう。

- 熱源機器
- 発電機
- 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源から熱又は電気を得るために用いられる機器

これらの認定を取得した場合、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、性能向上計画認定に係る基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における令第 7 条で定める床面積（省エネ性能向上のための設備について、通常の建築物の床面積を超える部分（建築物の延べ面積の 10% を上限）。）は算入しないことができる（以下「容積率特例」という。）。ただし、複数建築物認定の場合、容積率特例を受けられるのは自他供給型熱源機器等が設置された申請対象建築物に限定される。

ここで、省エネ性能向上のための設備とは、①太陽熱集熱設備、太陽光発電設備その他再生可能エネルギー源を利用する設備であってエネルギー消費性能の向上に資するもの、②燃料電池設備、③コージェネレーション設備、④地域熱供給設備、⑤蓄熱設備、⑥蓄電池（床に据え付けるものであって、再生可能エネルギー発電設備と連

¹⁹ 「修繕等」とは、以下に示す工事をいう。

修繕：既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事
模様替え：おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等は異なるような既存の建築物の部分に対する工事

空気調和設備等の設置・改修

：これまで設置されていなかった空気調和設備等を新たに備え付けることを「設置」といい、
これまで設置されていた空気調和設備等を取り替える（更新する）ことを「改修」という。

²⁰ 法第 22 条第 1 項

系するものに限る。）、⑦全熱交換器が対象となる。

なお、本認定の取得は任意であり、認定の取得を希望する建築主等は建設地の所管行政庁に申請を行う必要がある。

（１）性能向上計画認定の対象

新築等に係る性能向上計画認定は、住宅及び非住宅のいずれの用途においても受けることができるが、認定を取得できるのは、性能向上計画認定の対象となる建築物の新築等に係る工事を行う場合に限定されているとともに、当該計画がエネルギー消費性能の向上に資する計画・工事であることが必要となる。

また、容積率特例を受けるための複数建築物あるいは一の建築物全体としての認定の他に、融資や補助制度等の活用に資するため、住宅部分や、非住宅部分のみの認定なども行うことが可能となっている。

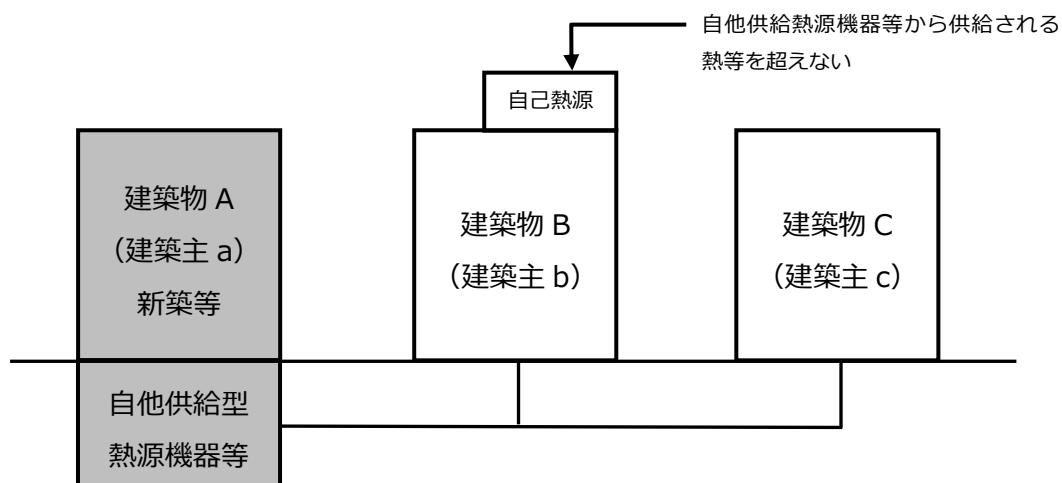
なお、複数建築物認定は、申請対象建築物から熱等の供給を受ける他の建築物に、熱源機器等が設置されていない（設置予定含む。）ことが原則であるが、エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない熱源機器等（下記囲み参照。）は設置することができる。

● エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない熱源機器等²¹

- ・ 熱源機器等のうち、一の居室のみに係る空気調和設備等を構成するもの
- ・ 熱源機器等のうち、申請建築物から他の建築物に供給される熱又は電気の供給量を超えない範囲内の供給量の熱又は電気を発生させ、これを供給するもの

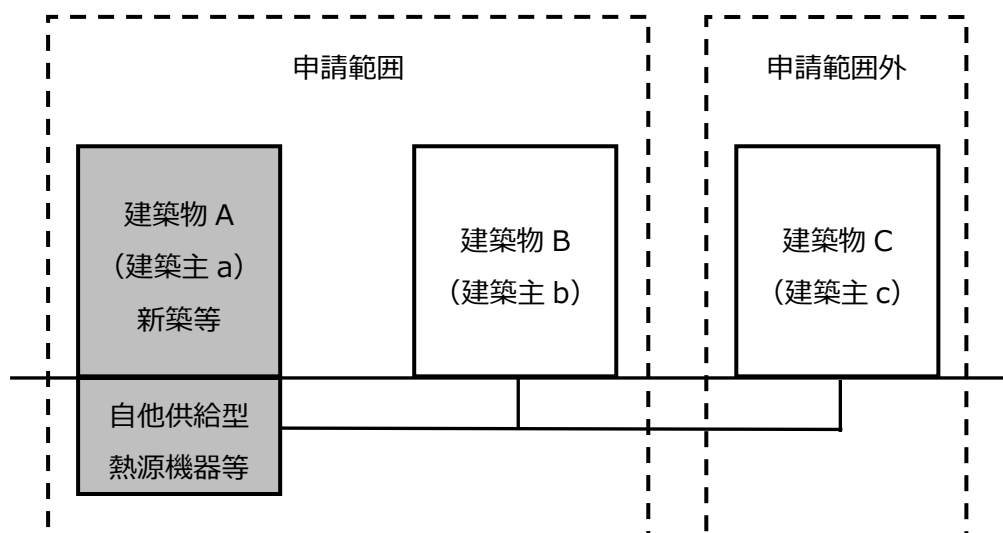
例えば、図[複数建築物の性能向上計画認定 1]は、建築物 C に他の熱源が設置されておらず、かつ、建築物 B には自他供給型熱源機から建築物 B に供給される熱等を超えない範囲内の熱等を発生させ供給する自己熱源機器しか設置されておらず、建築物 B と建築物 C で使用するその他の熱等は、新築等を行う建築物 A に設置された自他供給型熱源機等から熱媒供給等を受けるケースの事例である。この場合、建築主 a が申請者となり、建築物 A から建築物 C までを含めた 3 棟の認定を受けることができる。

²¹ 規則第 22 条の 2 第 2 項



[複数建築物の性能向上計画認定 1]

複数建築物認定では、図[複数建築物の性能向上計画認定 2]で示すように、申請建築物の自他供給型熱源機器等から熱・電気を供給している建築物のうち、任意の建築物(同図の例では建築物 C)を除いて計画の認定申請を行うことも可能である。ただし、その場合、認定申請から除かれた建築物はないものとして省エネ計算を行うことになり、過大な熱源機器等を有する計画として計算を行うため、誘導基準への適合が難しくなる可能性があることに注意する必要がある。



[複数建築物の性能向上計画認定 2]

また、図[複数建築物の性能向上計画認定 3]に示すケースについて、建築物 A は自他供給型熱源機器等が設置されているが、既存建築物であり、新築等を伴わない場合には、建築物 D の新築等を行ったとしても、建築物 A から建築物 D までを含めた複数建築物認定の申請を行うことは出来ない。一方、既存建築物である建築物 A について新築等を伴う場合には、建築物 A から建築物 D までを含めた複数建築物認定の申請を行うことが可能である。なお、その際の認定の申請者は建築主 a となる。



[複数建築物の性能向上計画認定 3]

(2) 性能向上計画認定の基準

性能向上計画認定に係る基準では、住宅あるいは非住宅の用途に関わらず、一次エネルギー消費性能及び外皮性能について誘導基準への適合が求められるほか、国土交通大臣が定める「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針」(令和 5 年国土交通省告示第 971 号)の内容に照らし適切であることや、資金計画の適切さ等の確認が行われる。なお、住宅用途について、省エネ計算によらず誘導基準等の適合確認が可能となる誘導仕様基準も設けられている。

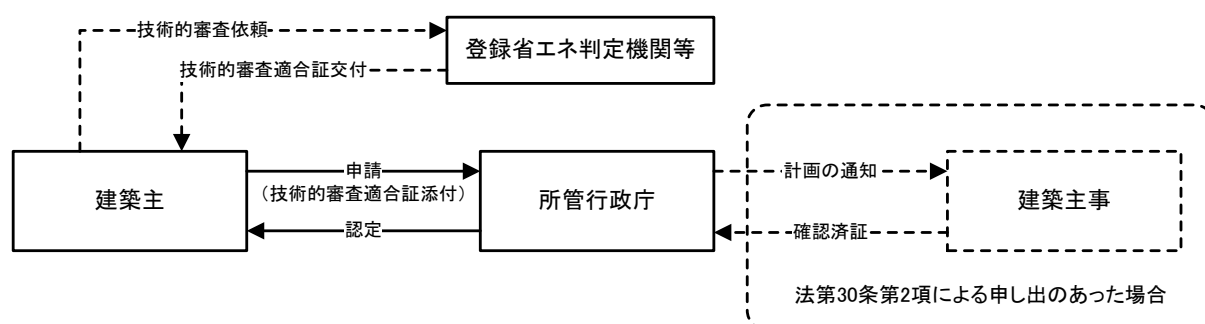
適用される具体的な基準は、基準省令及び算出告示に定められている。

(3) 性能向上計画認定の取得

性能向上計画認定は所管行政庁が行うため、建築主は上記基準に適合していることが確認できる図書等を、正副2部所管行政庁に提出する。ただし、法第30条第2項に基づき、性能向上計画認定に併せて確認申請を行う申し出を行った場合は、確認申請書及び確認審査に必要となる図書等も併せて提出を行う必要がある。

性能向上計画認定は、省エネ適合性判定通知書の交付を受けたものとみなすことができる（建築物の部分として認定を受けた場合は適用されない場合もあるため注意が必要である。また、複数建築物認定を受けた場合、当該認定に含まれるその他の建築物に本みなしを適用することはできない。）。これらのみなし適用や併せての確認申請を行わない場合、性能向上計画認定の申請は、当該工事に着手するまでに所管行政庁に提出することが必要となる。

なお、技術的な基準である誘導基準への適合確認については、省エネ判定機関等（住宅にあっては品確法に基づく住宅性能評価機関。以下同じ。）が交付する性能向上計画認定に係る技術的審査適合証などを活用することも考えられるが、申請を行う際には、事前に建設地の所管行政庁で上記適合証の活用の可否について確認を行うことが必要である。



[性能向上計画認定に係る手続きのフロー]

1) 性能向上計画認定申請に必要な書類

性能向上計画認定申請に必要な書類は、施行規則第20条において、性能向上計画認定申請書の施行規則別記様式第三十三とその根拠を示す図書（正副2通を提出）が定められている。具体的に必要となる図書等については、基準適合義務制度（省エネ適判）において提出が必要な図書と同様の図面類となっている。また、複数建築物認定の申請を行う場合は、上記図書のほか、施行規則第23条に定められる図書も併せて提出する必要がある。

なお、複数建築物認定の申請を行う場合、申請建築物及び他の建築物のいずれも誘導基準に適合していることが必要となるため、当該確認に必要な図書の提出も必要となる。

2) 性能向上計画認定された内容に変更が生じた場合

性能向上計画認定後に建築物エネルギー消費性能向上計画の内容に変更が生じた場合（施行規則第 26 条で定める建築物省エネ法上の軽微な変更を除く。）、当該変更計画について法第 31 条に基づき所管行政庁の認定を受けることが必要となる。

その場合、施行規則別記様式第に定める変更認定申請書と、当該変更に係る図面及び計算書等を正・副 2 部提出する。

なお、複数建築物認定を受けた計画において、他の建築物に係る変更が生じた場合（軽微な変更を除く）にも、上記と同様に、当該変更計画について所管行政庁の認定を受けることが必要となる。

3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更について

施行規則第 25 条では、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微な変更を、以下のとおり定めている。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更）

第 25 条 法第 31 条第 1 項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を一層向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更（同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

上記施行規則第 25 条第一号においては、施行規則別記様式第 26 第六面において記入する工事の着手予定時期又は完了予定時期について、6 ヶ月以内の変更であれば建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更として取り扱う旨を定めている。

また、第二号では省エネ性能を向上させる変更は建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更として取り扱う旨を定めているが、建築確認申請を併せて行った場合においては、建築基準法施行規則第 3 条の 2 に定める「軽微な変更」に該当していることが前提となっている。

Ⅱ 省エネ基準解説編

1. 省エネ基準適合義務制度

(1) エネルギー消費性能等の計算方法

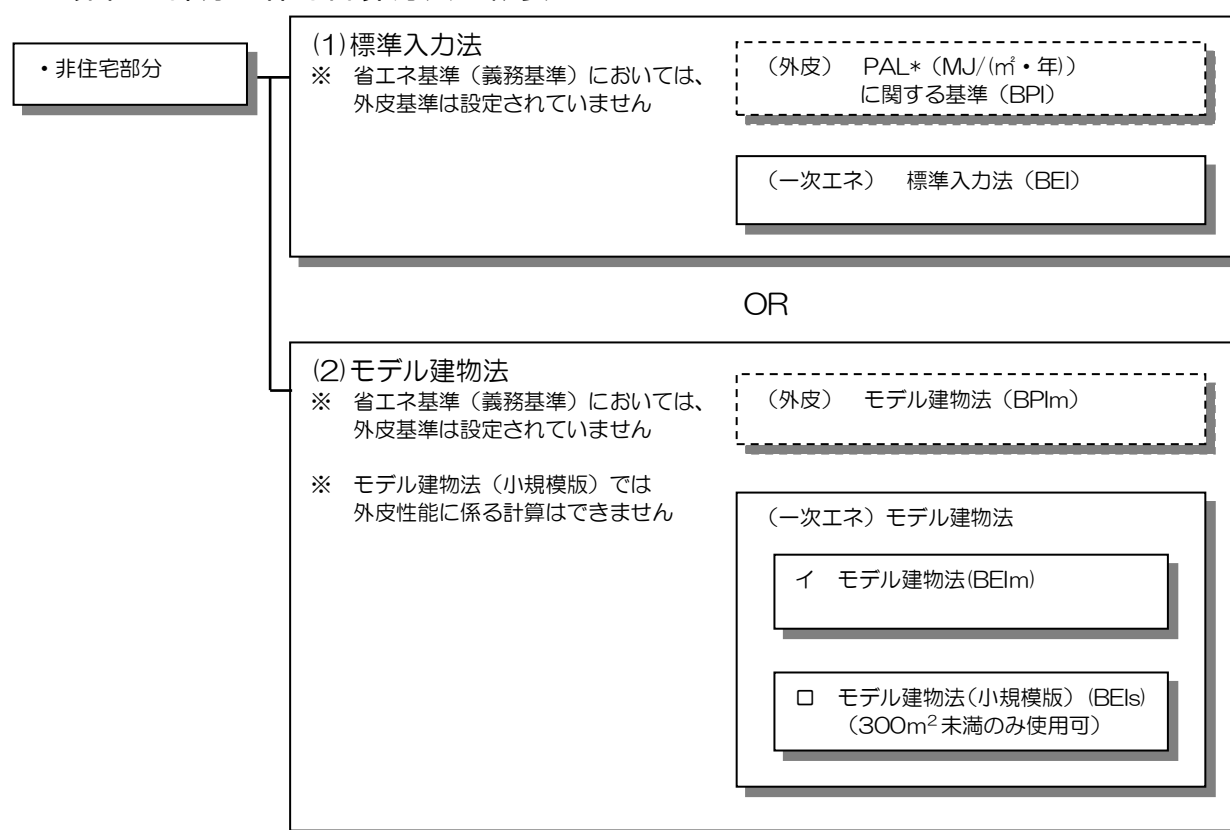
建築物省エネ法の省エネ基準に基づく外皮性能及び一次エネルギー消費性能に係る計算方法は、建築物の用途や計算結果の精度等に応じ、複数の方法が用意されている。以下では、建築物の用途に応じた計算方法の構成とその概要について記載する。

なお、本マニュアルでは、基準省令及び関連告示で定める計算方法について記載を行い、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法については取り扱っていない。

1) 非住宅部分に係る計算方法等の概要

建築物の非住宅部分に係る建築物省エネ法に基づく省エネ基準及び計算方法は、基準省令及び関連告示で定められている。以下に、非住宅部分の外皮性能及び一次エネルギー消費量の評価に係る計算方法の構成の概要等を示す。

《非住宅部分に係る計算方法の概要》



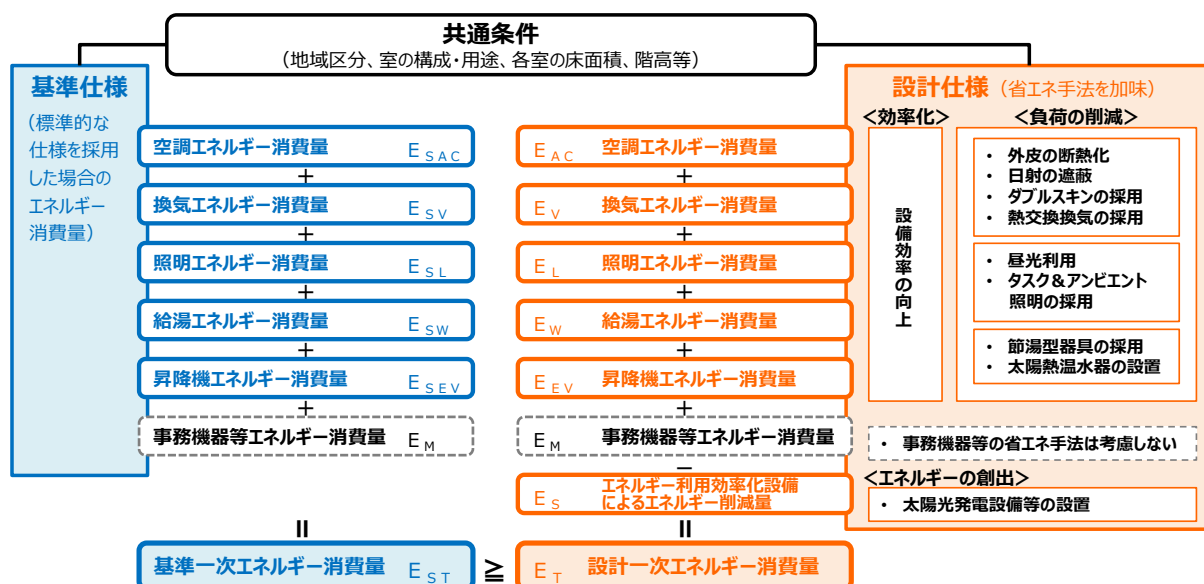
上記の各計算方法は、その入力する情報の詳細さが異なっており、①標準入力法が最も精度が高く、次に②モデル建物法、さらに③モデル建物法（小規模版）が続く。

また、適合義務制度で適用される省エネ基準では、外皮性能に関する基準は定めら

れていないが、性能向上計画認定で適用される誘導基準では、外皮性能に関する基準が定められているため、当該認定に係る審査では外皮性能の確認を行うこととなる。

なお、説明義務制度に対応するために整備した小規模版モデル建物法を廃止・改編し、令和7年4月以降に新たに基準適合義務の対象となる小規模非住宅建築物の省エネ適判に対応した「モデル建物法（小規模版）」を整備しているが、モデル建物法（小規模版）については、外皮基準への適否判断を行うことは出来ないことに留意する必要がある。

いずれの規制措置等においても審査事項となる一次エネルギー消費量の適合確認は、図5-1-1に示すとおり、実際の設計仕様を基に計算した各設備機器の一次エネルギー消費量の合計（設計一次エネルギー消費量、図右側部分）が、標準的な仕様を基に計算した各設備機器の一次エネルギー消費量の合計（基準一次エネルギー消費量、図左側部分。）を、超えないことを確認することにより行う。



[非住宅における一次エネルギー消費量計算の構成]

非住宅部分の外皮性能及び一次エネルギー消費性能に係る計算は、建設地の気象条件や生活スケジュール等を踏まえた計算を行っており、手計算で行うことは実質困難な内容となっている。よって、それらの計算及び適合の確認は、建築研究所ホームページ上に設けられた非住宅 Web プログラムにより行うこととしている。非住宅 Web プログラムは、標準入力法、モデル建物法及びモデル建物法（小規模版）の各計算法に応じたプログラムが設けられている。

以下に、各計算法の概要を記載する。

①標準入力法

基準省令第1条第1項第1号イによる方法である。算出告示第1の1に定める計

算方法により算出した設計一次エネルギー消費量が、同告示第1の2に定める計算方法により算出した基準一次エネルギー消費量を超えないことを確認することにより基準への適合を確認する方法となっており、本マニュアルでは「標準入力法」として記載している。

「標準入力法」は、建築物に設ける全ての室単位で床面積、外皮性能、設置設備機器等の情報を基に計算を行う最も詳細な計算法となっている。

②モデル建物法

基準省令第1条第1項第1号ロによる方法である。標準入力法と比較すると、より簡易に評価を行うことが可能な計算方法となっているが、適用可能な面積に応じ、以下の2つの計算法に分けることができる

a. モデル建物法

評価対象の建築物と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないことを確認することにより基準への適合を確認する方法となっており、本マニュアルでは「モデル建物法」として記載している。

「モデル建物法」は、室単位ではなく建築物全体としての外皮性能や主たる設備機器等の情報を入力する計算法となっている。適用可能な面積制限は設けられていないこともあり、中規模以上の非住宅用途を対象としたこれまでの適合義務制度においては、省エネ適判で最も利用された計算法となっている。

b. モデル建物法（小規模版）

aと同様に、評価対象の建築物と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないことを確認することにより基準への適合を確認する方法である。モデル建物法に比べて一部の入力事項を限定しているため、適用可能な面積制限は300㎡未満の非住宅用途と限定されているが、より簡易に省エネ基準への適否が確認でき、省エネ適判に利用できる方法である。本マニュアルでは「モデル建物法（小規模版）」として記載している。

省エネ適合性判定等の審査においては、Web プログラムからの出力シート（プログラムに入力した内容等が出力されたもの。）の記載内容が、図面等と整合していることを確認することにより行う。

エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)
モデル建物法(単用途計算結果)

1. 計算結果及び評価結果

(1) 建築物の名称		サンプル建物		
(2) 床面積	10,000.82	XML ID/再出力コード		
(3) 省エネ地域区分/年間日射地域区分	6地域 / A3区分	f94f13f2-6816-49ac		
(4) モデル建物	事務所モデル	WMUN-HQTQ-UC#D-UHOR		
(5) 評価結果				
年間熱負荷係数	【BPI _m 】	0.96		一次エネルギー消費量基準への 適合、不適合の確認
一次エネルギー消費量	【BEI _m 】	0.99		
	【誘導BEI _m 】	0.99		
空調調和設備	【BEI _m /AC】	1.01		
機械換気設備	【BEI _m /V】	0.70		
照明設備	【BEI _m /L】	0.91		
給湯設備	【BEI _m /HW】	1.38		
昇降機	【BEI _m /EV】	2.00		
太陽光発電		あり		
コージェネレーション設備		あり		
(6) 判定			BEI _m ≤ 1.00	達成
	BPI _m ≤ 1.00	達成	BEI _m > 0.80 (大規模基準)	非達成
			誘導BEI _m > 0.60	非達成

一次エネルギー消費量基準への
適合、不適合の確認

入力シートによる入力内容の一覧

1. アップロードされた入力シート

- 様式A 基本情報
- 様式B-1 開口部仕様
- 様式B-3 外皮仕様
- 様式C-1 空調熱源
- 様式C-3 空調二次ポンプ
- 様式D 換気
- 様式F 給湯
- 様式H 太陽光発電
- 様式B-2 断熱仕様
- 様式C-2 空調外気処理
- 様式C-4 空調送風機
- 様式E 照明

プログラム入力内容と図面等の整合確認

2. 入力シートによる入力項目

基本情報	C1	建物名称	サンプル建物	空調	AC13	全熱交換器の有無	有
	C2	地域区分	6地域		AC14	全熱交換効率	70 [%]
	C3	適用するモデル建物	事務所モデル		AC15	自動換気切替機能	有
	C4	計算対象空用途			AC16	予熱時外気取入れ停止の有無	有
	C5	計算対象床面積	10000.82 [m ²]		AC17	二次ポンプの変流量制御	有
建物形状	PAL1	階数	7階	制御	AC18	変流量時最小流量比	60 [%]
	PAL2	各階の階高の合計	30.2 [m]		AC19	空調機の変風量制御	無
	PAL3	建物の外周長さ	150.9 [m]		AC20	変風量時最小風量比	
	PAL4	非空調コア部の外周長さ	20.4 [m]		V0	機械換気設備の評価	評価する
	PAL5	非空調コア部の方位	東		V1	機械換気設備の有無	有

[モデル建物法の Web プログラム出力シート]

以下に、モデル建物法で選択可能な建物用途等の情報を記載する。

[モデル建物法における「モデル建物」の選択肢]

1	事務所モデル	2	ビジネスホテルモデル
3	シティホテルモデル	4	総合病院モデル
5	福祉施設モデル	6	クリニックモデル
7	学校モデル	8	幼稚園モデル
9	大学モデル	10	講堂モデル
11	大規模物販モデル	12	小規模物販モデル
13	飲食店モデル	14	集会所モデル※ ※さらに表 5-1-2 の計算対象室用途を選択
15	工場モデル		

[モデル建物法における集会所モデルの「計算対象室用途」の選択肢]

1	アスレチック場	2	体育館
3	公衆浴場	4	映画館
5	図書館	6	博物館
7	劇場	8	カラオケボックス
9	ボーリング場	10	ぱちんこ屋
11	競馬場又は競輪場	12	社寺

モデル建物法では用途選択をより簡易にするため、用途区分コード（建築基準法施行規則別表の用途を示す記号。以下同じ。）に応じた適用モデルを選択することを基本としているが、建物の使われ方を加味して使われ方の近しいモデルを選択しても良い。

具体的には下表のとおりとなるが、用途区分コード「08990 その他」については、エネルギーの使用状況等を鑑み、上表のいずれの用途に該当するかを判断することが必要となる。

[建築基準法における建築物用途とモデル建物法における「モデル建物」の選択肢]

用途区分コード	建築基準法施行規則別紙に記載のある用途 (建築物用途)	モデル建物法における「モデル建物」の選択肢※ ¹
08010	一戸建ての住宅	住宅基準による
08020	長屋	
08030	共同住宅	
08040	寄宿舍	
08050	下宿	
08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	住宅部分は住宅基準による。非住宅部分は事務所モデル、小規模物販モ

		デルの複合建築物
08070	幼稚園	幼稚園モデル
		講堂モデル※ ²
08080	小学校	学校モデル
		講堂モデル※ ²
08082	義務教育学校	学校モデル
		講堂モデル※ ²
08090	中学校、高等学校又は中等教育学校	学校モデル
		講堂モデル※ ²
08100	特別支援学校	学校モデル
		講堂モデル※ ²
08110	大学又は高等専門学校	大学モデル
		講堂モデル※ ²
08120	専修学校	学校モデル
		講堂モデル※ ²
08130	各種学校	学校モデル
		講堂モデル※ ²
08132	幼保連携型認定こども園	幼稚園モデル
		講堂モデル※ ²
08140	図書館その他これに類するもの	集会所モデル（図書館）
08150	博物館その他これに類するもの	集会所モデル（博物館）
08152	美術館その他これに類するもの	集会所モデル（博物館）
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	集会所モデル（社寺）
08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	福祉施設モデル
08180	保育所その他これに類するもの	幼稚園モデル
		講堂モデル
08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	総合病院モデル
08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	クリニックモデル
08210	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	福祉施設モデル
08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	事務所モデル
08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	集会所モデル（浴場施設）
08240	診療所（患者の収容施設のあるもの	総合病院モデル

	に限る。)	
08250	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	クリニックモデル
08260	病院	総合病院モデル
08270	巡査派出所	・住宅を兼ねない：事務所モデル ・住宅を兼ねる：住宅＋事務所モデル (複合建築物)
08280	公衆電話所	－
08290	郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)	事務所モデル
08300	地方公共団体の支庁又は支所	事務所モデル
08310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋	－
08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設(電気通信事業法、電気事業法、ガス事業法、液化石油の保安の確保及び取引の公正化に関する法律、水道法、下水道法、熱供給事業法などに基づく施設や都市高速鉄道の用に供する施設で大臣の指定するもの。)	－
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	事務所モデル
08340	工場(自動車修理工場を除く。)	工場モデル
08350	自動車修理工場	工場モデル
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	工場モデル
08370	ボーリング場	集会所モデル(ボーリング場)
	スケート場	集会所モデル(体育館)
	水泳場	集会所モデル(体育館)
	スキー場	集会所モデル(体育館)
	ゴルフ練習場	集会所モデル(体育館)
	バッティング練習場	集会所モデル(体育館)
08380	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	集会所モデル(体育館)
08390	マージャン屋	小規模物販モデル
	ぱちんこ屋	集会所モデル(ぱちんこ屋)
	射的場	小規模物販モデル
	勝馬投票券発売所	集会所モデル(競馬場又は競輪場)
	場外車券売場その他これらに類するもの	集会所モデル(競馬場又は競輪場)
	カラオケボックスその他これらに	集会所モデル(カラオケボックス)

	類するもの		
08400	ホテル又は旅館	ホテル又は旅館で宴会場を有しないもの	ビジネスホテルモデル
		ホテル又は旅館で宴会場を有するもの	シティホテルモデル
08410	自動車教習所		学校モデル
08420	畜舎		－
08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場		堆肥舎を除き工場モデル（堆肥舎は－）
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗		小規模物販モデル
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	売り場面積 1000 m ² 以上	大規模物販モデル
		売り場面積 1000 m ² 未満	小規模物販モデル
08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）		飲食店モデル
08452	食堂又は喫茶店		飲食店モデル
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓		小規模物販モデル

	子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	事務所モデル
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前 2 項に掲げるものを除く。)	小規模物販モデル
08470	事務所	事務所モデル
08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ	集会所モデル (体育館)
08490	自動車車庫	工場モデル
08500	自転車駐車場	工場モデル
08510	倉庫業を営む倉庫	工場モデル
08520	倉庫業を営まない倉庫	工場モデル
08530	劇場、演芸場	集会所モデル (劇場)
	映画館	集会所モデル (映画館)
08540	観覧場	集会所モデル (競馬場又は競輪場)
08550	公会堂	集会所モデル (劇場)
	集会場	集会所モデル (体育館)
08560	展示場	集会所モデル (体育館)
08570	料理店	飲食店モデル
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	飲食店モデル
08590	ダンスホール	集会所モデル (アスレチック場)
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場	ビジネスホテルモデル
	ヌードスタジオ	集会所モデル (劇場)
	のぞき劇場	集会所モデル (劇場)
	ストリップ劇場	集会所モデル (劇場)
	専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設	ビジネスホテルモデル
	専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗	小規模物販モデル
	その他これらに類するもの	(上記いずれか)
08610	卸売市場	工場モデル
08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	工場モデル

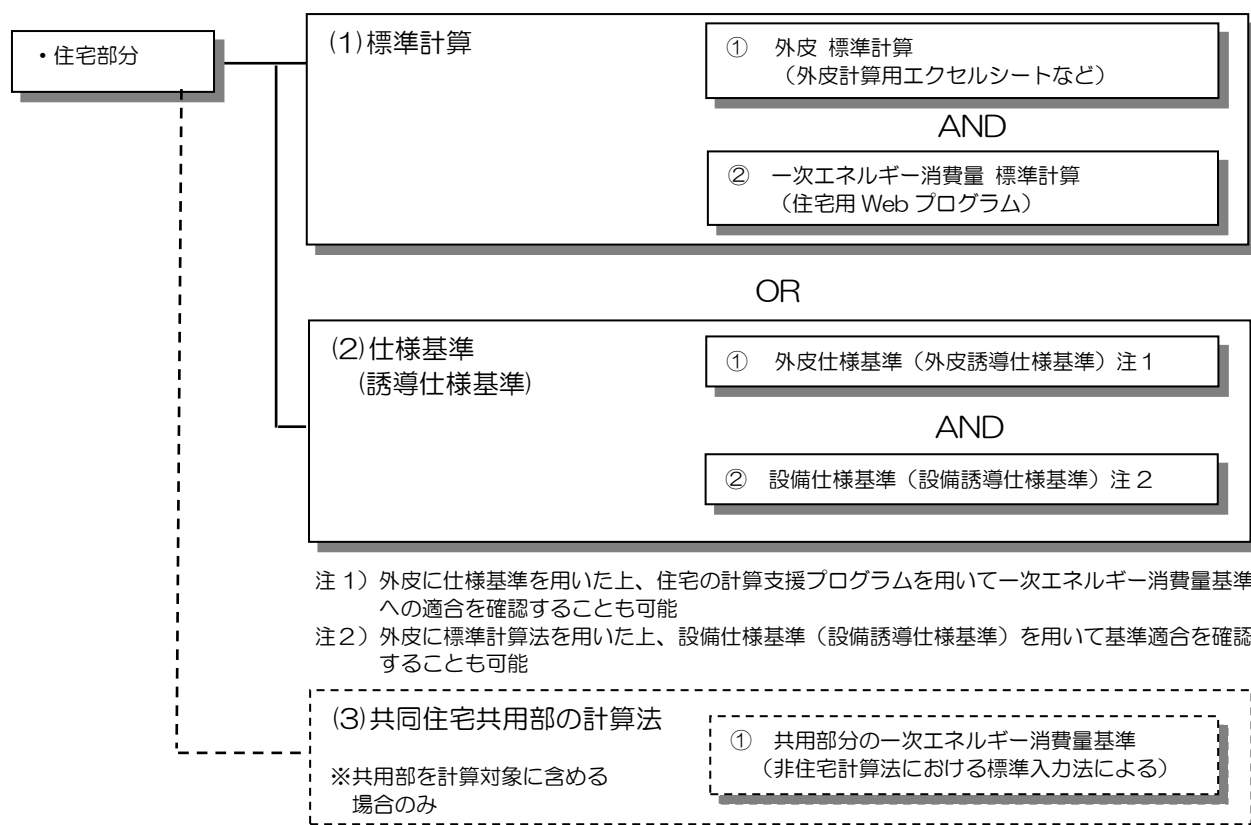
08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの		工場モデル
08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの		工場モデル
08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗	売り場面積 1000 m ² 以上	大規模物販モデル
		売り場面積 1000 m ² 未満	小規模物販モデル
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店		飲食店モデル
	自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)		小規模物販モデル
08990	その他		
※1 「モデル建物」の選択肢における「ー」は、適用除外建築物用途として政令で定める用途である。但し、当該用途を含む複数用途建築物であり、適用除外とならない場合は、何れかのモデル建物を適用して評価をする必要がある。			
※2 講堂あるいはそれに類する用途に供する部分を有する場合、当該部分は講堂モデルを適用する。			

複数の建物用途が混在する建築物の計算を行う場合、全ての建物用途ごとにモデル建物法用の Web プログラムで計算を行い、同プログラム上で集計を行うことができる。建物用途ごとの計算は、単一用途での計算と同様であるが、複数用途で共有する部分（エントランス、廊下など）については、どの建物用途に含めて計算すべきかを判断した上で、漏れなく計算対象となっていることを確認することが必要である。また、住宅用途の共用部分と判断した場合は、当該部分の一次エネルギー消費量の計算は標準入力法で行う必要がある。

2) 住宅部分に係る計算方法等の概要

住宅部分に係る建築物省エネ法に基づく省エネ基準及び計算方法等は、基準省令及び関連告示で定められている。

《住宅部分に係る計算方法等の概要》



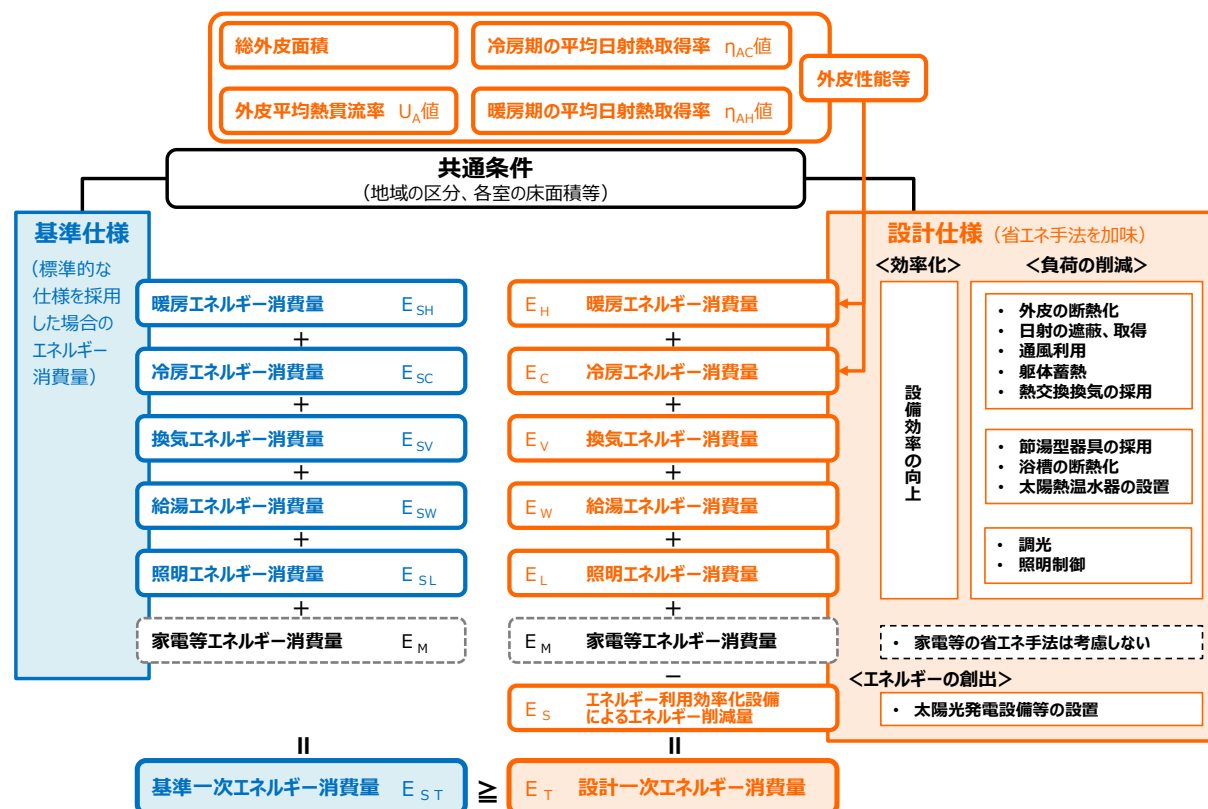
なお、(1)は個別の住宅の形状等を勘案した詳細な計算が必要となる性能基準となっているが、(2)は適合すべき仕様を定めた仕様基準、(3)は共同住宅の共用部を一次エネルギー消費量の計算対象に含める場合の計算法である。

また、住宅部分の場合（住宅の共用部を除く。）の省エネ基準は、非住宅部分と異なり外皮性能基準と一次エネルギー消費量基準の両方について基準に適合する必要がある。このため、断熱構造とする外皮部分（外壁、屋根、外気に接する床・その他の床、基礎及び開口部等。以下同じ。）についても、(1)では設計値の基準値への適合、(2)では仕様への適合が審査の対象となる。

一方、一次エネルギー消費量基準への適合確認は、(1)では実際の設計仕様を基に計算した各設備機器の一次エネルギー消費量の合計が、標準的な仕様を基に計算した各設備機器の一次エネルギー消費量の合計を超えないことを確認することにより行い、(2)では暖房設備、冷房設備、換気設備、給湯設備及び照明設備のそれぞれについ

て、仕様基準で定める機器等を用いていることの確認を行う。

なお、外皮基準について仕様基準により適合を確認した場合に、一次エネルギー消費量基準への適合を標準計算により確認する（逆の場合も含む）ことも可能である。



[住宅における一次エネルギー消費量計算の構成]

以下に、各計算法等の概要を記載する。

① 標準計算

標準計算は、外皮部分の面積や仕様（性能）等を基に計算を行う、住宅の建て方や構造種別などの与条件に関わらず適用可能な計算方法となっており、これまで一般的に広く用いられている方法となっている。具体的には外皮性能及び一次エネルギー消費量について、以下の計算等を行うこととなる。

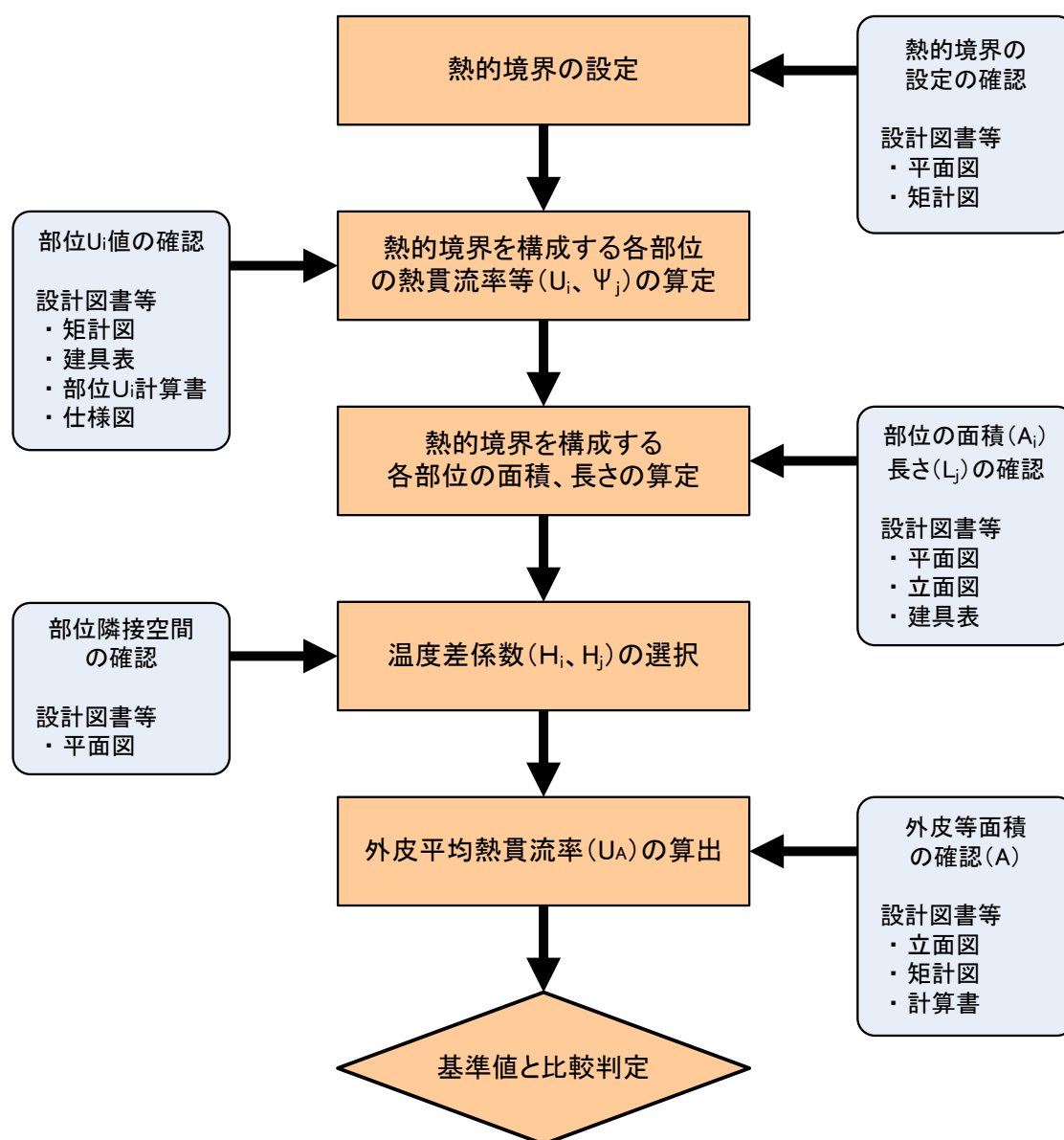
a. 外皮性能

基準省令第1条第1項第2号イ(1)に基づき、算出告示第2の1に定める計算方法により、住戸単位で部位の面積や層構成に応じて算出した外皮平均熱貫流率 (U_A 値) 及び冷房期の平均日射熱取得率 (η_{AC} 値) が、基準省令で定める基準値以下であることの確認により、基準への適合確認を行う方法となっている。

外皮平均熱貫流率を求める具体的な計算方法は、窓、外壁、屋根などの熱的境

界に該当する各部位あるいは構造熱橋部などの貫流熱損失を求め、その合計した値を全体の外皮面積で除することにより算出する。また、冷房期の平均日射熱取得率は、計算で方位を考慮する必要があるが、基本的な計算手順等は外皮平均熱貫流率計算と同様である。

下図において、標準計算による外皮平均熱貫流率算出の基本的な流れを示す。



[外皮平均熱貫流率 (U_A 値) の計算の流れ]

上述の計算の流れで求めた住戸の外皮平均熱貫流率 (U_A 値) が、建設地の属する地域の区分に応じて定める基準値を下回っていれば、適合と判断することが出来る。

冷房期の平均日射熱取得率（ η_{AC} 値）についても、同様の手順で基準値を下回っていることの確認を行うこととなる。

なお、これらの計算は、図面をもとに四則演算により手計算で行うことも可能となっているが、Web 上では様々な外皮計算用エクセルシート（以下「外皮計算シート」という。）などが無料で用意されているため、それらを活用することも可能である。

外皮性能の審査においては、外皮計算シートに記載された面積あるいは部位の熱貫流率の算定のもととなる仕様などが、図面に記載された内容と一致していることを確認することが主な審査事項となっている。

b. 一次エネルギー消費性能

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)に基づき、1)で算出した各住戸の外皮平均熱貫流率（ U_A 値）及び冷房期の平均日射熱取得率（ η_{AC} 値）などを基に、各住戸で使用する設備機器等の仕様や性能に応じて、各住戸単位で設計一次エネルギー消費量と基準一次エネルギー消費量の算出を行い、基準への適合確認を行う方法である。

なお、これらの計算は、算出告示において計算法を定めているが、建設地の気象条件や生活スケジュール等を踏まえた計算となっており、手計算で行うことは実質困難となっている。このため、計算及び適合確認は、建築研究所ホームページ上に設けられた、住宅用 Web プログラムにより行う。

具体的な審査は、計算結果が省エネ基準に適合していることを確認するとともに、申請図書として提出される住宅用 Web プログラムから出力されるシート（プログラムに入力した内容等が出力されたもの。次ページ参照。）の記載内容が、図面等と整合していることの確認を行う。

一次エネルギー消費量計算結果(住宅版)

1. 住宅タイプの設計一次エネルギー消費量等

(1)住宅タイプの名称(建て方)	〇〇〇〇邸(戸建住宅)(戸建住宅)			
(2)床面積	主たる居室 29.81㎡	その他の居室 51.34㎡	非居室 38.93㎡	合計 120.08㎡
(3)地域の区分/年間の日射地域区分	6地域 *****			
(4)一次エネルギー消費量(1戸当り)			設計一次[MJ]	基準一次[MJ]
	暖房設備		13935	13383
	冷房設備		6036	5634
	換気設備		5939	4542
	給湯設備		27637	25091
	照明設備		5212	10763
	その他の設備		21241	21241
	発電設備の発電量	太陽光発電(PV)	--	--
	のうち自家消費分	コージェネレーション設備(CGS)	--	--
	コージェネレーション設備の売電量に係る控除量*1		--	--
(5)合計	PVおよびCGSを対象とする場合		79999	80653
	CGSを対象とする場合		79999	

本計算結果は、当該住戸が建設される地域区分及び設計内容に、一定の生活スケジュールに基づく設備機器の運転条件等を想定し計算された値であり、実際の消費量と異なる場合があります。
(4)の各用途内訳を足した値と合計は四捨五入の関係で一致しないことがあります。

*1:コージェネレーション設備が充電した電力を発電するために要した一次エネルギー消費量相当です。

基準への適合、不適合の確認

2. 判定

適用する基準			一次エネルギー消費量[GJ/(戸・年)]		判定結果
			設計一次エネルギー	基準一次エネルギー	
建築物省エネ法	建築物エネルギー消費性能基準	H28年4月以降	80.0	80.7	達成
		H28年4月現存		86.6	達成
	建築物エネルギー消費性能誘導基準	R04年10月以降	80.0	68.8	非達成
		R04年10月現存		80.7	達成
エコまち法	エネルギーの使用の合理化の 一層の促進のために誘導すべき基準	R04年10月以降	80.0	68.8	非達成
		R04年10月現存		74.8	非達成
	低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準		80.0	51.0	非達成

一次エネルギー消費量の値は小数点以下一位未満の端数を切り上げているため、「1. 住宅タイプの設計一次エネルギー消費量等」の(4)の合計と一致しないことがあります。

3. BEI

適用する基準		一次エネルギー消費量(その他除く)[GJ/(戸・年)]		BEI
		設計一次エネルギー	基準一次エネルギー	
建築物省エネ法	建築物エネルギー消費性能基準	58.8	59.5	0.99
	建築物エネルギー消費性能誘導基準	58.8		0.99
エコまち法	エネルギーの使用の合理化の 一層の促進のために誘導すべき基準	58.8		0.99

BEI計算時の一次エネルギー消費量はその他のエネルギー消費量除きます。建築物エネルギー消費性能誘導基準にはPVによる削減効果を除外して評価します。

4. 住宅タイプの仕様

(1) 暖冷房仕様

外皮/設備項目	外皮/設備の仕様
A.外皮	外皮性能の評価方法 外皮面積の合計 外皮平均熱貫流率 平均日射熱取得率 通風の利用 蓄熱の利用 床下空間を経由して外気を 導入する換気方式の利用
	当該住戸の外皮面積を用いて外皮性能を評価する 307.51 ㎡ 0.87 W/㎡K 暖房期の平均日射熱取得率(ηAH): 4.3 冷房期の平均日射熱取得率(ηAC): 2.8 主たる居室:評価しない、または利用しない その他の居室:評価しない、または利用しない 評価しない、または利用しない 評価しない、または利用しない
B.暖房設備	暖房方式 設備仕様
	居室のみを暖房する 【主たる居室】ルームエアコンディショナー 入力しない(規定値を用いる) 【その他の居室】ルームエアコンディショナー 入力しない(規定値を用いる)

プログラム入力内容と図面等の整合確認

[住宅用 Web プログラムからの出力シート例]

② 仕様基準

仕様基準は、基準省令第1条第1項第2号イ(2)、ロ(2)に基づく基準であり、住宅用 Web プログラム等を用いることなく、外皮の部位や設備機器等の仕様が、基準で定める仕様に適合していることを確認することにより、省エネ基準への適合確認を行う方法である。（仕様基準の基準については、「住宅の省エネルギー基準と評価方法 2024 を参照²²⁾」）

具体的には、外皮及び設備機器等について、以下の確認を行うこととなる。

a. 外皮仕様基準

外皮を構成する屋根、外壁、開口部等の各部位の仕様等が、地域の区分に応じて定められた仕様等に適合していることで、基準適合を確認する方法である。

ここで各部位（開口部除く。）の仕様等への適合確認は、以下のイ又はロ、及びハへの適合（ハへの適合は構造が S 造・RC 造の場合に限る）の確認を行うこととなる。

- イ 建築研究所の技術情報で定める計算方法等により、各部位の層構成に応じた熱貫流率を求め、基準値以下であることの確認
- ロ 各部位の断熱材の熱抵抗値が、基準値以上であることの確認
- ハ 住宅の構造種別に応じた構造熱橋部の基準への適合確認

また、部位のうち開口部に関しては、当該部位（窓、ドア）の断熱性能や日射遮蔽措置等が、基準で定める仕様等を満たしていることを確認する。

外皮の審査においては、図書等に記載する住宅の設計仕様が、仕様基準で定める仕様等に適合していることを図面上で確認することが主な審査事項となる。

b. 設備仕様基準について

暖房設備、冷房設備、換気設備、給湯設備及び照明設備のそれぞれについて、地域の区分等に応じて定める機器等の仕様に、設置した設備機器等の仕様が適合していることを確認することで基準適合を確認する方法である。

設備の審査においては、図書等に記載する各設備機器仕様が、仕様基準で定める仕様等に適合していることを図面上で確認することが主な審査事項となる。

③ 標準計算と仕様基準の併用（仕様計算併用法）

設備に係る仕様基準は、外皮性能が省エネ基準を満たしていることが前提として策定されている。よって、標準計算により外皮基準に適合していることが確認できた場合、設備に関して仕様基準を用いることが可能となっている。

²²⁾ 住宅の省エネルギー基準と評価方法 2024 : <https://www.mlit.go.jp/common/001627022.pdf>

また、外皮に仕様基準を用いている場合、住宅用 Web プログラムに設けられた、「仕様基準により外皮性能を評価する」機能を用いることにより、設備に関して住宅用 Web プログラムを用いることも可能となっている。

④ 共同住宅の共用部に係る一次エネルギー消費量の計算について

共同住宅の共用部に係る一次エネルギー消費量については、建築物全体の一次エネルギー消費量計算に含めるか含めないかを選択することできる。

計算に含める場合、当該部分の一次エネルギー消費量は、非住宅の標準入力法で計算を行うこととなる。（非住宅のモデル建物法で、共同住宅共用部の計算を行うことはできない。）また、当該共用部分については、外皮性能に係る基準は適用されない。

なお、上記で記載する各計算方法に基づく一次エネルギー消費量計算では、いずれも設置する個別の設備機器等に係る種別もしくは性能値等の情報が必要となっている。当該性能値等については、建築研究所ホームページ上の技術情報に定められた JIS 等の規格に基づく性能値であることが必要となるが、当該性能値等の根拠が明示されたカタログ等を活用することも可能となっている。他にも、一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ上では、各設備機器等に係る計算上必要となる性能値に関するポータルサイト（下図参照。）が開設されており、当該性能値を利用することもできる。

[評価協会 HP 上の設備機器等ポータルサイト]

3) 各計算法の適用について

1) 及び2) で紹介した各計算法は、建築物省エネ法に基づく各制度において、適用の可否が分かれている。下表にその適用関係を記載する。(なお、表中において、「住宅用 Web プログラム」を「WEB プログラム」としている。)

		計算方法・ツール等の通称	建築物省エネ法				エコまち法	品確法		
			適合義務	住宅 トップランナー	向上計画認定	表示認定(BELS)		低炭素認定	性能評価	
						省エネ基準	ZEH・ZEB等			
非住宅・住宅		条例附加事項(法第2条2項)	●※1	—	—	●※1	—	—	—	
非住宅建築物	外皮	標準計算 標準入力法	—	—	●	—	●	●	—	
		簡易計算 モデル建物法	—	—	●	—	●	●	—	
	一次エネ	標準計算 標準入力法	●	—	●	●	●	●	—	
		モデル建物法	●	—	●	●	●	●	—	
		簡易計算 モデル建物法(小規模版) ※300㎡未満限定	●	—	—	—	—	—	—	
	戸建住宅	外皮	標準計算 外皮計算用Excel	●	●	●	●	●	●	●
仕様基準			●	—	—	●	—	—	●※5 (等級4のみ)	
誘導仕様基準			●	●	●	●	●※8	●※4	●※5 (等級5のみ)	
一次エネ		標準計算 WEBプログラム	●	●	●	●	●	●	●	
		仕様基準	●	●	—	●	—	—	●※6 (等級4のみ)	
		誘導仕様基準	●	●	●	●	●※8	●※4	●※7 (等級6のみ)	
共同住宅等		外皮	標準計算 外皮計算用Excel ※各住戸	●	●	●	●	●	●	●
			仕様基準	●	●	—	●	—	—	●※5 (等級4のみ)
			誘導仕様基準	●	●	●	●	●※8	●※3	●※5 (等級5のみ)
		一次エネ	標準計算 WEBプログラム ※各住戸	●※2	●※3	●※2	●※2	●	●	●
	仕様基準		●※3	●	—	●※3	—	—	●※6 (等級4のみ)	
	誘導仕様基準		●※3	●	●	●※3	●※8	●※3	●※7 (等級6のみ)	

※1: 地方公共団体の条例において、一定規模以上の建築物に省エネ基準の必要な事項を附加している場合は、当該条例の定める建築物について対象となる。
※2: 共同住宅等の一次エネの算出にあたっては、住宅部分の設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量(又は誘導基準一次エネルギー消費量、特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量)の算出において、共用部分(住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。)を評価しない方法が可能(2019.10施行)。ただし、低炭素認定においては、共用部分の評価を必須化(2022.10施行)。
※3: 共用部分を計算しない評価方法の場合のみ適用可能。低炭素認定においては共同住宅等の共用部分が無い場合のみ適用可能。

※4: 省エネ性能の確認が可能だが、再エネを含んだ評価について別途標準計算で確認が必要。
※5: 別途、結露防止対策の基準に適合することが必要。
※6: 断熱等性能等級4又は外皮が仕様基準に適合することが必要。
※7: 断熱等性能等級5又は外皮が誘導仕様基準に適合することが必要。
※8: ZEH Oriented、ZEH-M Oriented(共用部分が無い場合)のみ使用可能。

凡例 ●: 評価可能、—: 評価不可能又は規定なし(適用なし)

[建築物省エネ法及び他法令の各制度における計算法の適用可否一覧(新築)]

4) 既存住宅・建築物の増改築時における省エネ性能の算定の考え方等について

適合義務の対象となる建築物の増改築を行う場合（増改築の規模が 10 m²以下である場合を除く）、増改築に係る部分の省エネ性能を評価し、省エネ計画を提出することが必要となる。既存住宅・建築物への増改築においては、以下の方法によりそれぞれ省エネ性能の算定ができる。

【住 宅】

基準省令第1条第1項第2号イおよびロより、既存住宅と一体となった増築又は改築の際の省エネ基準適合を判断する方法は以下の通りである。

外皮性能

- ・仕様基準：増改築部分の外皮の各部位^{※1}（屋根・天井、外壁・基礎壁、開口部、床）が、仕様基準又は誘導仕様基準に適合すること。
- ・標準計算：措置しない（増改築部分のみでの外皮性能計算は行わない）。

一次エネルギー消費性能

- ・仕様基準：増改築部分に設置する各設備が、仕様基準又は誘導仕様基準に適合すること。
- ・標準計算：増改築後の BEI^{※2}が 1.0 を超えない^{※3} こととする。

※1：当該増改築工事において施工する外皮部分のみが省エネ基準適合の対象となり、既存部分と増改築部分の境界となる壁や床は評価対象外となる。また、同一敷地内の別棟増築の場合は新築と同様の扱いとするため、標準計算で評価しても差し支えない。

※2：増築又は改築をした部分のみの一次エネルギー消費性能の適否は、住宅用計算支援プログラムにて、住戸の評価方法を「増改築部分を対象にする」として評価されたい。なお、増改築部分の評価にあたって住宅用計算支援プログラムの使い方については、建築研究所ホームページにマニュアルを公開しているので参照されたい。また、同一敷地内の別棟増築の場合は新築と同様の扱いとするため、住戸の評価方法を「住戸全体を対象に評価する」とし、住宅用計算支援プログラムで評価されたい。

※3：住宅用計算支援プログラムにて住戸の評価方法を「増改築部分を対象にする」として評価した場合には、設計一次エネルギー消費量は算出せず BEI のみを算出することとする。

【非住宅】

一次エネルギー基準

- ・増改築部分の設計一次エネルギー消費量が、増改築部分の基準一次エネルギー消

費量を超えないこととする。

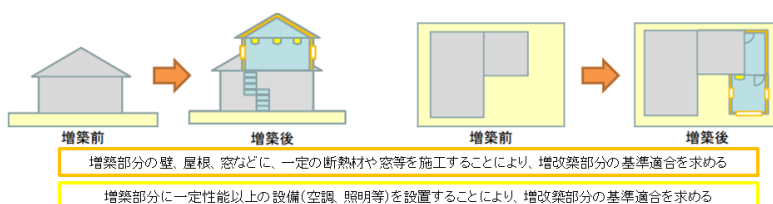
※増改築部分についても、新築と同様の方法で評価を行う。

【その他】

上記に伴って、建物全体で省エネ基準への適合を確認することを前提として設定された、増改築時における既存部分の BEI のデフォルト値の取扱い※については廃止することとする。

※平成 29 年 4 月 1 日時点で現存する建築物の増改築は、増改築部分の面積が増改築後の面積の 1/2 以上となる場合、建物全体で BEI=1.1 相当とする必要。この場合の省エネ性能の評価は建物全体での評価を前提とし、①既存部分の BEI についてデフォルト値 (BEI=1.2) を用いることが可能、②建築物全体の BEI は既存部分と増改築部分の面積按分で算出。

- ・法律上、増築又は改築する場合には、住宅・非住宅ともに、当該増築又は改築する部分のみで省エネ基準への適否を判断することとなるため、省エネ基準における仕様ルート・計算ルートの取扱いは下記の通りとする。



住宅			非住宅		
仕様 ルート		既存部分	増改築部分	※仕様基準なし	
	外皮性能	—	仕様基準or 誘導仕様基準		
	一次エネルギー 消費性能	—	仕様基準or 誘導仕様基準		
計算 ルート		既存部分	増改築部分		
	外皮性能	— ※一次エネ算定に用いる 外皮性能は既定値	(仕様ルートで確認) ※一次エネ算定に用いる外 皮性能は既定値	外皮性能	
	一次エネルギー 消費性能	— ※一次エネ算定に用いる 設備仕様は既定値	設備仕様は設計値 (BEIのみ)	一次エネルギー 消費性能	— 設備仕様は 設計値

※「—」：適合義務の対象外

※住宅のエネルギー消費性能計算プログラムは住宅の一部分のみを対象とした評価に対応していないため、計算プログラムにおいては、既存部分の外皮性能・設備仕様に規定値（仕様基準又は誘導仕様基準）を用いて対応することとする。

5) 認定等を受けた住宅・建築物の取扱いについて

建築主は、新築、増築又は改築を行う場合、適合義務に係る手続きが必要となるが、建築物省エネ法では、以下で記載する認定を取得している場合、手続きあるいは基準

上の緩和措置などが用意されている。以下では、各認定における取扱い等について記載を行う。

① 大臣認定を受けた建築物の取扱い

国土交通大臣は、河川水を利用した暖冷房設備など、通常の省エネ基準では評価ができない特殊な設備等を設置する建築物が、省エネ基準に適合する建築物と同等以上の省エネ性能を有することについて、個別に認定することができる。

当該認定を取得した建築物については、認定建築物が省エネ適判を受ける必要がある建築物の場合には省エネ適判通知書の交付を受けたものとみなされる。

② 性能向上計画認定を受けた建築物の取扱い

建築物省エネ法では、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準に適合している建築物について、所管行政庁による認定を取得することができることとなっている。

当該認定を取得した建築物について、認定建築物が省エネ適判を受ける必要がある建築物の場合には省エネ適判通知書の交付を受けたものとみなされる。なお、複数建築物による性能向上計画認定を受けた場合、本みなしの対象は申請建築物（自他供給型熱源機器等を有する建築物）のみであり、他の建築物に適用することはできないことに注意が必要である。

③ 低炭素認定を受けた建築物の取扱い

都市の低炭素化の促進に関する法律では、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合している建築物について、所管行政庁による認定を取得することができる。

当該認定を受けた建築物は、認定建築物が省エネ適判を受ける必要がある建築物の場合には省エネ適判通知書の交付を受けたものとみなされる。

また、住宅用途のみの建築物で以下のものを用いる場合においても、省エネ適合性判定通知書の交付を受けたものとみなされる。ただし、住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物について、住宅用途部分に以下のものを用いる場合であっても、非住宅部分で省エネ適合性判定を要するため、複合建築物全体で省エネ適合性判定手続きが必要となる。

- ・ 設計住宅性能評価書
- ・ 長期使用構造等である旨の確認書、長期優良認定書

④ 気候風土適応住宅の適合義務における取扱い

法第10条の省エネ基準適合義務において、地域の気候及び風土に応じた住宅(以下「気候風土適応住宅」という。)については、基準省令第1条第1項第2号イにより外皮基準への適合は除外されている。

気候風土適応住宅への該当については、「地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準」(令和六年六月二十八日国土交通省告示第九百七十五号)により、基準が定められている。

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準(令和六年六月二十八日国土交通省告示第九百七十五号)

1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準(2において、「気候風土適応住宅の基準」という。)は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

一 次のイからニまでのいずれかに該当するものであること

イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること

ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

ハ 屋根が茅葺であること

ニ 次の(1)及び(2)に該当すること

(1) 外壁について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること

(i) 片面を真壁造とした土塗壁であること

(ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること

(iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

(2) 屋根、床及び窓について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること

(i) 屋根が以下のいずれかの構造であること

①化粧野地天井

②面戸板現し

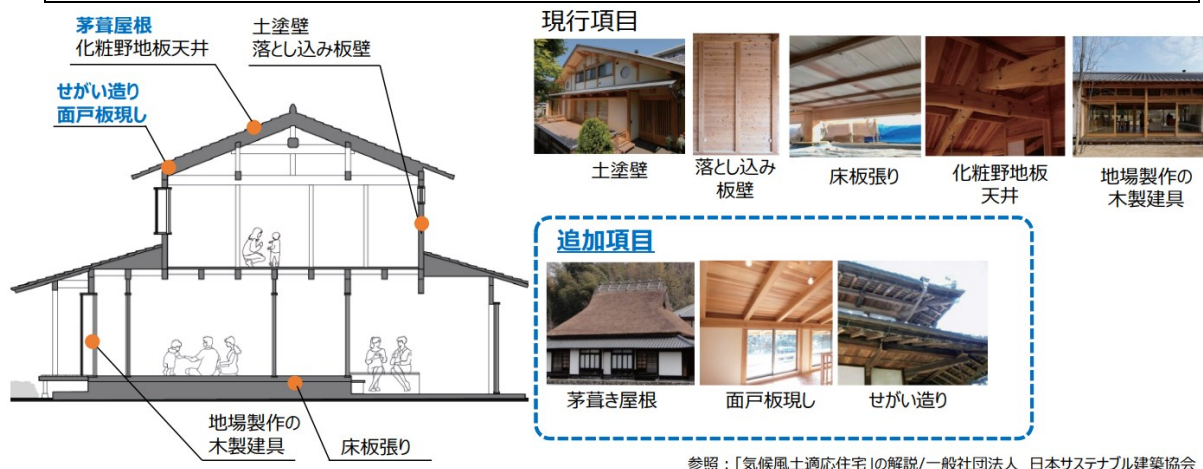
③せがい造り

(ii) 床が板張りであること

(iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること

二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場

合において、当該要件に必要な要件を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること



これらの基準に適合する気候風土適応住宅については、外皮基準が適用されない上、一次エネルギー消費量基準に関しても算出告示附則第2項に基づき基準が合理化されることとなっている。

基準一次エネルギー消費量を算出する際に考慮する外皮性能について、標準的な外皮性能（仕様基準相当）による値を用いることが可能とされている。この場合、一次エネルギー消費量に係る計算は住宅用計算支援プログラムにて、「仕様基準により外皮性能を評価する」の機能を用いて行うこととなる。

なお、気候風土適応住宅についての詳細は、『気候風土適応住宅の解説』等も参照していただきたい。

（２）工事監理者による省エネ基準工事監理

省エネ基準適合義務制度の対象となる建築物の設計を行う建築士は、省エネ適合性判定に必要となる設計図書において、省エネ基準適合に係る建材や設備の仕様等を明示することが必要となる。

また、義務対象建築物の工事監理者である建築士は、設計図書に明示された省エネ基準適合に係る建材や設備の仕様等のとおりにより工事が実施されていることを確認することが必要となる。

今後は全ての建築物に対して、それら工事監理に関する情報・資料等を整理し、完了検査の際に検査員に必要な応じ滞りなく提示できるよう準備することが重要となる。

工事監理の確認項目と確認方法の具体例については、「省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き」を参照して頂きたい。

Ⅲ 様式作成例

(1) 適合義務・適合性判定関係

1) 計画書（事務所、共同住宅（仕様基準））

様式第一（第三条第一項関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

計画書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項（同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

様式第一（第三条第一項関係）（日本工業規格A列4番）

(第一面)

計画書

2025年 4月 1日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は

東京都千代田区●●町

主たる事務所の所在地

1-2-3

提出者の氏名又は名称

●●株式会社

建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

代 表 者 の 氏 名

代表取締役社長

建築 エネ夫

設計者氏名

設計 太郎

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項（同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【4. 確認の申請】

☐ 申請済 ()

☐ 未申請 ()

【5. 備考】

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ●●カブシカイシャ タビョウトリシマリヤクシヤチョウ ケンチケネ
 【ロ. 氏名】 ●●株式会社 代表取締役社長 建築 エネ夫
 【ハ. 郵便番号】 123-4567
 【ニ. 住所】 東京都千代田区●●町1-2-3
 【ホ. 電話番号】 03-1234-5678

建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請書第二面の記載内容と整合していることを確認（建築士又は行政書士）

【2. 代理者】

【イ. 氏名】 設計 太郎
 【ロ. 勤務先】 株式会社 環境省エネ建築士事務所
 【ハ. 郵便番号】 234-5678
 【ニ. 住所】 東京都新宿区●●町2-3-4
 【ホ. 電話番号】 03-2345-6789

建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 123456 号
 【ロ. 氏名】 設計 太郎
 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 12345 号
 【ニ. 郵便番号】 234-5678
 【ホ. 所在地】 東京都新宿区●●町2-3-4
 【ヘ. 電話番号】 03-2345-6789
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 設計図書一式

(その他の設計者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 ○○号
 【ロ. 氏名】 建築 四郎
 【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 ○○号
 株式会社○○設計
 【ニ. 郵便番号】 100-8888
 【ホ. 所在地】 東京都千代田区霞が関○○○
 【ヘ. 電話番号】 03-5253-○○○○
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 設備図書一式

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 ○○号
 【ロ. 氏名】 構造 五郎
 【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 ○○号
 株式会社○○構造設計
 【ニ. 郵便番号】 100-8888
 【ホ. 所在地】 東京都千代田区霞が関○○○
 【ヘ. 電話番号】 03-5253-○○○○
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 構造図書一式

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ヘ. 電話番号】
 【ト. 作成した設計図書】

【4. 確認の申請】

☒申請済 ((株) ●●指定確認検査機関 東京都千代田区)
☐未申請 ()

【5. 備考】

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物に関する事項]

【 1 . 地名地番】			
【 2 . 敷地面積】	㎡		
【 3 . 建築面積】	㎡		
【 4 . 延べ面積】	㎡		
【 5 . 建築物の階数】	(地上)	階	(地下) 階
【 6 . 建築物の用途】 ☐ 非住宅建築物 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 複合建築物			
【 7 . 工事種別】 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築			
【 8 . 構造】	造	一部	造
【 9 . 該当する地域の区分】	地域		
【 1 0 . 工事着手予定年月日】	年	月	日
【 1 1 . 工事完了予定年月日】	年	月	日
【 1 2 . 備考】			

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	東京都千代田区●●町1-2-3			建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請書第三面・第四面の記載内容と整合していることを確認
【2. 敷地面積】	412.36 m ²			
【3. 建築面積】	329.12 m ²			
【4. 延べ面積】	1,550.94 m ²			
【5. 建築物の階数】	(地上)	5 階	(地下)	1 階
【6. 建築物の用途】	☐ 非住宅建築物 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☒ 複合建築物			
【7. 工事種別】	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築			
【8. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 造			
【9. 該当する地域の区分】	6 地域			
【10. 工事着手予定年月日】	2025 年 9 月 1 日			
【11. 工事完了予定年月日】	2027年 4 月 1 日			
【12. 備考】				

(第四面)

【 1. 非住宅部分の用途】

【 2. 建築物の住戸の数】

建築物全体 戸

【 3. 建築物の床面積】

(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積) (開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)

【イ. 新築】 (m²) (m²) (m²)

【ロ. 増築】 全体 (m²) (m²) (m²)

増築部分 (m²) (m²) (m²)

【ハ. 改築】 全体 (m²) (m²) (m²)

改築部分 (m²) (m²) (m²)

【 4. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

B E I ()

(B E I の基準値)

☐ 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準

B E I ()

(B E I の基準値)

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

☐ 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐ 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イただし書の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

B E I ()

☐ 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(第四面)

【1. 非住宅部分の用途】 事務所

【2. 建築物の住戸の数】

建築物全体 13 戸

計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることが可能（P 102 の参考様式参照）

【3. 建築物の床面積】

	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(1,550.94 m ²)	(1,550.94 m ²)	(1,475.34 m ²)
【ロ. 増築】 全体 (	m ²)	(m ²)	(m ²)
増築部分 (	m ²)	(m ²)	(m ²)
【ハ. 改築】 全体 (	m ²)	(m ²)	(m ²)
改築部分 (	m ²)	(m ²)	(m ²)

【4. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

B E I ()

(B E I の基準値)

☐ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準

B E I ()

(B E I の基準値)

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐ 基準省令第1条第1項第2号イただし書の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

B E I ()

☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

・「床面積」は確認申請書と整合させること
・「開放部を除いた部分の床面積」及び「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、省エネ計算の確認に必要な面積

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (☐ 第1号 ☐ 第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
B E I ()
☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【ニ. 複合建築物】

- ☐ 基準省令第1条第1項第3号イの基準

(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第1号イの基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
B E I ()
(B E I の基準値)
☐ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
B E I ()
(B E I の基準値)
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(住宅部分)

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (☐ 第1号 ☐ 第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
B E I ()
☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
☐ 基準省令第1条第1項第3号ロの基準

(第四面つづき)

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (☐ 第1号 ☐ 第2号)
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 B E I ()
☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

- ・一次エネルギー消費量基準：住宅部分と非住宅部分がそれぞれ省エネ基準に適合すること
- ・外皮基準：住宅部分が省エネ基準に適合すること

【ニ. 複合建築物】

- ☒ 基準省令第1条第1項第3号イの基準
 (非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第1号イの基準
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 B E I ()
 (B E I の基準値)
☒ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
 B E I (0.7)
 (B E I の基準値 0.8)
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

- ・第1条第1項第1号イの基準：標準入力法
 - ・第1条第1項第1号ロの基準：モデル建物法
 - ・大臣が認める方法：BEST 省エネ基準対応ツール
- ※【イ】において同じ

(住宅部分)

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- ☒ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- ☒ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (☐ 第1号 ☐ 第2号)
 基準一次エネルギー消費量 846, 101 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 765, 230 GJ/年
 B E I (0.9)
☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

- ・第1条第1項第2号イ(1)の基準：標準計算
 - ・第1条第1項第2号イ(2)の基準：仕様基準
 - ・大臣が認める方法：誘導仕様基準
- ※【ロ】【ハ】において同じ

- ・第1条第1項第2号ロ(1)の基準：標準計算
 - ・第1条第1項第2号ロ(2)の基準：仕様基準
 - ・大臣が認める方法：誘導仕様基準
- ※【ロ】【ハ】において同じ

【備考】

住宅において計画書の作成が必要となるのは、次のいずれかの場合

- ③ 仕様・計算併用法(外皮基準、一次エネルギー消費量基準のいずれか一方を仕様基準、他方を標準計算により基準適合を確認する方法)を行う場合
- ④ 外皮基準、一次エネルギー消費量基準とも標準計算を行う場合

※外皮基準、一次エネルギー消費量基準とも仕様基準により省エネ基準適合させる場合は、計画書作成・省エネ適判が不要

[illegible]

(記入例)

(第四面つづ)

☐ 基準省令第1条第1項第3号ロの基準
(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (☐ 第1号 ☐ 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

(BEIの基準値)

(住宅部分)

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

- ・ 一次エネルギー消費量基準：複合建築物全体（住宅部分と非住宅部分のエネルギー消費量の合計）が省エネ基準に適合すること
- ・ 外皮基準：住宅部分が省エネ基準に適合すること

【5. 備考】

(第五面)

[住戸に関する事項]

【 1. 住戸の番号】			
【 2. 住戸の存する階】		階	
【 3. 専用部分の床面積】		m ²	
【 4. 住戸のエネルギー消費性能】			
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)			
☐ 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の基準			
外皮平均熱貫流率		W/(m ² ・K)	(基準値 W/(m ² ・K))
冷房期の平均日射熱取得率		(基準値	)
☐ 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)の基準			
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果			
()			
(一次エネルギー消費量に関する事項)			
☐ 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準			
基準一次エネルギー消費量		GJ/年	
設計一次エネルギー消費量		GJ/年	
B E I (		)	
☐ 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(2)の基準			
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果			
()			

(第五面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	401
【2. 住戸の存する階】	4 階
【3. 専用部分の床面積】	62.50 m ²
【4. 住戸のエネルギー消費性能】	

複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることが可能 (P104 の参考様式を参照)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☒ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 0.65 W/(m²・K) (基準値 0.87 W/(m²・K))

冷房期の平均日射熱取得率 1.4 (基準値 2.8)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☒ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 63,812 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 57,186 GJ/年

BEI (0.9)

☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 ☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱

☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

2) 壁

【断熱材の施工法】 ☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱

☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【断熱材の施工法】 ☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱

☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【断熱材の施工法】 ☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱

☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

5) 開口部

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$)

【日射遮蔽性能】

☐ 開口部の日射熱取得率 (日射熱取得率)

☐ ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率)

☐ 付属部材

☐ ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【断熱性能】 断熱補強の範囲 (mm) 断熱補強の熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】 暖房設備 ()

効率 ()

【冷房】 冷房設備 ()

効率 ()

【換気】 換気設備 ()

効率 ()

【照明】 照明設備 ()

【給湯】 給湯設備 ()

効率 ()

2. 備考

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項 (801)

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する措置

1) 屋根又は天井 (該当箇所無し)

【断熱材の施工法】 ☐ 内断熱 ☐ 外断熱
☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱
 【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$)

計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることが可能
 (P104の参考様式を参照)

2) 壁

【断熱材の施工法】 ☒ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱
☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱
 【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☒ 熱抵抗値 ($1.1 (m^2 \cdot K)/W$)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☒ 無
 【断熱材の施工法】 ☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱
☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱
 【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

該当部位の断熱材の施工方法と基準適合を確認する断熱性能を記載

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☒ 無
 【断熱材の施工法】 ☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱
☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱
 【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☒ 無
 【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☒ 無
 【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

5) 開口部

【断熱性能】 熱貫流率 ($2.33 W/(m^2 \cdot K)$)

【日射遮蔽性能】

☐ 開口部の日射熱取得率 (日射熱取得率)
☐ ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率)
☐ 付属部材
☒ ひさし、軒等

開口部の熱貫流率と日射遮蔽性能について記載

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 ☒ 有 ☐ 無

【断熱性能】 断熱補強の範囲 (600 mm) 断熱補強の熱抵抗値 ($0.6 (m^2 \cdot K)/W$)

RC造等において、構造熱橋部の断熱補強する必要がある部位がある場合には、断熱補強の範囲と熱抵抗値を記入

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】 暖房設備 (入居者設置)
 効率 ()

【冷房】 冷房設備 (入居者設置)
 効率 ()

【換気】 換気設備 (ダクト式第三種換気設備 (ダクト径 100ϕ))
 効率 ()

【照明】 照明設備 (非居室に LED 照明設置)

【給湯】 給湯設備 (ガス潜熱回収型給湯器)
 効率 (モード熱効率 82.5%)

設置する各設備の仕様を記載
 入居後に設置予定の設備については「入居者設置」等と記載

2. 備考

(注意)

1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - (1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
 - (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

2. 第一面関係

- ① 提出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ② 設計者氏名については、代表となる設計者の氏名を記載してください。

3. 第二面関係

- ① 建築主が 2 者以上の場合は、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- ② 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第 3 条又は第 65 条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ③ 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- ④ 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び提出に係る建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る他の全ての設計者について記入してください。設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
- ⑤ 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

4. 第三面関係

- ① 【6. 建築物の用途】及び【7. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ② 【9. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の地域の区分をいいます（以下同じ。）。

5. 第四面関係

- ① 【1. 非住宅部分の用途】の欄は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別紙の表の用途の区分に従い記入してください。
- ② 【2. 建築物の住戸の数】の欄は、第三面の【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ③ 【3. 建築物の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る建築物の床面積を記載してください。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載してください。「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、第三面の【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ④ 【3. 建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号。以下「令」という。）第 3 条に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、同条に規定する階又はその一部及び住宅部分のうち共用部分を除いた部分の面積をいいます。
- ⑤ 【4. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
 - (1) （外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）及び（一次エネルギー消費量に関する事項）のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

- (3) 【ハ、共同住宅等】及び【ニ、複合建築物】の（住宅部分）の「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅（複合建築物の場合は住宅部分。以下この(3)において同じ。）全体（住宅の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分全体）での数値を記載してください。
- (4) 「基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。以下この(5)及び(6)において同じ。）で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「BEI」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量（(5)において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。）についての基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「 $EST = \{(ESAC + ESV + ESL + ESW + ESEV) \times B + EM\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $EST = (ESAC + ESV + ESL + ESW + ESEV + EM) \times 10^{-3}$ 」とします。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- (6) 「BEIの基準値」は、基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「BEIの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑥ 第四面は、確認申請等の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
6. 第五面関係
- ① 第五面は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選択した場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
- (1) （外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）又は（一次エネルギー消費量に関する事項）のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
- (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ④ 第五面は、確認申請等の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
7. 別紙関係
- ① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物については、その住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。共同住宅等又は複合建築物の増築又は改築については、1欄の措置のうち、記載しないものについては削除して構いません。
- ② 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
- ③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。
- ④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑤ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
- ⑥ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち8の地域に存する複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。

- ⑦ 1 欄の（１）の６）の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
- ⑧ 1 欄の（２）の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあつては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあつては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。
- ⑨ 1 欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2 欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

建築物に関する事項（第四面集約版）（参考様式）

【1. 非住宅部分の用途】	() () ()																															
【2. 建築物の住戸の数】	建築物全体	戸																														
【3. 建築物の床面積】	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(床面積)</th> <th>(開放部分を除いた部分の床面積)</th> <th>(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【イ. 新築】</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> </tr> <tr> <td>【ロ. 増築】</td> <td>全体 (m²)</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>増築部分 (m²)</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> </tr> <tr> <td>【ハ. 改築】</td> <td>全体 (m²)</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>改築部分 (m²)</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> </tr> </tbody> </table>				(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)	【イ. 新築】	(m ²)	(m ²)	(m ²)	【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)		増築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)	【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)		改築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)					
	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)																													
【イ. 新築】	(m ²)	(m ²)	(m ²)																													
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)																													
	増築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)																													
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)																													
	改築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)																													
【4. 建築物のエネルギー消費性能】	(建築物の種類) 【イ. 非住宅建築物】 【ロ. 一戸建ての住宅】 【ハ. 共同住宅等】 【ニ. 複合建築物】 (適用した基準) ・非住宅部分 ・基準省令第1条第1項第1号イの基準（標準入力法） ・基準省令第1条第1項第1号ロの基準（モデル建物法） ・国土交通大臣が認める方法及びその結果 ・住宅部分 (外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項) ・基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準（標準計算） ・基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準（仕様基準） ・国土交通大臣が認める方法及びその結果 (一次エネルギー消費量に関する事項) ・基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準（標準計算） ・基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準（仕様基準） ・国土交通大臣が認める方法及びその結果 ・基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分																															
<table border="1"> <caption>一次エネルギー消費量集計表</caption> <thead> <tr> <th>非住宅部分のBEI</th> <th>設計一次エネ</th> <th>基準一次エネ</th> <th>その他エネ消費</th> <th rowspan="2">BEI</th> </tr> <tr> <th>基準値 ()</th> <th>[MJ/年]</th> <th>[MJ/年]</th> <th>[MJ/年]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 住戸部分合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 住宅共用部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 非住宅部分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 (①～③)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				非住宅部分のBEI	設計一次エネ	基準一次エネ	その他エネ消費	BEI	基準値 ()	[MJ/年]	[MJ/年]	[MJ/年]	① 住戸部分合計					② 住宅共用部					③ 非住宅部分					合計 (①～③)	0	0	0	
非住宅部分のBEI	設計一次エネ	基準一次エネ	その他エネ消費	BEI																												
基準値 ()	[MJ/年]	[MJ/年]	[MJ/年]																													
① 住戸部分合計																																
② 住宅共用部																																
③ 非住宅部分																																
合計 (①～③)	0	0	0																													
<table border="1"> <caption>外皮性能集計表</caption> <thead> <tr> <th>外皮基準適合戸数</th> <th colspan="2">戸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外皮基準値</td> <td>基準U_A値 ()</td> <td>基準η_{AC}値 ()</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外皮設計値</td> <td>設計U_A値 ()</td> <td>～ ()</td> </tr> <tr> <td>基準η_{AC}値 ()</td> <td>～ ()</td> </tr> </tbody> </table>				外皮基準適合戸数	戸		外皮基準値	基準 U_A 値 ()	基準 η_{AC} 値 ()	外皮設計値	設計 U_A 値 ()	～ ()	基準 η_{AC} 値 ()	～ ()																		
外皮基準適合戸数	戸																															
外皮基準値	基準 U_A 値 ()	基準 η_{AC} 値 ()																														
外皮設計値	設計 U_A 値 ()	～ ()																														
	基準 η_{AC} 値 ()	～ ()																														

建築物に関する事項（第四面集約版）（参考様式）																													
【1. 非住宅部分の用途】	事務所 (08470) () ()																												
【2. 建築物の住戸の数】	建築物全体 13 戸																												
【3. 建築物の床面積】	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(床面積)</th> <th>(開放部分を除いた部分の床面積)</th> <th>(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【イ. 新築】</td> <td>(1,550.94 m²)</td> <td>(1,550.94 m²)</td> <td>(1,475.34 m²)</td> </tr> <tr> <td>【ロ. 増築】</td> <td>全体 (m²)</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> </tr> <tr> <td>増築部分</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> </tr> <tr> <td>【ハ. 改築】</td> <td>全体 (m²)</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> </tr> <tr> <td>改築部分</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> </tr> </tbody> </table>					(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)	【イ. 新築】	(1,550.94 m ²)	(1,550.94 m ²)	(1,475.34 m ²)	【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)	増築部分	(m ²)	(m ²)	(m ²)	【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)	改築部分	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)																										
【イ. 新築】	(1,550.94 m ²)	(1,550.94 m ²)	(1,475.34 m ²)																										
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)																										
増築部分	(m ²)	(m ²)	(m ²)																										
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)																										
改築部分	(m ²)	(m ²)	(m ²)																										
【4. 建築物のエネルギー消費性能】	(建築物の種類) ☒ 【イ. 非住宅建築物】 ☐ 【ロ. 一戸建ての住宅】 ☐ 【ハ. 共同住宅等】 ☐ 【ニ. 複合建築物】 (適用した基準) ・非住宅部分 ☐ ・基準省令第1条第1項第1号イの基準（標準入力法） ・基準省令第1条第1項第1号ロの基準（モデル建物法） ・国土交通大臣が認める方法及びその結果 () ・住宅部分 (外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項) ☐ ・基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準（標準計算） ・基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準（仕様基準） ・国土交通大臣が認める方法及びその結果 () (一次エネルギー消費量に関する事項) ☐ ・基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準（標準計算） ・基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準（仕様基準） ・国土交通大臣が認める方法及びその結果 () ・基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第2号)																												
<table border="1"> <caption>一次エネルギー消費量集計表</caption> <thead> <tr> <th>非住宅部分のBEI 基準値 (0.8)</th> <th>設計一次エネ [MJ/年]</th> <th>基準一次エネ [MJ/年]</th> <th>その他エネ消費 [MJ/年]</th> <th>BEI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 住戸部分合計</td> <td>765,230</td> <td>846,101</td> <td>204,898</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>② 住宅共用部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 非住宅部分</td> <td>457,500</td> <td>660,500</td> <td>101,500</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>合計 (①～③)</td> <td>1,222,730</td> <td>1,506,601</td> <td>306,398</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table>					非住宅部分のBEI 基準値 (0.8)	設計一次エネ [MJ/年]	基準一次エネ [MJ/年]	その他エネ消費 [MJ/年]	BEI	① 住戸部分合計	765,230	846,101	204,898	0.9	② 住宅共用部					③ 非住宅部分	457,500	660,500	101,500	0.7	合計 (①～③)	1,222,730	1,506,601	306,398	0.8
非住宅部分のBEI 基準値 (0.8)	設計一次エネ [MJ/年]	基準一次エネ [MJ/年]	その他エネ消費 [MJ/年]	BEI																									
① 住戸部分合計	765,230	846,101	204,898	0.9																									
② 住宅共用部																													
③ 非住宅部分	457,500	660,500	101,500	0.7																									
合計 (①～③)	1,222,730	1,506,601	306,398	0.8																									
<table border="1"> <caption>外皮性能集計表</caption> <thead> <tr> <th>外皮基準適合戸数</th> <th colspan="4">13 戸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外皮基準値</td> <td>基準U_A値 (0.87)</td> <td>基準η_{AC}値 (2.8)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外皮設計値</td> <td>設計U_A値 (0.52)</td> <td>～ (0.67)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>基準η_{AC}値 (1.2)</td> <td>～ (1.8)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>					外皮基準適合戸数	13 戸				外皮基準値	基準U _A 値 (0.87)	基準η _{AC} 値 (2.8)			外皮設計値	設計U _A 値 (0.52)	～ (0.67)			基準η _{AC} 値 (1.2)	～ (1.8)								
外皮基準適合戸数	13 戸																												
外皮基準値	基準U _A 値 (0.87)	基準η _{AC} 値 (2.8)																											
外皮設計値	設計U _A 値 (0.52)	～ (0.67)																											
	基準η _{AC} 値 (1.2)	～ (1.8)																											

住戸に関する事項（第五面共同住宅等集約版）（参考様式）

① 住戸部分（標準計算）

No	タイプ 名	【1.住 戸の番 号】	【2.住 戸の存 する 階】 [階]	【3.専 用部分 の床面 積】 [㎡]	【4.住戸のエネルギー消費性能】						
					(外壁、窓等通しての熱の損失 の防止に関する事項)			(一次エネルギー消費量に関する事項)			
					外皮平均 熱貫流率	冷房期の 平均日射 熱取得率	判定	設計一次 エネルギー 消費量	基準一次 エネルギー 消費量	その他一次 エネルギー 消費量	BEI
					[W/㎡・K]	[-]		[MJ/年]	[MJ/年]	[MJ/年]	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											
36											
37											
38											
39											
40											

住戸に関する事項（第五面共同住宅等集約版）（参考様式）

① 住戸部分（標準計算）

No	タイプ名	【1.住戸の番号】	【2.住戸の存する階】	【3.専用部分の床面積】	【4.住戸のエネルギー消費性能】						
					(外壁、窓等通しての熱の損失の防止に関する事項)			(一次エネルギー消費量に関する事項)			
					外皮平均熱貫流率	冷房期の平均日射熱取得率	判定	設計一次エネルギー消費量	基準一次エネルギー消費量	その他一次エネルギー消費量	BEI
			[階]	[㎡]	[W/㎡・K]	[－]		[MJ/年]	[MJ/年]	[MJ/年]	
1	A	301	3	62.50	0.65	1.4	○	57,186	63,812	15,227	0.9
2	B	302	3	61.35	0.54	1.2	○	55,025	63,555	15,035	0.9
3	C	303	3	63.42	0.52	1.2	○	56,908	64,027	15,380	0.9
4	D	304	3	61.35	0.54	1.2	○	55,040	63,555	15,035	0.9
5	F	305	3	62.50	0.65	1.4	○	57,120	63,812	15,227	0.9
6	A	401	4	62.50	0.65	1.4	○	57,186	63,812	15,227	0.9
7	B	402	4	61.35	0.54	1.2	○	55,025	63,555	15,035	0.9
8	C	403	4	63.42	0.52	1.2	○	56,908	64,027	15,380	0.9
9	D	404	4	61.35	0.54	1.2	○	55,040	63,555	15,035	0.9
10	F	405	4	62.50	0.65	1.4	○	57,120	63,812	15,227	0.9
11	G	501	5	75.18	0.67	1.8	○	66,905	68,909	17,431	1.0
12	H	502	5	80.50	0.55	1.6	○	68,817	70,764	18,228	1.0
13	I	503	5	75.18	0.67	1.8	○	66,950	68,906	17,431	1.0
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											
36											
37											
38											
39											
40											

2) 適合判定通知書

様式第三（第六条第一項第一号関係）（日本工業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項の規定による
適合判定通知書

第 号
年 月 日

建築主 殿

所管行政庁 印

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

記

1. 提出年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

様式第三（第六条第一項第一号関係）（日本工業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項の規定による
適合判定通知書

第 123456789 号
2025年 〇月 〇日

建築主 〇〇 〇〇 殿

所管行政庁 〇〇〇〇 印

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

記

1. 提出年月日 2020年 〇〇月 〇〇日
2. 建築場所 〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-3
3. 建築物又はその部分の概要
 - 用 途 事務所、共同住宅
 - 工事種別 新築
 - 構 造 鉄筋コンクリート造
 - 敷地面積 1,521.36 m² 建築面積 1,180.57 m²
 - 延べ面積 9,985.94 m² 階数 地上10階 地下2階

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

3) 期間を延長する旨の通知書

様式第五（第六条第二項関係）（日本工業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第4項に規定する
期間を延長する旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主 殿

所管行政庁 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第4項の規定により通知します。

記

1. 提出年月日 年 月 日
2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

様式第五（第六条第二項関係）（日本工業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第4項に規定する
期間を延長する旨の通知書

第 123456789 号
2025年 〇月 〇日

建築主 〇〇 〇〇 様

所管行政庁 〇〇〇〇 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第4項の規定により通知します。

記

1. 提出年月日 2020年 〇〇月 〇〇日
2. 建築場所

〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-3

(理由)

〇年〇月〇日に補正を求めた以下の点について、補正が行われていないため

- ・建築物のエネルギー消費性能に係る計算書と機器表において、空気調和設備の性能が整合していない

(延長する期間)

〇〇年〇〇月〇〇日まで (〇日間)

(備考)

4) 確認申請書

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A 4）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

様

年 月 日

申請者氏名

設計者氏名

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A 4）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

〇〇〇〇 様

2025年 〇月 〇日

申請者氏名 ●●株式会社
代表取締役社長 建築 エネ夫

設計者氏名 株式会社〇〇設計
設計 太郎

※手数料欄

※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(第二面)

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ.氏名のフリガナ】 ●●カブシカイシャ タイセイウトリシマリヤクシヤチョウ
 【ロ.氏名】 ●●株式会社 代表取締役社長 建築
 【ハ.郵便番号】 123-4567
 【ニ.住所】 東京都千代田区●●町1-2-3
 【ホ.電話番号】 03-1234-5678

建築主事又は指定確認検査機関は、計画書第二面の記載内容と整合していることを確認

【2. 代理者】

【イ.資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 123456 号
 【ロ.氏名】 設計 太郎
 【ハ.建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 12345 号
 【ニ.郵便番号】 234-5678
 【ホ.所在地】 東京都新宿区●●町2-3-4
 【ヘ.電話番号】 03-2345-6789

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ.資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 123456 号
 【ロ.氏名】 設計 太郎
 【ハ.建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 12345 号
 【ニ.郵便番号】 234-5678
 【ホ.所在地】 東京都新宿区●●町2-3-4
 【ヘ.電話番号】 03-2345-6789
 【ト.作成又は確認した設計図書】 設計図書一式

(その他の設計者)

【イ.資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 ○○号
 【ロ.氏名】 建築 四郎
 【ハ.建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 ○○号
 株式会社○○設計
 【ニ.郵便番号】 100-8888
 【ホ.所在地】 東京都千代田区霞が関○○○
 【ヘ.電話番号】 03-5253-○○○○
 【ト.作成又は確認した設計図書】 設備図書一式

【イ.資格】 (1級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 ○○号
 【ロ.氏名】 構造 五郎
 【ハ.建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 ○○号
 株式会社○○構造設計
 【ニ.郵便番号】 100-8888
 【ホ.所在地】 東京都千代田区霞が関○○○
 【ヘ.電話番号】 03-5253-○○○○
 【ト.作成又は確認した設計図書】 構造図書一式

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ.氏名】
 【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【ニ.郵便番号】
 【ホ.所在地】
 【ヘ.電話番号】
 【ト.作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

☐ 建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

☐ 建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

☐ 建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

☐ 建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

☐ 建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ.氏名】 構造 五郎

【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付第 153 号

☐ 建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付第 号

☐ 建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

☐ 建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】 建築 四郎

【ロ.勤務先】 株式会社〇〇設計

【ハ.郵便番号】 100-9999

【ニ.所在地】 東京都千代田区霞が関〇〇〇

【ホ.電話番号】 03-5253-0000

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】 設備図書一式

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】

【ロ. 営業所名】 建設業の許可 () 第 号

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【7. 構造計算適合性判定の申請】

☐ 申請済 ()

☐ 未申請 ()

☐ 申請不要

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 〇〇号

【ロ. 氏名】 交通 二郎

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
株式会社〇〇設計

【ニ. 郵便番号】 100-8888

【ホ. 所在地】 東京都千代田区霞が関〇〇〇

【ヘ. 電話番号】 03-5253-〇〇〇〇

【ト. 作成又は確認した設計図書】 設計図書一式

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】

【ロ. 営業所名】 建設業の許可 () 第 号

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【7. 構造計算適合性判定の申請】

☐ 申請済 ()☐ 未申請 ()☐ 申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

☐ 提出済（ ）

☐ 未提出（ ）

☐ 提出不要（ ）

【9. 備考】

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

☒ 提出済（名称：〇〇〇省エネ判定機関 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町）

☐ 未提出（ ）

☐ 提出不要（ ）

【9. 備考】

- ・申請者は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が不要の場合（適合性判定が不要の場合）には、提出不要である理由を「提出不要」のカッコ内に記入し、その理由を記載する。
- ・建築主事又は指定確認検査機関においては、申請に係る建築物について、適合性判定の提出状況を確認するとともに、提出不要とされている場合には、その根拠を確認する。

【提出不要の場合の記載例】

住宅建築物で、仕様基準を用いている場合など。その場合、住宅部分のみで構成された建築物であるかや、仕様基準に適合していることを示す情報が記載されているかなどを確認することが必要。

省エネ基準適合の評価方法等	推奨する記入内容
仕様基準	第1号イに該当
誘導仕様基準	第1号ロに該当
設計住宅性能評価を受けた場合	第2号に該当
長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合	第3号に該当

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

☐都市計画区域内 (☐市街化区域 ☐市街化調整区域 ☐区域区分非設定)
☐準都市計画区域内 ☐都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 ☐防火地域 ☐準防火地域 ☐指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

【6. 道路】

【イ. 幅員】

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) () () () ()
 (2) () () () ()

【ロ. 用途地域等】 () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) m²

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分)

【9. 工事種別】

☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 () () ()

【ロ. 建蔽率】 %

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () ()

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

() () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

() () ()

【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】

() () ()

【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () ()

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】 () () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】

() () ()

【リ. 貯水槽の設置部分】 () () ()

【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】

() () ()

【ル. 住宅の部分】 () () ()

【7. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

() () ()

【リ. 延べ面積】

【カ. 容積率】

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

確認申請書第三面は、計画書第三面の記載内容と整合させること

【1. 地名地番】 東京都千代田区●●町1-2-3

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

☒都市計画区域内 (☐市街化区域 ☐市街化調整区域 ☐区域区分非設定)☐準都市計画区域内 ☐都市計画区域及び準都市計画区域外【4. 防火地域】 ☐防火地域 ☒準防火地域 ☐指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

【6. 道路】

【イ. 幅員】 ○○m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 ○○m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (412.36 m^2) () () ()

(2) () () () ()

【ロ. 用途地域等】 (商業地域) () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

(○○%) () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

(○○%) () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 412.36 m^2

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 ○○

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 ○○

【チ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分 08470) 事務所 (事務所、共同住宅)

【9. 工事種別】

☒新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 (412.36 m^2) () (412.36 m^2)

【ロ. 建蔽率】 ○○ %

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (1,550.94 m^2) () (1,550.94 m^2)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

() () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

(○○ m^2) () (○○ m^2)

【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】

(○○ m^2) () (○○ m^2)【ホ. 自動車車庫等の部分】 (○○ m^2) () (○○ m^2)

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】 () () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】

() () ()

【リ. 貯水槽の設置部分】 () () ()

【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】

() () ()

【ル. 住宅の部分】 (○○ m^2) () (○○ m^2)

【7. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

() () ()

【リ. 延べ面積】 ○○ m^2

【カ. 容積率】 ○○ %

【12. 建築物の数】			
【イ. 申請に係る建築物の数】			
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】			
【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物) ()			
【イ. 最高の高さ】 () () ()			
【ロ. 階数】 地上 () () ()			
地下 () () ()			
【ハ. 構造】 一部 造			
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 ☐ 有 ☐ 無			
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】			
☐ 道路高さ制限不適用 ☐ 隣地高さ制限不適用 ☐ 北側高さ制限不適用			
【14. 許可・認定等】			
【15. 工事着手予定年月日】 年 月 日			
【16. 工事完了予定年月日】 年 月 日			
【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)			
(第 回)	年	月	日 ()
(第 回)	年	月	日 ()
(第 回)	年	月	日 ()
【18. その他必要な事項】			
【19. 備考】			

【12. 建築物の数】			
【イ. 申請に係る建築物の数】	1		
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】			
【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物) ()			
【イ. 最高の高さ】	(〇〇)	()	()
【ロ. 階数】	地上 (5階)	()	()
	地下 (1階)	()	()
【ハ. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 造		
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】	☐ 有 ☒ 無		
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】			
☐ 道路高さ制限不適用 ☐ 隣地高さ制限不適用 ☐ 北側高さ制限不適用			
【14. 許可・認定等】			
【15. 工事着手予定年月日】 2025 年 9 月 1 日			
【16. 工事完了予定年月日】 2027年 4 月 1 日			
【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)			
(第 回)	年	月	日 ()
(第 回)	年	月	日 ()
(第 回)	年	月	日 ()
【18. その他必要な事項】			
【19. 備考】			

(第四面)		
建築物別概要		
【1. 番号】		
【2. 用途】	(区分)	)
	(区分)	)
	(区分)	)
	(区分)	)
	(区分)	)
【3. 工事種別】		
☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替		
【4. 構造】	造	一部 造
【5. 主要構造部】		
☐ 耐火構造 ☐ 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロ に掲げる基準に適合する構造		
☐ 準耐火構造（準耐火時間： 分）		
☐ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ-1）		
☐ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ-2）		
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】		
☐ 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造		
☐ 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物		
☐ 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造		
【7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】		
☐ 延焼防止建築物		
☐ 準延焼防止建築物		
☐ その他		
【8. 階数】		
【イ. 地階を除く階数】		
【ロ. 地階の階数】		
【ハ. 昇降機塔等の階の数】		
【ニ. 地階の倉庫等の階の数】		
【9. 高さ】		
【イ. 最高の高さ】		
【ロ. 最高の軒の高さ】		
【10. 建築設備の種類】		
【11. 確認の特例】		
【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】		
☐ 有 ☐ 無		
【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 ☐ 有 ☐ 無		
【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】		
	第	号
【ニ. 認定型式の認定番号】	第	号
【ホ. 適合する一連の規定の区分】		
☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ		
☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ		
【ヘ. 認証型式部材等の認定番号】		

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】 1

確認申請書第四面は、計画書第三面の記載内容と整合させること

【2.用途】 (区分 08470 事務所)
 (区分 08030 共同住宅)
 (区分)
 (区分)
 (区分)

【3. 工事種別】

☒新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替

【4. 構造】 鉄筋コンクリート造 一部 造

【5. 主要構造部】

☒耐火構造 ☐建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロ

に掲げる基準に適合する構造

□準耐火構造（準耐火時間： 分）

□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (□-1)

□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (□-2)

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

☐ 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造☐建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物☐ 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

【7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】

☐延焼防止建築物☐ 準延焼防止建築物☐ その他

【8. 階数】

【1. 地階を除く階数】 5 階

【 $\square$. 地階の階数】 1

【ハ. 昇降機塔等の階の数】

【二.地階の倉庫等の階の数】

【9. 高さ】

【1. 最高の長さ】 〇〇 m

【□. 最高の軒の高さ】 〇〇 m

【10. 建築設備の種類】 ○○

【11. 確認の特例】

【4. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】

☒有 ☐無

【□ 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 ☐有 ☒無

【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

【三、認定型式の認定番号】 第 第 号 号

【二. 認定型式の認定番号】

【ホ. 適合する一連の規定の区分】

□建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

□建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ハ.認証型式部材等の認定番号】

【12. 床面積】	(申請部分	) (申請以外の部分	) (合計	)
【4. 階別】	(階)	(	) (	)
	(階)	(	) (	)
	(階)	(	) (	)
	(階)	(	) (	)
	(階)	(	) (	)
	(階)	(	) (	)
【□. 合計】	(	) (	) (	)
【13. 屋根】				
【14. 外壁】				
【15. 軒裏】				
【16. 居室の床の高さ】				
【17. 便所の種類】				
【18. その他必要な事項】				
【19. 備考】				

(記入例)

【12. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】	(5 階)	(〇〇㎡)	(〇〇㎡)
	(4 階)	(〇〇㎡)	(〇〇㎡)
	(3 階)	(〇〇㎡)	(〇〇㎡)
	(2 階)	(〇〇㎡)	(〇〇㎡)
	(1 階)	(〇〇㎡)	(〇〇㎡)
	(B1 階)	(〇〇㎡)	(〇〇㎡)
【ロ. 合計】	(1, 550. 94㎡)	()	(1, 550. 94㎡)
【13. 屋根】	〇〇		
【14. 外壁】	〇〇		
【15. 軒裏】	〇〇		
【16. 居室の床の高さ】			
【17. 便所の種類】	〇〇		
【18. その他必要な事項】			
【19. 備考】			

建築物の階別概要

【1. 番号】

【2. 階】

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 ☐有 ☐無

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	()	()	()
【ロ.】	()	()	()
【ハ.】	()	()	()
【ニ.】	()	()	()
【ホ.】	()	()	()
【ヘ.】	()	()	()

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

建築物の階別概要																								
【1. 番号】	1																							
【2. 階】	1																							
【3. 柱の小径】																								
【4. 横架材間の垂直距離】																								
【5. 階の高さ】	〇〇m																							
【6. 天井】	【イ. 居室の天井の高さ】 【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 ☐ 有 ☒ 無																							
【7. 用途別床面積】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(用途の区分)</th> <th>(具体的な用途の名称)</th> <th>(床面積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【イ.】 (08470)</td> <td>(事務所)</td> <td>(〇〇㎡)</td> </tr> <tr> <td>【ロ.】 (08030)</td> <td>(共同住宅)</td> <td>(〇〇㎡)</td> </tr> <tr> <td>【ハ.】 ()</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>【ニ.】 ()</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>【ホ.】 ()</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>【ヘ.】 ()</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> </tbody> </table>			(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	【イ.】 (08470)	(事務所)	(〇〇㎡)	【ロ.】 (08030)	(共同住宅)	(〇〇㎡)	【ハ.】 ()	()	()	【ニ.】 ()	()	()	【ホ.】 ()	()	()	【ヘ.】 ()	()	()
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)																						
【イ.】 (08470)	(事務所)	(〇〇㎡)																						
【ロ.】 (08030)	(共同住宅)	(〇〇㎡)																						
【ハ.】 ()	()	()																						
【ニ.】 ()	()	()																						
【ホ.】 ()	()	()																						
【ヘ.】 ()	()	()																						
【8. その他必要な事項】																								
【9. 備考】																								

第五面は建築物の階別に作成することが必要であるが、ここでは代表的な階（1階）のみ記載例を示す。

複合建築物の場合、建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請時、用途別床面積の各階の合計値により、住宅部分、非住宅部分の延べ床面積を確認する

建築物独立部分別概要

【1. 番号】

【2. 延べ面積】

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上 () 地下 ()

【ニ.】 構造 造 一部 造

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

☐ 特定構造計算基準

☐ 特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】

☐ 建築基準法施行令第 81 条第 1 項各号に掲げる基準に従った構造計算

☐ 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号イに掲げる構造計算

☐ 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算

☐ 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 2 号イに掲げる構造計算

☐ 建築基準法施行令第 81 条第 3 項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

☐ 建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イの認定を受けたプログラム
(大臣認定番号)

☐ その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第 137 条の 2 各号に定める基準の区分】

()

【8. 備考】

建築物独立部分別概要

【1. 番号】

【2. 延べ面積】

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上 () 地下 ()

【ニ.】 構造 造 一部 造

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

☐ 特定構造計算基準☐ 特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】

☐ 建築基準法施行令第 81 条第 1 項各号に掲げる基準に従った構造計算☐ 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号イに掲げる構造計算☐ 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算☐ 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 2 号イに掲げる構造計算☐ 建築基準法施行令第 81 条第 3 項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

☐ 建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イの認定を受けたプログラム
(大臣認定番号)☐ その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第 137 条の 2 各号に定める基準の区分】

()

【8. 備考】

(注意)

1.各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

※印のある欄は記入しないでください。

3.第二面関係

① 建築主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

② 建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。

③ 2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。

④ 3欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の2第3項若しくは第20条の3第3項の表示をした図書について記入してください。

⑤ 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者について記入してください。3欄の設計者のうち、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

⑥ 4欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合（設計に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則 第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。

⑦ 5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。

⑧ 6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

⑨ 7欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、延べ面積が2,000平方メートル未満である場合、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定による非住宅部分を有さない場合その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。

⑪ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、9欄に記入してください。

4.第三面関係

① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。

② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。

③ 4欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。

- ④ 5 欄は、建築物の敷地が存する 3 欄及び 4 欄に掲げる区域及び地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が 2 以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ⑤ 6 欄は、建築物の敷地が 2 メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第 52 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第 53 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。
- 「イ」(2)は、同法第 52 条第 12 項の規定を適用する場合において、同条第 13 項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑦ 7 欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑧ 7 欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑨ 建築物の敷地が、建築基準法第 52 条第 7 項若しくは第 9 項に該当する場合又は同条第 8 項若しくは第 12 項の規定が適用される場合においては、7 欄の「へ」に、同条第 7 項若しくは第 9 項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第 8 項若しくは第 12 項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地について、建築基準法第 57 条の 2 第 4 項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7 欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑪ 建築物の敷地が建築基準法第 53 条第 2 項若しくは同法第 57 条の 5 第 2 項に該当する場合又は建築物が同法第 53 条第 3 項、第 5 項若しくは第 6 項に該当する場合においては、7 欄の「ト」に、同条第 2 項、第 3 項、第 5 項又は第 6 項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑫ 8 欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。
- ⑬ 9 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第 68 条の 9 第 1 項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11 欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ 1 メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- ⑮ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11 欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑯ 11 欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の 3 分の 1 を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の 3 分の 1 の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。
- また、建築基準法第 52 条第 12 項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7 欄「ホ」(2)によることとします。
- (1) 自動車車庫等の部分 5 分の 1

- (2) 備蓄倉庫の部分 50 分の 1
- (3) 蓄電池の設置部分 50 分の 1
- (4) 自家発電設備の設置部分 100 分の 1
- (5) 貯水槽の設置部分 100 分の 1
- (6) 宅配ボックスの設置部分 100 分の 1
- ⑰ 12 欄の建築物の数は、延べ面積が 10 平方メートルを超えるものについて記入してください。
- ⑱ 13 欄の「イ」及び「ロ」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ 2 以上ある場合においては、最大のものを記入してください。
- ⑲ 13 欄の「ハ」は、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。
- ⑳ 13 欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ㉑ 13 欄の「ホ」は、建築基準法第 56 条第 7 項第 1 号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第 2 号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第 3 号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ㉒ 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について 14 欄又は別紙に記載して添えてください。
- ㉓ 7 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10 欄の「ロ」並びに 11 欄の「カ」は、百分率を用いてください。
- ㉔ 建築基準法第 86 条の 7、同法第 86 条の 8 又は同法 87 条の 2 の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第 3 条第 2 項（同法第 86 条の 9 第 1 項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を 18 欄又は別紙に記載して添えてください。
- ㉕ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18 欄又は別紙に記載して添えてください。
- ㉖ 計画の変更申請の際は、19 欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5. 第四面関係

- ① この書類は、申請建築物ごと（延べ面積が 10 平方メートル以内のものを除く。以下同じ。）に作成してください。
- ② この書類に記載する事項のうち、10 欄から 15 欄までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③ 1 欄は、建築物の数が 1 のときは「1」と記入し、建築物の数が 2 以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ④ 2 欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑤ 3 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 5 欄は「耐火構造」「建築基準法施行令第 108 条の 3 第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー 1）」（建築基準法施行令第 109 条の 3 第 1 号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう）又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー 2）」（同条第 2 号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう）のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。なお「準耐火構造」に該当する場合においては準耐火時間（主要構造部に要求される時間をいう）を併せて記入してください。
- ⑦ 6 欄は「建築基準法施行令第 109 条の 5 第 1 号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第 21 条第 1 項ただし書に該当する建築物」又は「建築基準法施行令第 110 条第 1 号に掲げる基準に適合する構造」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第 109 条の 5 第 1 号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第 110 条第 1 号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合においては、5 欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 7 欄は「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第 136 条の 2 第 1 号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準延焼防止建築物」（同条第 2 号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 8 欄の「ハ」は建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 8 号により階数に算入されない建築物の部分のうち昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記入してください。
- ⑩ 8 欄の「ニ」は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 8 号により階数に算入されない建築物の部分のうち地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してください。
- ⑪ 10 欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築基準関係規定に適合していることを証する書面を添える場合には当該建築基準関係規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。
- ⑫ 11 欄の「イ」及び「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑬ 11 欄の「ハ」は、建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用がある場合に、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち該当するものの号の数字を記入してください。
- ⑭ 11 欄の「ニ」は、建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当する場合にのみ記入してください。また11欄の「ホ」は、同条第1号に掲げる建築物に該当する場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑮ 11 欄の「ヘ」は、建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型式部材等の場合にあっては10欄の概要、11欄の「ニ」（尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあっては11欄の「ニ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第3号に該当する認証型式部材等あつては10欄の概要及び11欄の「ニ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。
- ⑯ 12 欄の「イ」は、最上階から順に記入してください。記入欄が不足する場合には別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ⑰ 16 欄は、最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。
- ⑱ 17 欄は、「水洗」「くみ取り」又は「くみ取り（改良）」のうち該当するものを記入してください。
- ⑲ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18 欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑳ 申請建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、19 欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。
- ㉑ 計画の変更申請の際は、19 欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

6. 第五面関係

- ① この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。
- ② この書類は、各申請建築物の階ごとに作成してください。ただし、木造の場合は3欄から8欄まで、木造以外の場合は5欄から8欄までの記載内容が同じときは、2欄に同じ記載内容となる階を列記し、併せて1枚とすることができます。
- ③ 1 欄は、第二号様式の第四面の1欄に記入した番号と同じ番号を記入してください。
- ④ 3 欄及び4 欄は、木造の場合にのみ記入してください。
- ⑤ 6 欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 7 欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑦ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、8 欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑧ 計画の変更申請の際は、9 欄に第五面に係る部分の変更の概要について記入してください。

7. 第六面関係

- ① この書類は、申請に係る建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。）ごとに作成してください。
- ② 1 欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ③ 2 欄及び3 欄の「イ」から「ハ」までは、申請に係る建築物について、それぞれ記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- ④ 3 欄の「ニ」は、申請に係る建築物の主たる構造について記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- ⑤ 4 欄、5 欄及び6 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 6 欄の「イ」は、構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。
- ⑦ 7 欄は、建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。
- ⑧ 計画の変更申請の際は、8 欄に第六面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5) 宣言書

(参考様式)

宣言書

年 月 日

〇〇 御中

建築主又は設計者
の氏名、住所

設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画認定又は長期使用構造等の確認（以下「設計住宅性能評価等」という。）を受けることにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）を省略することを予定しておりますが、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写し（以下「評価書等又はその写し」という。）を提出できないときは、省エネ適判を受けることとし、その際は本宣言書を取り下げるものとします。

記

1. 提出予定の評価書等又はその写しについて

- ☐ (1) 設計住宅性能評価書
- ☐ (2) 長期優良住宅建築等計画の認定通知書
- ☐ (3) 長期使用構造等である旨の確認書

2. 設計住宅性能評価等の申請状況について

- ☐ 申請済 申請年月日 (年 月 日)
- ☐ 申請予定 申請予定年月日 (年 月 日)

申請先の名称
及び所在地※

※申請先の名称について、1.の(1)、(3)を選択した場合は登録住宅性能評価機関の名称を、1.の(2)を選択した場合は認定の申請をする建設地の所管行政庁名をご記入ください。

※所在地の記載は、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

記 載 欄	受付欄
設計住宅性能評価書等の提出等	
☐ 提出有 (提出日 年 月 日)	
☐ 提出無 (本書の取下げ)	
☐ その他 ()	

(参考様式)

宣言書

2025年 ○月 ○日

〇〇確認検査株式会社 御中

設計者を記載する場合には、建築物の構造
及び規模に応じた建築士を記入

建築主又は設計者 省エネ 太郎
の氏名、住所 〇県〇市〇町1-2-3

設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画認定又は長期使用構造等の確認（以下「設計住宅性能評価等」という。）を受けることにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）を省略することを予定しておりますが、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写し（以下「評価書等又はその写し」という。）を提出できないときは、省エネ適判を受けることとし、その際は本宣言書を取り下げるものとします。

記

1. 提出予定の評価書等又はその写しについて

- ☒ (1) 設計住宅性能評価書
☐ (2) 長期優良住宅建築等計画の認定通知書
☐ (3) 長期使用構造等である旨の確認書

2. 設計住宅性能評価等の申請状況について

- ☒ 申請済 申請年月日 (2025年 ○月 ○日)
☐ 申請予定 申請予定年月日 (年 月 日)

申請先の名称 〇〇住宅評価株式会社
 及び所在地※ 〇県〇市

※申請先の名称について、1.の(1)、(3)を選択した場合は登録住宅性能評価機関の名称を、1.の(2)を選択した場合は認定の申請をする建設地の所管行政庁名をご記入ください。

※所在地の記載は、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

記 載 欄	受付欄
設計住宅性能評価書等の提出等	
☐ 提出有 (提出日 年 月 日)	
☐ 提出無 (本書の取下げ)	
☐ その他 ()	

(2) 軽微変更関係

1) 軽微変更説明 (住宅・標準計算)

(参考様式)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 (住宅・標準計算)

(第一面)

年 月 日

様

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	
(4) 変更の内容	
☐ A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更 (建築物の用途や計算方法の変更を除く。)	
(5) 備考	
(注意) 1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

(参考様式)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）

(第一面)

2025年 ○月 ○日

建 築 主 事 様

申請者氏名 建築 建太郎

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性の能向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	〇マンション新築工事	
(2) 建築物等の所在地	東京都千代田区〇1-1-1	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	000-00-2025-0-0-00000	
(4) 変更の内容		
☒ A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☒ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）		
(5) 備 考		
(注意)		受付欄
1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。		

(参考様式)

(第二面)

[A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容は、☐チェックに該当する事項となる

次の①から④に該当する変更

- ☐ ①外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、または開口部面積が増加しない変更
- ☐ ②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ☐ ③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）
- ☐ ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

・上記☐チェックについて具体的な変更の記載欄

・添付図書等

(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(参考様式)

(第二面)

[A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容は、☐チェックに該当する事項となる

次の①から④に該当する変更

- ☒ ①外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、または開口部面積が増加しない変更
- ☐ ②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ☒ ③空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）
- ☐ ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

・上記☐チェックについて具体的な変更の記載欄

以下の変更を実施

- ・ 外壁断熱材種別等の変更（熱抵抗値基準） XPS2 種 b A 厚 40 mm（熱抵抗値 1.1）→吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 A 種 1 厚 40 mm（熱抵抗値 1.1）
- ・ トイレ照明器具に人感センサー設置

・添付図書等

断面図、照明住戸平面図、照明器具姿図

（注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(参考様式)

(第三面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前の BEI = () $\leq$ 0.9

・変更内容は、①または②に該当する変更となる

☐ ① 床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ 10% を超えない増減

・変更前の U_A 値 = () $\leq$ () $\times 0.9$ 、変更前の η_{AC} 値 = () $\leq$ () $\times 0.9$

☐ ② 外皮面積の合計に変更がなく、外皮に係る変更で以下のいずれか

☐ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更

☐ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更

☐ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更

☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更

・上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄

・添付図書等

(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(参考様式)

(第三面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前の BEI = (0.86) ≤ 0.9

・変更内容は、①または②に該当する変更となる

☐ ① 床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ 10% を超えない増減

・変更前の U_A 値 = (0.61) ≤ (0.87) × 0.9、変更前の η_{AC} 値 = (1.6) ≤ (2.8) × 0.9

☒ ② 外皮面積の合計に変更がなく、外皮に係る変更で以下のいずれか

☒ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更

☐ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更

☐ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更

☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更

・上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄

以下の変更を実施

・開口部面積の増加 変更前合計 13.23 m^2 → 変更後 14.10 m^2 (外皮面積 240.0 m^2 × 1/200 = 1.2 m^2)

・添付図書等

住戸キープラン、建具表

(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

2) 軽微変更説明（非住宅・モデル建物法）

(参考様式)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

(第一面)

年 月 日

様

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	
(4) 変更の内容	
☐ A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
(5) 備考	
(注意) 1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

(参考様式)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

(第一面)

2026年 ○月 ○日

建 築 主 事 様

申請者氏名 建築 建太郎

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	(仮称) A ビル新築工事
(2) 建築物等の所在地	東京都千代田区○町 1-2-3
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	2025年 ○月 ○日 第 123456789 号
(4) 変更の内容	
☒ A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☒ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
(5) 備 考	
(注意) 1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

(参考様式)

(第二面)

[A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容は、□チェックに該当する事項となる

- ☐ ① 建築物の高さ又は外周長の減少
- ☐ ② 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
- ☐ ③ 空気調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む）
- ☐ ④ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
- ☐ その他 （ ）

・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄

・添付図書等

(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(参考様式)

(第二面)

[A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]・変更内容は、☐チェックに該当する事項となる☒ ①建築物の高さ又は外周長の減少☐ ②外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少☐ ③空調設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む）☐ ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設☐ その他（ ）・上記☐チェックについて具体的な変更の記載欄

以下の変更を実施

・1階階高減少に伴う建築物高さの減少

・添付図書等

立面図、断面図

(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(参考様式)

(第三面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前の BEI = () $\leq$ () $\times 0.9$

・変更となる設備の概要

☐ 空気調和設備

変更内容記入欄

☐ 機械換気設備

変更内容記入欄

☐ 照明設備

変更内容記入欄

☐ 給湯設備

変更内容記入欄

☐ 太陽光発電

変更内容記入欄

・添付図書等

(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(参考様式)

(第三面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前の BEI = (0.7) < (0.8) × 0.9

・変更となる設備の概要

☒ 空気調和設備

変更内容記入欄

・断熱材厚さの変更
吹付け硬質ウレタンフォーム A 種 1 (変更前) 30mm → (変更後) 25mm
・西側開口部のブラインド設置取りやめ
・パッケージエアコンディショナ機種変更
RHC-1~3 (変更前) 品番○○○ → (変更後) △△△

☒ 機械換気設備

変更内容記入欄

・送風機 機種変更
FE-1~3 (変更前) 品番●●● → (変更後) ▲▲▲

☒ 照明設備

変更内容記入欄

・2 階~5 階機械室 照明台数変更
品番■■■■-■■■ (変更前) 132 台 → (変更後) 135 台

☒ 給湯設備

変更内容記入欄

・洗面所給湯熱源 機種変更
EH-1~2 (変更前) 品番◎◎◎ → (変更後) ×××

☒ 太陽光発電

変更内容記入欄

・アレイのシステム容量の変更

・添付図書等

平面図、立面図、断面図、仕様書、機器表、仕様シート

(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(参考様式)

(第三面 別紙)

[空気調和設備関係]

次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

（イ）外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少

外壁、屋根、外気に接する床の平均熱貫流率について 5%を超えない増加の確認

変更内容 ☐断熱材種類 ☐断熱材厚み
変更する方位 ☐全方位 ☐一部方位のみ（方位 ）
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率について 5%を超えない増加

変更内容 ☐ガラス種類 ☐ブラインドの有無
変更する方位 ☐全方位 ☐一部方位のみ（方位 ）
変更前・変更後の平均熱貫流率・平均日射熱取得率
変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

（ロ）熱源機器の平均効率の 10%を超えない低下

平均熱源効率（冷房平均 COP）

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %

平均熱源効率（暖房平均 COP）

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %

(参考様式)

(第三面 別紙)

[空調設備関係]

次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。		
（イ）外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（5%を超えない場合に限る。）または減少		
外壁、屋根、外気に接する床の平均熱貫流率について 5%を超えない増加の確認		
変更内容	☐ 断熱材種類 ☒ 断熱材厚み	
変更する方位	☒ 全方位 ☐ 一部方位のみ（方位 ）	
変更前・変更後の平均熱貫流率		
変更前（ 0.822 ）	変更後（ 0.862 ）	増加率（ 4.9 ）%
窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率について 5%を超えない増加		
変更内容	☐ ガラス種類 ☒ ブラインドの有無	
変更する方位	☒ 全方位 ☐ 一部方位のみ（方位 ）	
変更前・変更後の平均熱貫流率・平均日射熱取得率		
変更前（ 3.19 ）	変更後（ 3.27 ）	増加率（ 2.6 ）%
（ロ）熱源機器の平均効率の 10%を超えない低下		
平均熱源効率（冷房平均 COP）		
変更内容	☒ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減	
変更前・変更後の平均熱源効率		
変更前（ 1.39 ）	変更後（ 1.28 ）	減少率（ 8.0 ）%
平均熱源効率（暖房平均 COP）		
変更内容	☒ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減	
変更前・変更後の平均熱源効率		
変更前（ 1.83 ）	変更後（ 1.73 ）	減少率（ 5.5 ）%

(参考様式)

(第三面 別紙)

[機械換気設備関係]

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

（イ）送風機の電動機出力の 10%を超えない増加

室用途（ ）

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

室用途（ ）

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

（ロ）一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の 5 %を超えない増加（室用途が駐車場又は厨房である場合に限る。）

室用途（ 駐車場 ）

変更前・変更後の床面積

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

室用途（ 厨 房 ）

変更前・変更後の床面積

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

(参考様式)

(第三面 別紙)

[機械換気設備関係]

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

（イ）送風機の電動機出力の 10%を超えない増加

室用途（ 便所 ）

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後 ☒送風機の電動機出力

変更前（ 0.41 ） 変更後（ 0.42 ） 増加率（ 2.5 ）%

室用途（ ）

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%

（ロ）一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の 5%を超えない増加（室用途が駐車場または厨房である場合に限る。）

室用途（ 駐車場 ）

変更前・変更後の床面積

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%

室用途（ 厨房 ）

変更前・変更後の床面積

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%

(参考様式)

(第三面 別紙)

【照明設備関係】

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明設備の消費電力の10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

室用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(参考様式)

(第三面 別紙)

[照明設備関係]

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明設備の消費電力の 10% を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

室用途 (機械室)

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☒ 台数の増減

変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力

変更前 (18.72) 変更後 (19.20) 増加率 (2.6) %

室用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(参考様式)

(第三面 別紙)

[給湯設備関係]

一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯設備の平均効率 10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(参考様式)

(第三面 別紙)

[給湯設備関係]

一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯設備の平均効率 10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

湯の使用用途 (洗面)

変更内容 ☒ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 (0.37) 変更後 (0.34) 減少率 (8.2) %

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(参考様式)

(第三面 別紙)

[太陽光発電関係]

次の（イ）または（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

（イ）太陽電池アレイのシステム容量の 2%を超えない減少

変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量

変更前 システム容量の合計値（ ）

変更後 システム容量の合計値（ ）

変更前・変更後のシステム容量減少率（ ） %

（ロ）パネル方位角の 30 度を超えない変更又は傾斜角の 10 度を超えない変更

パネル番号（ ）

パネル方位角 ☐ 30 度を超えない変更 （ ）度変更

パネル傾斜角 ☐ 10 度を超えない変更 （ ）度変更

パネル番号（ ）

パネル方位角 ☐ 30 度を超えない変更 （ ）度変更

パネル傾斜角 ☐ 10 度を超えない変更 （ ）度変更

(参考様式)

(第三面 別紙)

[太陽光発電関係]

次の（イ）または（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

（イ）太陽電池アレイのシステム容量の 2%を超えない減少

変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量

変更前 システム容量の合計値（ 2.15 ）

変更後 システム容量の合計値（ 2.11 ）

変更前・変更後のシステム容量減少率（ 1.9 ）%

（ロ）パネル方位角の 30 度を超えない変更又は傾斜角の 10 度を超えない変更

パネル番号（ ）

パネル方位角 ☐ 30 度を超えない変更 （ ）度変更

パネル傾斜角 ☐ 10 度を超えない変更 （ ）度変更

パネル番号（ ）

パネル方位角 ☐ 30 度を超えない変更 （ ）度変更

パネル傾斜角 ☐ 10 度を超えない変更 （ ）度変更

3) 軽微変更該当証明申請書（参考様式）

（参考様式）

（第一面）

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 平成 年 月 日
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】
【軽微な変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

(参考様式)

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

2026年 ○月 ○日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

申請者の住所又は	東京都千代田区●●町
主たる事務所の所在地	1-2-3
申請者の氏名又は名称	●●株式会社
代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長
	建築 エネ夫
設計者氏名	設計 太郎

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 ○○ 号

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 平成○○年○○月○○日

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】 ○○

【軽微な変更の概要】 ○○

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

4) 軽微変更該当証明書（参考様式）

（参考様式）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による
軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

建築主 様

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

(参考様式)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による
軽微変更該当証明書

第 123456789 号
2020年 〇 月 〇 日

建築主 ●●株式会社 代表取締役社長 建築 エネ夫 様

所管行政庁 〇〇〇〇〇 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 2026年〇〇月〇〇日
2. 建築場所 〇県〇市〇町1-2-3
3. 建築物又はその部分の概要

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。